

1 第200回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

安倍内閣総理大臣は令和元年9月11日、内閣改造を行い、第4次安倍第2次改造内閣が発足した。

第200回国会（臨時会）は、10月4日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、衆参両院の本会議において、12月9日までの67日間とする旨議決された。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、12常任委員長（内閣、総務、外交防衛、財政金融、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、国家基本政策、決算、行政監視）の辞任、15常任委員長の選挙（欠員中の法務、文教科学、議院運営含む）、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、震災復興）の設置、3調査会（国際経済、国民生活、資源）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置等が行われた。

(所信表明演説・質疑)

召集日当日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で10月7日及び8日、参議院で同8日及び9日にそれぞれ行われた。

(予算委員会)

10月10日及び11日に衆議院の予算委員会が、同15日及び16日に参議院の予算委員会が、いずれも安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、行われた。

また、11月6日に衆議院の予算委員会が、同8日に参議院の予算委員会が、いずれも安倍内閣総理大臣及び関係大臣出席の下、行われた。

(大臣の辞任)

菅原経済産業大臣は、10月17日に行われた選挙区内の有権者の通夜において、公設秘書が香典を受付に手渡したことが明らかになるなど、公職選挙法違反の疑い等を指摘されることとなり、同25日辞任、後任として梶山経済産業大臣が就任した。

また、河井法務大臣は、妻である河井あんり議員が当選した7月の第25回参議院議員通常選挙において、選挙スタッフに法定上限額を上回る報酬を支払っていたと週刊誌で報じられ、公職選挙法違反の疑い等を指摘されることとなり、10月31日辞任、後任として森法務大臣が就任した。

(会期延長をめぐる動き)

内閣総理大臣が主催し毎年春に行われている「桜を見る会」について、11月8日の参議院予算委員会の質疑において、参加者数、支出額が年々増えていることが指摘されたことを端緒に、「桜を見る会」開催要領に示される招待範囲を逸脱している可能性が高いことや招待者名簿

の廃棄等を問題視してきた野党は、会期最終日の12月9日、衆議院において、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会保障を立て直す国民会議及び社会民主党から衆議院議長に対し、総理主催「桜を見る会」をめぐる諸問題の審議のため、40日間の会期延長を求める申入れを行った。本申入れに関し、同日の衆議院議院

運営委員会において会期延長の件が諮られ賛成少数により否決、衆議院本会議においては会期延長に関し議長が発言するなど、野党から会期延長を求めたことを含め、会期延長をめぐり異例の展開となつたが、当初会期予定のとおり、12月9日に閉会した。

2 予算・決算

(1) 予算委員会

衆議院予算委員会では、10月10日及び11日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、予算の実施状況に関する件について質疑が行われた。参議院予算委員会においても、同15日及び16日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、予算の執行状況に関する調査を議題とし、質疑が行われた。

また、衆議院予算委員会では、11月6日、安倍内閣総理大臣及び関係大臣出席の下、予算の実施状況に関する件のうち、

国政全般についての集中審議が行われた。参議院予算委員会においても、同8日、安倍内閣総理大臣及び関係大臣出席の下、予算の執行状況に関する調査を議題とし、内政・外交の諸問題に関する集中審議が行われた。

(2) 平成三十年度決算

平成三十年度決算外2件は、11月19日に提出された後、参議院では、12月2日の本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。

3 法律案・条約・決議等

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出15件、継続2件のうち、16件が成立した（成立率94.1%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出16件のうち、1件が成立した（成立率6.3%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出10件、継続51件のうち、7件が成立した（成立率11.5%）。

条約は、今国会提出2件が承認された。

承認案件は、継続1件が承認された。

なお、今国会で可決された決議案はなかった。

(1) 日米貿易協定、日米デジタル貿易協定

日本と米国との間で物品の貿易につき、関税の撤廃又は削減の方法等を定め、両国間の物品の貿易を促進する「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件」（閣第1号）、日本と米国との間で、円滑で信

頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進する「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件」（閣第2号）が、10月15日、衆議院に提出された。

衆議院では、10月24日の本会議で両件について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両件が付託された外務委員会で、同30日に趣旨説明を聴取し、11月6日より質疑を行った。同7日には、外務委員会農林水産委員会経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。同13日に質疑を終局し、同15日に討論を行い、採決の結果、両件は承認すべきものと決定した。

11月19日の本会議において、両件は、討論の後、承認され、参議院に送付された。

参議院では、11月20日の本会議で両件について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両件が付託された外交防衛委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同28日には、外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会において質疑を行った。12月3日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両件は承認すべきものと決定した。

12月4日の本会議において、両件は、討論の後、承認され、国会の承認を得た。

（2）教職員給与特措法改正案

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について、1年単位の変形労働時間制を条例に

より実施できるようにする等のため「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（閣法第14号）が、10月18日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

11月19日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月3日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

12月4日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

（3）会社法改正案、会社法整備法案

会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講じる「会社法の一部を改正する法律案」（閣法第10号）、会社法の一部を改正する法律の施行に伴

い、商業登記法その他の関係法律の規定の整備等を行う「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（閣法第11号）が、10月18日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月12日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同19日より質疑を行った。同22日に両法律案に対する自民、立国社、公明及び維新共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両原案及び両修正案に対し質疑を行い、質疑を終局した後、両原案及び両修正案について討論を行い、採決

の結果、両修正案を可決し、両法律案は修正議決すべきものと決定した。

11月26日の本会議において、両法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、11月27日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、同28日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月3日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案は可決すべきものと決定した。

12月4日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

4 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された12機関32名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(2) 情報監視審査会

審査会は4回開会された。平成30年5月18日及び令和元年6月7日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、10月30日に衛藤国務大臣から説明を聴き、11月6日に政府から補足説明を聴いた後、質疑を行った。また同日、本審査会の年次報告書における指摘事項等について、政府からの説明聴取及び質疑を行った後、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府からの説明聴取及び

質疑を行った。同20日には、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府から説明を聴いた。

また、12月4日の審査会において、平成30年12月1日から令和元年8月31までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書

（令和元年12月）を議決し、議長に提出した。その後、同6日の本会議において、会長が同報告書の概要等について、報告を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(元. 10. 4)	会期中選任
議長		山東 昭子 (無)	
副議長		小川 敏夫 (無)	
常任委員長		水落 敏栄 (自民) * 若松 謙維 (公明) * 竹谷 とし子 (公明) * 北村 経夫 (自民) * 中西 祐介 (自民) * 吉川 ゆうみ (自民) * そのだ 修光 (自民) * 江島 潔 (自民) * 磯崎 哲史 (※) * 田名部 匠代 (※) * 牧山 ひろえ (※) * 真山 勇一 (※) * 金子 原二郎 (自民) 中川 雅治 (自民) * 川田 龍平 (※) * 松村 祥史 (自民) * 室井 邦彦 (維新)	
特別委員長		杉 久武 (公明) * 小西 洋之 (※) * 山谷 えり子 (自民) * 丸川 珠代 (自民) * 山本 順三 (自民) * 佐藤 信秋 (自民) * 青木 愛 (※) *	
調査会長		鶴保 康介 (自民) * 白 真勲 (※) * 宮沢 洋一 (自民) *	
憲法審査会会长		林 芳正 (自民) *	
情報監視審査会会长		中曾根 弘文 (自民)	
政治倫理審査会会长		有村 治子 (自民)	
事務総長		郷原 悟	岡村 隆司 元. 12. 9

*立憲・国民・新緑風会・社民

*召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 4. 7.25 任期満了			② 7. 7.28 任期満了		
		比 例	選 挙 区	合 計	比 例	選 挙 区	合 計
自由民主党・国民の声	113 (19)	20 (5)	37 (5)	57 (10)	18 (3)	38 (6)	56 (9)
立憲・国民・新緑風会・社民	61 (18)	12 (3)	21 (7)	33 (10)	12 (3)	16 (5)	28 (8)
公 明 党	28 (5)	7	7 (3)	14 (3)	7 (1)	7 (1)	14 (2)
日本維新の会	16 (3)	3 (1)	3 (1)	6 (2)	5	5 (1)	10 (1)
日本共産党	13 (5)	5 (2)	1	6 (2)	4 (1)	3 (2)	7 (3)
沖縄の風	2	0	1	1	0	1	1
れいわ新選組	2 (1)	0	0	0	2 (1)	0	2 (1)
碧水会	2 (2)	0	0	0	0	2 (2)	2 (2)
みんなの党	2	1	0	1	1	0	1
各派に属しない議員	6 (3)	0	3 (1)	3 (1)	1 (1)	2 (1)	3 (2)
合 計	245 (56)	48 (11)	73 (17)	121 (28)	50 (10)	74 (18)	124 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	245	48	73	121	50	74	124

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は令和4年7月25日任期満了、○印の議員は令和7年7月28日任期満了

また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党・国民の声】

(113名)

足立	敏之 (比 例)	阿達	雅志 (比 例)	青木	一彦 (鳥取・島根)
青山	繁晴 (比 例)	○赤池	誠章 (比 例)	朝日	健太郎 (東 京)
○有村	治子 (比 例)	○石井	準一 (千 葉)	石井	浩郎 (秋 田)
○石井	正弘 (岡 山)	○石田	昌宏 (比 例)	磯崎	仁彦 (香 川)
猪口	邦子 (千 葉)	今井	絵理子 (比 例)	岩井	茂樹 (静 岡)
○岩本	剛人 (北海道)	宇都	隆史 (比 例)	上野	通子 (栃 木)
江島	潔 (山 口)	○衛藤	晟一 (比 例)	小川	克巳 (比 例)
小野田	紀美 (岡 山)	○尾辻	秀久 (鹿児島)	大家	敏志 (福 岡)
○大野	泰正 (岐 阜)	○太田	房江 (大 阪)	岡田	直樹 (石 川)
岡田	広 (茨 城)	○加田	裕之 (兵 庫)	片山	さつき (比 例)
金子	原二郎 (長 崎)	○河井	あんり (広 島)	○北村	経夫 (比 例)
こやり	隆史 (滋 賀)	○古賀	友一郎 (長 崎)	○上月	良祐 (茨 城)
佐藤	啓 (奈 良)	○佐藤	信秋 (比 例)	○佐藤	正久 (比 例)
○酒井	庸行 (愛 知)	○清水	真人 (群 馬)	自見	はなこ (比 例)
○島村	大 (神奈川)	進藤	金日子 (比 例)	末松	信介 (兵 庫)
○世耕	弘成 (和歌山)	関口	昌一 (埼 玉)	そのだ	修光 (比 例)
高階	恵美子 (比 例)	○高野	光二郎 (徳島・高知)	○高橋	克法 (栃 木)
○高橋	はるみ (北海道)	○滝沢	求 (青 森)	○滝波	宏文 (福 井)
○武見	敬三 (東 京)	○柘植	芳文 (比 例)	鶴保	庸介 (和歌山)
○堂故	茂 (富 山)	徳茂	雅之 (比 例)	○豊田	俊郎 (千 葉)
中川	雅治 (東 京)	中曾根	弘文 (群 馬)	中西	健治 (神奈川)
中西	哲 (比 例)	中西	祐介 (徳島・高知)	○長峯	誠 (宮 崎)
二之湯	智 (京 都)	○西田	昌司 (京 都)	野上	浩太郎 (富 山)
野村	哲郎 (鹿児島)	○羽生田	俊 (比 例)	長谷川	岳 (北海道)
○馬場	成志 (熊 本)	○橋本	聖子 (比 例)	○林	芳正 (山 口)
福岡	資磨 (佐 賀)	藤井	基之 (比 例)	藤川	政人 (愛 知)
藤木	眞也 (比 例)	藤末	健三 (比 例)	○古川	俊治 (埼 玉)
○堀井	巖 (奈 良)	○本田	顕子 (比 例)	○舞立	昇治 (鳥取・島根)
○牧野	たかお (静 岡)	松川	るい (大 阪)	松下	新平 (宮 崎)
松村	祥史 (熊 本)	○松山	政司 (福 岡)	○丸川	珠代 (東 京)
○三浦	靖 (比 例)	○三木	亨 (比 例)	三原	じゅん子 (神奈川)
○三宅	伸吾 (香 川)	水落	敏栄 (比 例)	○宮崎	雅夫 (比 例)
宮沢	洋一 (広 島)	宮島	喜文 (比 例)	○宮本	周司 (比 例)
元榮	太一郎 (千 葉)	○森	まさこ (福 島)	○森屋	宏 (山 梨)
山崎	正昭 (福 井)	○山下	雄平 (佐 賀)	○山田	修路 (石 川)
○山田	太郎 (比 例)	○山田	俊男 (比 例)	山田	宏 (比 例)
山谷	えり子 (比 例)	山本	順三 (愛 媛)	○吉川	ゆうみ (三 重)
○和田	政宗 (比 例)	渡辺	猛之 (岐 阜)		

【立憲・国民・新緑風会・社民】

(61名)

足立	信也 (大分)	青木 愛 (比例)	有田 芳生 (比例)
伊藤	孝恵 (愛知)	○石垣 のりこ (宮城)	○石川 大我 (比例)
石橋	通宏 (比例)	○磯崎 哲史 (比例)	○打越 さく良 (新潟)
江崎	孝 (比例)	○小沢 雅仁 (比例)	○小沼 巧 (茨城)
○大塚	耕平 (愛知)	○勝部 賢志 (北海道)	川合 孝典 (比例)
○川田	龍平 (比例)	木戸口 英司 (岩手)	○岸 真紀子 (比例)
○熊谷	裕人 (埼玉)	郡司 彰 (茨城)	小西 洋之 (千葉)
小林	正夫 (比例)	古賀 之士 (福岡)	斎藤 嘉隆 (愛知)
櫻井	充 (宮城)	○塩村 あやか (東京)	芝 博一 (三重)
○榛葉	賀津也 (静岡)	○須藤 元気 (比例)	杉尾 秀哉 (長野)
○田島	麻衣子 (愛知)	田名部 匠代 (青森)	○田村 まみ (比例)
徳永	エリ (北海道)	那谷屋 正義 (比例)	○長浜 博行 (千葉)
難波	奨二 (比例)	○野田 国義 (福岡)	○羽田 雄一郎 (長野)
○芳賀	道也 (山形)	白 真勲 (比例)	鉢呂 吉雄 (北海道)
浜口	誠 (比例)	○浜野 喜史 (比例)	福島 みづほ (比例)
福山	哲郎 (京都)	舟山 康江 (山形)	真山 勇一 (神奈川)
○牧山	ひろえ (神奈川)	増子 輝彦 (福島)	○水岡 俊一 (比例)
宮沢	由佳 (山梨)	森 ゆうこ (新潟)	○森本 真治 (広島)
○森屋	隆 (比例)	矢田 わか子 (比例)	柳田 稔 (広島)
○横沢	高徳 (岩手)	○吉川 沙織 (比例)	○吉田 忠智 (比例)
蓮	舫 (東京)		

【公明党】

(28名)

秋野	公造 (比例)	伊藤 孝江 (兵庫)	石川 博崇 (大阪)
○河野	義博 (比例)	熊野 正士 (比例)	○佐々木さやか (神奈川)
里見	隆治 (愛知)	○塩田 博昭 (比例)	○下野 六太 (福岡)
○杉	久武 (大阪)	高瀬 弘美 (福岡)	○高橋 光男 (兵庫)
竹内	真二 (比例)	竹谷 とし子 (東京)	谷合 正明 (比例)
○新妻	秀規 (比例)	西田 実仁 (埼玉)	浜田 昌良 (比例)
○平木	大作 (比例)	三浦 信祐 (神奈川)	宮崎 勝 (比例)
○矢倉	克夫 (埼玉)	○安江 伸夫 (愛知)	○山口 那津男 (東京)
○山本	香苗 (比例)	○山本 博司 (比例)	横山 信一 (比例)
○若松	謙維 (比例)		

【日本維新の会】

(16名)

浅田	均 (大阪)	○東 徹 (大阪)	石井 章 (比例)
石井	苗子 (比例)	○梅村 聰 (比例)	○梅村 みづほ (大阪)
○音喜多	駿 (東京)	片山 大介 (兵庫)	片山 虎之助 (比例)

- 清水 貴之（兵庫） ○柴田 巧（比例） ○鈴木 宗男（比例）
高木 かおり（大阪） ○松沢 成文（神奈川） ○室井 邦彦（比例）
○柳ヶ瀬 裕文（比例）

【日本共産党】

(13名)

- 井上 哲士（比例） ○伊藤 岳（埼玉） 市田 忠義（比例）
岩渕 友（比例） ○紙 智子（比例） ○吉良 よし子（東京）
○倉林 明子（京都） ○小池 晃（比例） 田村 智子（比例）
大門 実紀史（比例） 武田 良介（比例） ○山下 芳生（比例）
山添 拓（東京）

【沖縄の風】

(2名)

- 伊波 洋一（沖縄） ○高良 鉄美（沖縄）

【れいわ新選組】

(2名)

- 木村 英子（比例） ○船後 靖彦（比例）

【碧水会】

(2名)

- 嘉田 由紀子（滋賀） ○ながえ 孝子（愛媛）

【みんなの党】

(2名)

- 立花 孝志（比例） 渡辺 喜美（比例）

【各派に属しない議員】

(5名)

- 安達 澄（大分） 小川 敏夫（東京） ○山東 昭子（比例）
○寺田 静（秋田） 平山 佐知子（静岡）

5 議員の異動

第199回国会閉会後及び今国会（元. 10. 4召集）中における議員の異動

○公職選挙法第90条による退職

立花 孝志君（みん・比例）

元. 10. 10 退職

○補欠当選

上田 清司君（無・埼玉）

元. 10. 27 任期開始

○繰上補充当選

浜田 智君（みん・比例）

元. 10. 23 任期開始（立花孝志君退職による）

○会派解散

「立憲民主党・民友会・希望の会」

元. 9. 30 解散

「国民民主党・新緑風会」

元. 9. 30 解散

○会派解消

「みんなの党」

元. 10. 10 解消（公職選挙法第90条による退職により所属議員が1名となったため）

○会派結成

「立憲・国民・新緑風会・社民」 元. 9. 30 結成

長浜 博行君（代表）

足立	信也君	青木	愛君	有田	芳生君
伊藤	孝恵君	石垣	のりこ君	石川	大我君
石橋	通宏君	儀崎	哲史君	打越	さく良君
江崎	孝君	小沢	雅仁君	小沼	巧君
大塚	耕平君	勝部	賢志君	川合	孝典君
川田	龍平君	木戸口	英司君	岸	真紀子君
熊谷	裕人君	郡司	彰君	小西	洋之君
小林	正夫君	古賀	之士君	斎藤	嘉隆君
櫻井	充君	塩村	あやか君	芝	博一君
榛葉	賀津也君	須藤	元気君	杉尾	秀哉君
田島	麻衣子君	田名部	匡代君	田村	まみ君
徳永	エリ君	那谷屋	正義君	難波	奨二君

野田	国義君	羽田	雄一郎君	芳賀	道也君
白	眞勲君	鉢呂	吉雄君	浜口	誠君
浜野	喜史君	福島	みづほ君	福山	哲郎君
舟山	康江君	真山	勇一君	牧山	ひろえ君
増子	輝彦君	水岡	俊一君	宮沢	由佳君
森	ゆうこ君	森本	真治君	森屋	隆君
矢田	わか子君	柳田	稔君	横沢	高徳君
吉川	沙織君	吉田	忠智君	蓮	舫君

「みんなの党」 元. 10. 23 結成

渡辺 喜美君（代表）

浜田 聰君

○所属会派異動・会派所属

－元. 9. 19 立憲民主党・民友会・希望の会に入会－

打越 さく良君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出15件のうち、会社法改正案、教育職員給与特措法改正案等14件が成立し、残る1件については、本院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた2件が、いずれも成立した。

参法は、新規提出16件のうち、鯨類科学調査実施法改正案1件が成立し、残る15件については、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出10件のうち、ハンセン病元患者家族補償金支給法案等7件が成立し、残る3件については、衆議院において2件が継続審査、1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた51件は、衆議院において49件が継続審査、2件が撤回となった。

条約は、新規提出2件が、いずれも承認された。

承認案件は、衆議院において継続審査となっていた1件が承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた2件が、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、新規提出の平成三十年度決算外2件が継続審査となり、平成二十九年度N H K 決算（第197回国会提出）及び新規提出の平成三十年度N H K 決算は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、香港情勢に関する決議案1件が提出され、審査未了となった。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	15	14	1	0	0	0	0	0	
	衆継	2	2	0	0	0	0	0	0	
参法	新規	16	1	0	0	15	0	0	0	
衆法	新規	10	7	0	0	0	2	0	1	
	衆継	51	0	0	0	0	49	0	0	撤回2
条約	新規	2	2	0	0	0	0	0	0	
承認	衆継	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	衆継	2	0	0	0	0	2	0	0	
決算その他	新規	4	0	3	0	1				
	継続	1	0	0	0	1				
決議		1	0	0	0	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（17件）（継続2件を含む）

●両院を通過したもの（16件）（継続2件を含む）

- 1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案
- 6 肥料取締法の一部を改正する法律案
- 7 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 10 会社法の一部を改正する法律案（修）
- 11 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（修）
- 13 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
- 14 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 15 港湾法の一部を改正する法律案

（第198回国会提出）

- 48 地域再生法の一部を改正する法律案
- 54 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

●衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したもの（1件）

- 12 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（16件）

●両院を通過したもの（1件）

- 16 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案

●本院において委員会等に付託されなかったもの（15件）

- 1 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 3 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 5 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案
- 9 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 地方自治法の一部を改正する法律案
- 11 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

- 13 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 14 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 公職選挙法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（61件）（継続51件を含む）

●両院を通過したもの（7件）

- 2 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案
- 4 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 行政書士法の一部を改正する法律案
- 7 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案
- 8 母子保健法の一部を改正する法律案
- 9 令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（51件）（継続49件を含む）

- 5 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案
- 10 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

（第195回国会提出）

- 4 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

（第196回国会提出）

- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 4 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 5 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
- 6 対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案
- 7 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案
- 13 主要農作物種子法案
- 18 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 21 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
- 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 31 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 32 公務員庁設置法案
- 33 農業者戸別所得補償法案
- 35 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 37 民法の一部を改正する法律案
- 38 介護・障害福祉従事者的人材確保に関する特別措置法案
- 39 保育等従業者的人材確保のための待遇の改善等に関する特別措置法案

- 42 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
43 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案
- (第197回国会提出)
- 2 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
 - 3 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
 - 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 11 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
 - 12 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
- (第198回国会提出)
- 6 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案
 - 9 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
 - 15 民法の一部を改正する法律案
 - 19 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案
 - 20 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案
 - 21 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
 - 22 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
 - 23 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
 - 24 エネルギー協同組合法案
 - 25 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
 - 26 手話言語法案
 - 27 視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案
 - 28 多文化共生社会基本法案
 - 29 自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案
 - 30 認知症基本法案
 - 31 行政監視院法案
 - 32 国会法の一部を改正する法律案
 - 34 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
 - 35 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
 - 36 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 衆議院において審査未了のもの（1件）
- 1 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案
- 撤回されたもの（継続2件）
- (第196回国会提出)
- 40 産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案
- (第198回国会提出)
- 33 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案
- ◎条約（2件）
- 両院を通過したもの（2件）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件
- 2 デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（継続1件）

- 両院を通過したもの（継続1件）

（第198回国会提出）

- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（継続2件）

- 衆議院において閉会中審査するに決したもの（継続2件）

（第198回国会提出）

- 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

◎決算その他（5件）

- 閉会中審査するに決したもの（3件）

- 平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

- 平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 委員会に付託されなかったもの（2件）

- 日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第197回国会提出）

- 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（1件）

- 未了のもの（1件）

- 1 香港情勢に関する決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 元. 11.7可決 参議院 11. 11内閣委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。

二、諸手当の改定

1 住居手当について、支給対象となる家賃額の下限を16,000円（現行12,000円）に引き上げるとともに、支給月額の上限を28,000円（現行27,000円）に引き上げる。

2 勤勉手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二の1等は令和2年4月1日から施行し、一は平成31年4月1日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

【附帯決議】(元. 11. 14内閣委員会議決)

政府及び人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 人事院においては、俸給表に定める給与について、国家公務員法第28条第2項に規定する100分の5以上増減する必要が生じたと認められた場合以外であっても、職員の士気や意欲の低下を招くことのないよう、俸給表を改定することが適當と判断したときは、勧告を怠らず、情勢適応の原則に基づく民間準拠を徹底すること。

二 国家公務員制度改革基本法第12条の規定に基づく自律的労使関係制度の措置については、本委員会が国家公務員法等の一部を改正する法律案に付した平成26年4月10日の附帯決議の趣旨に鑑み、政府においては、国民の理解を得た上で、職員団体との合意形成を図りつつ、引き続き検討に努めること。

三 有為な人材の処遇改善と昇任に配慮すること。については、職員の採用年次や合格した採用試験の種類にとらわれず、能力・実績に基づく人事管理が行われるよう、能力評価・業績評価の精度を高めること。

四 職員の健康確保や人材確保の観点等から、国家公務員の長時間労働の是正に向けて、平成31年4月1日に施行された改正人事院規則等の下、その取組を加速し、人事院は必要に応じて制度の運用状況についてフォローアップを行い、各府省を指導すること。

五 各府省で働く障害を有する職員が、その能力を十分に発揮して活躍できるよう、十全の措置を講ずること。また、職場生活に満足し、職場に定着することができるよう、職場環境やサポート体制の整備を図ること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 元. 11. 7可決 参議院 11. 11内閣委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一の1は平成31年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 元. 11.14可決 参議院 11.18法務委員会付託 11.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成31年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 元. 11.14可決 参議院 11.18法務委員会付託 11.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成31年4月1日から適用する。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 元. 11.7可決 参議院 11.11農林水産委員会付託 11.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るために、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林水産物・食品輸出本部

- 1 農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）を置き、本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどることとする。
- 2 本部の長は、農林水産大臣をもって充て、本部員は、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生

労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等をもって充てることとする。

二、基本方針及び実行計画

本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定め、基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画を作成するものとする。

三、輸出証明書の発行等

- 1 主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、主務大臣又は都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、輸出証明書を発行することができるこことする。
- 2 主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、その区域（海域を含む。）において農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する過程において有害な物質が混入するおそれがないことその他の輸出先国の政府機関が定める要件に適合する区域（以下「適合区域」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下「区域指定農林水産物等」という。）について、主務大臣又は都道府県知事等が適合区域を指定するよう求められている場合には、区域指定農林水産物等の適合区域を指定することができるこことする。
- 3 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設（以下「適合施設」という。）において生産され、製造され、加工され、又は流通することが輸入条件として定められている農林水産物又は食品として主務省令で定めるもの（以下「施設認定農林水産物等」という。）について、主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関が適合施設を認定するよう求められている場合であって、施設認定農林水産物等に係る施設の設置者又は管理者から申請があったときは、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができるこことする。

四、登録認定機関

登録認定機関の登録を受けようとする者は、主務大臣に登録の申請をしなければならないこととし、主務大臣は、登録の申請をした者が適合施設の認定を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること等の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないこことする。

五、農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- 1 農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためにこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（以下「輸出事業」という。）に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
- 2 認定輸出事業に食品等の流通の合理化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第6条第1項に規定する認定事業者とみなし、また、認定輸出事業に製造過程の管理の高度化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第6条第1項の認定を受けた者とみなして、それぞれ株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け等の支援措置を受けることができることとする。

六、施行期日

この法律は、令和2年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（元. 11. 19農林水産委員会議決）

我が国では、人口減少や高齢化を背景に、今後国内の食市場は縮小する一方、世界に目を転じると、アジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食市場は大きく拡大するものと見込まれている。また、我が国の農林水産物・食品は、安全でおいしいと諸外国か

ら高い評価を受けており、農林水産物・食品の輸出額は昨年まで6年連続で過去最高を更新している。こうした中、世界の食市場の更なる獲得に向けては、成長著しいアジア諸国のみならず、富裕層を擁する欧米の大市場も重視した、一層、戦略的・積極的な取組が必要である。

しかしながら、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が平成23年の原発事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど、厳しい課題にも直面している。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農林水産物・食品輸出本部が輸出促進を担う司令塔組織として十分に機能するよう、実効ある組織体制を整備すること。
- 二 農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の申請及び発行その他の手続並びに相談についてワンストップサービスを早期に構築するなど、輸出に取り組む事業者の負担軽減措置の実現に早急に取り組むこと。

また、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者が、自らの輸出產品及び輸出先国・地域に適した地域商社・海外バイヤー等とのマッチングが適切に実現するよう、十分に支援すること。
- 三 輸出証明書の発行、生産区域の指定、加工施設の認定等を行う地方自治体及び加工施設の認定等を行う登録認定機関がその業務を適切かつ円滑に行うことができるよう、輸入規制の基準等の解釈その他の情報を適時適切に共有するとともに、これら関係機関との連携強化に努めること。
- 四 流通の広域化や国際化が進む中で、日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化していくため、G A P認証等、世界の食市場において通用する認証を取得しようとする取組を更に推進すること。
- 五 食品・農林水産物等の輸入条件としてH A C C Pの取組を求める動きが世界的に広がっている現状を踏まえ、H A C C Pの導入等に取り組む事業者に対し、その事業規模に即したきめ細かな支援措置を実施すること。
- 六 我が国の地理的表示や地名の海外における不正使用や、第三者による商標登録、植物新品種の海外流出が行わぬよう、適切に対応すること。また、農林水産業の輸出力強化に向け、知的財産の戦略的活用に取り組むこと。
- 七 和牛は関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、不正に外国に持ち出されたり、使用されたりすることのないよう、流通管理の在り方や知的財産としての遺伝資源の保護の在り方について、法整備も含めた検討を加速すること。
- 八 原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、政府間交渉に必要な情報・科学データの収集・分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き強く要請すること。
- 九 昨年9月に国内において26年ぶりに発生したC S F（豚コレラ）について、その発生及び感染拡大の原因を徹底的に究明・分析した上で、あらゆる手段行使し、将来の輸出拡大も見据え、一刻も早い事態の終息に努めること。
- 十 農林水産物・食品の輸出促進に取り組むに当たっては、農林漁業者の経営の安定と所得の向上、農山漁村の活性化に資するよう、十分留意すること。
- 十一 輸出促進にあわせて、我が国農林水産業の生産基盤の強化と生産の拡大を図り、国産農林水産物を原材料とする高付加価値商品等の研究開発及び成果利用の促進に対する支援を拡充すること。

右決議する。

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 元. 11.21可決 参議院 11.21農林水産委員会付託 11.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化に鑑み、肥料の品質の確保及び肥料生産

等に関する規制の合理化を図るため、肥料の公定規格に使用される原料についての規格を追加するとともに、届出により普通肥料と特殊肥料を配合した肥料の生産を可能とするほか、肥料の表示の基準の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「肥料の品質の確保等に関する法律」とすることとする。

二、肥料の原料管理制度の導入

- 1 農林水産大臣は、肥料に使用される原料についての規格を定めることとする。
- 2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が、肥料の原料又は生産の方法に関して、虚偽の宣伝をし、又は誤解を生ずるおそれのある名称を用いることを禁止することとする。
- 3 肥料の生産業者又は輸入業者は、その生産又は輸入した肥料の原料その他の農林水産省令で定める事項を記載した帳簿を備え付けなければならないこととする。

三、肥料の配合に関する規制の見直し

次に掲げる肥料（五の1において「指定混合肥料」という。）について、届出により生産又は輸入することができることとする。

- 1 専ら登録を受けた普通肥料が配合される普通肥料
- 2 登録を受けた普通肥料及び届出がされた特殊肥料が配合される普通肥料
- 3 登録を受けた普通肥料又は届出がされた特殊肥料に、農林水産省令で定める土壤改良資材が混入される普通肥料
- 4 農林水産大臣が定める方法により、1から3までの肥料を加工する普通肥料

四、肥料の表示基準の整備

- 1 農林水産大臣は、必要と認めるときは普通肥料の表示基準を定めるものとする。
- 2 農林水産大臣は、普通肥料及び特殊肥料の表示基準に従わない者に対し、指示を行うことができるとしてし、当該指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができるとともに、当該指示に係る表示基準が、消費者の利益に資するため特に必要なものとして農林水産大臣が定めるものに該当するときは、当該指示に従わない者に対し、命令を行うことができるることとする。

五、その他

1 届出期日の変更

指定混合肥料又は特殊肥料の生産又は輸入に係る届出の期日を、その事業を開始する2週間前までから、その事業を開始する1週間前までに改めることとする。

2 特殊肥料の届出事項の追加

特殊肥料の届出事項として、肥料の種類を追加することとする。

3 行政処分等

登録又は仮登録を取り消された肥料の生産業者又は輸入業者は、当該肥料と同一の肥料について、その名称が異なる場合であっても、取消しの日から1年間は、登録又は仮登録を受けることができないこととする。

4 その他

罰則規定その他の規定について所要の整備を行うこととする。

六、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、五の3については、公布の日、二及び四については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととする。

【附帯決議】(元.11.26農林水産委員会議決)

世界的に肥料需要が高まる中で、将来にわたる肥料の安定供給のためには、国内で発生する低廉な堆肥や産業副産物由来の原料の活用を進めることが重要とされている。また、農地土壤について、

地力の低下や塩基バランスの崩れ等が懸念される状況にあることから、肥料に関し、品質の確保はもとより農業現場の需要に柔軟に対応した供給を行うことが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 原料のリスト化に伴う公定規格の見直しに当たっては、土壤の改善、資源循環等のメリットを有する産業副産物由来の原料の有効利用に留意すること。その際、肥料原料に係る有害物質の除去やその混入及び濃縮の防止をはじめ、肥料の品質及び安全性確保のための実効性ある監視体制を整備すること。
- 二 肥料の原料についての帳簿への記載の義務化については、違反事例がある場合等における迅速な入手経路の把握及び対応が行えるよう、トレーサビリティの実効性を確保すること。
- 三 普通肥料の表示基準の策定及び保証票の記載内容の見直しについては、公正性や透明性を確保した手続により行うこと。また、農業者の利便性を向上させるとともに、海外輸出向けの生産や有機農業等のより詳細な情報を必要とする生産を行う農業者への情報提供をはじめ、施肥に有用な情報の提供を充実することを旨として行うこと。さらに、原料構成の変更に伴う保証票の作り直し等に係る生産業者の負担軽減についても配慮すること。
- 四 肥料の登録及び届出の手続については、電子化する等により、一層の合理化を図ること。
- 五 地力の増進、収量の増加等、農業生産力を強化するため、土壤診断に基づく適切な土づくりの促進を図ること。また、土づくりに重要とされる堆肥をはじめとする特殊肥料の利用拡大に向け、耕種農家のニーズ等に対応した堆肥の高品質化を図るとともに、家畜排せつ物の地域偏在や輸送等の課題を解消するために必要な措置を講じること。
- 六 C S F (豚コレラ) の防疫のための流通制限により、豚の排せつ物を利用した堆肥の確保が困難となる事例が生じていることに鑑み、その供給や流通に関する情報の収集・提供等、必要な措置を講じること。
- 七 題名を含めた抜本的見直しを内容とする本法について、肥料の品質の確保及び農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等の推進の観点から行われるものであることを周知徹底するとともに、施行に伴い、農業経営の安定に資する安価で高品質な肥料の供給促進を図り、農業者への新たな負担や肥料の製造・流通段階での混乱が生じないようにすること。

右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 元. 11. 8可決 参議院 11. 12外交防衛委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊の学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の172.5とする。
- 三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の170とする。
- 四、自衛官俸給表の俸給月額及び自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額を改定する。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、一については平成31年4月1日から適用する。ただし、三については令和2年4月1日から、四については令和3年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 元. 11. 19可決 参議院 11. 20経済産業委員会付託 11. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、情報処理システムの高度利用を促進するための独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 目的の改正

この法律の目的を、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進すること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図ることとする。

二 情報処理安全確保支援士の規定の見直し

情報処理安全確保支援士の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

三 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

1 情報処理システムの運用及び管理に関する指針

イ 経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針を定めるものとする。

ロ イの指針においては、情報処理システムの運用及び管理に関する基本的事項、情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項、情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項等を定めるものとする。

ハ 経済産業大臣は、おおむね2年ごとにイの指針に検討を加え、必要があるときは変更をするものとする。

2 基準に適合する事業者の認定等

イ 経済産業大臣は、事業者からの申請に基づき、当該事業者について、1のロに掲げる事項に関する取組の実施の状況が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合することとの認定を行うことができる。

ロ イの認定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

ハ 経済産業大臣は、イの認定等に関する事務を独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

ニ 経済産業大臣は、イの認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

3 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であって、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものについて、特別枠の設定及び保険料率の引下げ等の措置を講ずる。

四 機構の目的

機構の目的に、情報処理システムの高度利用の促進の業務を行うことを追加する。

五 機構の行う業務の追加

1 機構は、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るために、情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価の業務を行う。

- 2 機構は、各省各庁の長又は事業者の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行う。
- 3 機構は、認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力の業務を行う。
- 4 機構は、三の2のイの認定等に関する事務を行う。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.11.28経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 企業のデジタル経営改革の推進に当たっては、個人情報の保護に万全を期するとともに、我が国の産業競争力の強化が図られるよう、外部専門家の知見を積極的に取り入れて適切な指針を策定し、デジタル技術の急速な進化等に対応しつつ適時見直しを行うこと。
また、「DX格付」に係る認定制度の導入に当たり、中小企業を含め、「2025年の崖」の克服に向けてレガシーシステム刷新への集中的な取組を加速させるとともに、データ・デジタル技術を活用した新たなビジネス変革につながる取組に資するよう、更なる支援を検討すること。
- 二 AI等の先進的な技術を活用するためのアーキテクチャ構築に当たっては、関係者間での認識共有や合意形成を加速させるとともに、その中心的な役割を担う「産業アーキテクチャ・デザインセンター」に高度専門人材を集約し、海外の先進的な機関との連携を進める等、コネクテッド・インダストリーズの重点分野を中心に戦略的な取組を進めること。その際、個人情報の取扱いに十分配慮し、企業活動のために不当にその共有化が行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴取し、その意見を尊重して取り組むこと。
- 三 クラウドサービスの安全評価体制の構築に当たっては、個人情報の保護に特に配慮し、災害やサイバー攻撃等のあらゆるリスクに備えるものとするとともに、政府においてもクラウドサービス関連技術の利用に適した体制整備を進めること。
- 四 情報処理安全確保支援士の更新制度の導入に当たっては、法定講習の内容の充実を図り、質の高いセキュリティ人材を育成・確保するとともに、企業が情報処理安全確保支援士を活用するインセンティブが高まるような取組の実施に努めること。
また、高度IT人材・セキュリティ人材の育成・確保については、地方の実情も踏まえ、产学研官連携による実践的な人材育成等の具体的な取組を総合的に進めること。
- 五 ソサエティ5.0の実現に向け、企業におけるデジタル経営改革の必要性について、中小企業を含め、経営者、従業員及び投資家等から理解が得られるよう、具体例を分かりやすく明示する等の方法により、更なる啓発に努めること。あわせて、個人のITリテラシーを向上させるための取組を進めること。

右決議する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 元.11.21可決 参議院 11.26地方創生及び消費者問題に関する特別委員会 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法（昭和28年法律第6号）の特例措置及び地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）の特例措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、酒税法の特例に関する措置の追加

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第7条第1項の規定により清酒の製造免許を受けた者（以下「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた清酒製造者による清酒の製造体験事業の実施主体である当該清酒製造者（以下「認定計画特定清酒製造者」という。）が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（以下「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。

二、都市計画法の特例に関する措置の追加

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域であって、1及び2に掲げる特性を有することにより、市街化区域に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成（以下「建築物の建築等」という。）が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの（以下「特定市街化調整区域」という。）において、当該特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業を当該地方公共団体が自ら施行することができる。

- 1 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。
- 2 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

会社法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 元. 11.26修正議決 参議院 11.27法務委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 株主総会に関する規律の見直し

- 1 定款の定めにより、取締役が、事業報告等の株主総会資料をウェブサイトに掲載して株主に提供し、請求をした株主に対してのみ当該資料を書面により交付する旨の規定を設ける。
- 2 株主が株主総会において提案することができる議案の数を制限する規定を設ける。

二 取締役等に関する規律の見直し

- 1 取締役会に取締役の報酬の決定方針の決定を義務付ける規定を設けるとともに、株式を取締役の報酬として付与するために必要となる株主総会における決議事項等を定める規定を設ける。
- 2 役員等がその職務の執行に関し責任の追及等を受けたことにより要する費用等を、株式会社

が当該役員等に対して補償する契約を締結するための手続等を定める規定を設ける。

3 業務執行を社外取締役に委託するための手続を定める規定を設けるとともに、監査役会設置会社に社外取締役の設置を義務付ける規定を設ける。

三 社債の管理等に関する規律の見直し

1 社債管理者よりも裁量が限定された社債管理補助者制度を新設し、関連する規定を整備する。

2 株式会社が他の株式会社を子会社とするために自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付するための手続等に関する規定を設ける。

四 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の1については公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ること等の修正が行われた。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院 元. 11.26修正議決 参議院 11.27法務委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか90の関係法律に所要の整備等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い所要の規定の整備を行う修正が行われた。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 元. 12.3可決 参議院 12.9法務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものである。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 元. 11.14可決 参議院 11.18財政金融委員会付託 11.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における我が国に対する投資活動を取り巻く環境の変化に鑑み、我が国への投資の一層の活性化を図りつつ対内直接投資等の適切な調整を図る観点から、対内直接投資等及び特定取得に係る届出についての特例を設けるとともに、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対内直接投資等及び特定取得の届出の特例

外国投資家は、対内直接投資等のうち、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいもの以外のもの又は特定取得のうち、国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいもの以外のものを行おうとする場合には、対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準又は特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を遵守することを条件に、届出を要しない。

二、対内直接投資等の定義の見直し

- 1 対内直接投資等に該当する上場会社等の株式の取得を、株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者が所有等をする株式の数を合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が100分の1以上となる場合とする。
- 2 対内直接投資等に該当する行為に、上場会社等の議決権の取得、会社の経営に重要な影響を与える事項に関し行う同意及び居住者からの事業の譲受け等による事業の承継を追加する。

三、国内行政機関及び外国政府との情報交換

- 1 財務大臣及び事業所管大臣は、対内直接投資等及び特定取得の運用に関し、特に必要があるときは、外務大臣その他の関係行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 財務大臣及び事業所管大臣は、外国執行当局に対し、その職務の遂行に資する情報を、当該情報が外国執行当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと等を確認した上で、提供することができる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.11.21財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 世界の安全保障環境が厳しさを増している中、我が国の対内直接投資の事前届出審査制度の改善を図る本改正が、経済の健全な発展に資する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等に関わる技術の流出や事業の喪失を防止し、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持に資するよう、事前届出制度の適切な実施に努めること。
- 二 事前届出審査の実効性を高めるため、関係省庁において定員の確保、機構の充実その他審査体制の強化を図るとともに、本改正で設けられた情報交換規定を適切に活用し、関係省庁間及び外国政府等との連携の強化に努めること。
- 三 我が国の経済成長や企業のコーポレートガバナンス強化、ベンチャー企業の発展に資する直接投資を一層促進するため、市場関係者に対し、事前届出免除制度の内容及び趣旨を広く周知するとともに、必要に応じ更なる投資促進策の検討を行うこと。
- 四 我が国の中小企業が有する国の安全等に関わる重要な技術の流出や事業の喪失を適切に防止できるよう、中小企業への配慮を行いつつ事前届出の審査の適切な実施に努めること。
- 五 事前届出制度の詳細を政令等で定めるに当たっては、委員会審査を通じて確認された本改正の立法趣旨を十分に踏まえるとともに、企業、市場関係者に分かりやすいものとなるよう、幅広く丁寧に意見を聴取し、その内容を明確化すること。
- 六 事前届出免除制度の適用については、投資家の外形的基準だけでなく、国の安全等に関わる技術の流出や事業の喪失を防止するとの法目的についても十分考慮すること。
- 七 安全保障の観点から対内直接投資に係る対応強化の流れが国際的に見られる中、我が国の安全を脅かす対内直接投資について、内外の情報収集に鋭意努力するとともに、実効的かつ機動的な対応を行えるよう、新法の規定について検討を更に加え、国益を踏まえた必要な措置を講じること。
- 八 本改正による影響を十分に検証するとともに、対内直接投資審査制度の運用に当たっては、投資促進や金融資本市場の活性化に反するものとならないよう配慮するほか、株主の権利行使や企業との対話を阻害することのないよう留意すること。
- 九 事前届出審査に当たっては、判断基準等を事前に公表するなど透明性の確保を図るとともに、ベンチャー企業等の資金調達に支障を来さないよう審査期間の更なる短縮化を検討すること。また、投資実施後のモニタリングを強化するなど規制の実効性を確保すること。
- 十 事後報告及び事前届出に係る手続については、外国投資家の投資意欲や機動的な投資判断を阻害することのないよう、報告手法の簡易化や報告頻度の軽減など事務負担の軽減に十分配慮すること。

十一 外国資本による土地購入が急速に拡大している現状に鑑み、安全保障、水源、鉱物資源保全等の観点から速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるよう取り組むこと。
右決議する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 元. 11. 19可決 参議院 11. 22文教科学委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、教育職員への1年単位の変形労働時間制に関する労働基準法の規定の適用

公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるよう、地方公務員法により適用除外とされている労働基準法の規定の適用について、必要な読み替え規定を定める。

二、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等

1 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める。

2 文部科学大臣は、1の指針を定め、又はこれを変更した時は、遅滞なく公表しなければならない。

三、施行期日等

1 この法律は、令和3年4月1日から施行する。ただし、三の2については公布の日から、二については令和2年4月1日から施行する。

2 この法律の施行に関し必要な準備行為を定める。

【附帯決議】(元. 12. 3文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法第7条の指針（以下「指針」という。）において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参照した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること。

二、服務監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。また、政府は、各地方公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告ではなく、客観的な把握ができるようにするための財政措置を拡充すること。

三、指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることについて周知徹底すること。また、上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することはあってはならないこと、そもそも、持ち帰り業務時間を減らすことが求められることについて指針に明記すること。加えて、服務監督権者である教育委員会及び校長に対して、持ち帰り業務の縮減のために実態把握に努めるよう求めること。

四、服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優

先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実現に向け十分な支援を行うこと。

五、政府は、1年単位の変形労働時間制の導入が教育職員の健康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で、学校の長期休業期間中等に休日を与えることを目的としていることから、地方公共団体がその目的に限って条例で定めることができる旨を文部科学省令に規定すること。

六、政府は、1年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかについて、各教育委員会が十全に確認すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
- 2 長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図ること。
- 3 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
- 4 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤4項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。
- 5 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中した学校閉庁日として設定できること。
- 6 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間である勤務間インターバルを確保すること。
- 7 1年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

七、1年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則6日以内、労働時間の上限1日10時間・1週間52時間、労働日数の上限年間280日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、1年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第55条第1項及び第9項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

八、政府は、本法及び本法によって定められる文部科学省令、指針に逸脱した運用の防止策として、教育職員からの勤務条件に関する措置要求や苦情処理制度とは別に、教育職員等からの文部科学省や教育委員会への相談窓口を設けるよう促すこと。

九、学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまとめた平成31年1月の中央教育審議会答申の実現に向けて、国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するための対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教職員定数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充をはじめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。

十、政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

十一、教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の待遇の改善を図ること。

十二、3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 元. 11.14可決 参議院 11. 20国土交通委員会付託 11. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電設備又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源の利用に資する施設若しくは工作物（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等」という。）の円滑な設置及び維持管理を図るため、国土交通大臣が指定した港湾の埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設するほか、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るため、国土交通大臣が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し必要な情報の提供等を行うこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることとなる一定の規模以上であることその他の要件に該当する埠頭（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができるのこととする。
- 二 国土交通大臣及び港湾管理者は、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産である港湾施設を海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に貸し付けることができるることとする。
- 三 港湾区域における公募占用計画の認定の有効期間を20年から30年に延長することとする。
- 四 国際戦略港湾の港湾運営会社の運営計画の記載事項に国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るための取組として国土交通省令で定めるものの内容を追加することとする。
- 五 國際戦略港湾の港湾運営会社への国派遣職員に係る国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員退職手当法等の特例を設けることとする。
- 六 五のほか、国は、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。
- 七 国土交通大臣は、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加に資するため、国際戦略港湾の港湾運営会社に対し、四に係る業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(元. 11. 28国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 創設される海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾制度については、発電事業者による港湾施設の長期使用が想定されることから、旅客運送事業者、貨物運送事業者、漁業者といった先行利用者への影響が最小限となるよう運用に留意し、非常災害時に港湾施設の公共性にも配慮した運用がなされるよう努めること。
- 二 地震や台風など災害が頻発する我が国の特性、自然環境の変化に鑑み、洋上風力発電設備に係る設計施工、維持管理については、国民の生命及び財産並びに海洋の安全確保が適切に図られるよう、必要に応じ、適時適切の見直しを行うこと。また、海洋再生可能エネルギー発電事業者による洋上風力発電設備の設計施工においては、海洋環境の激変による海洋生物への影響を最小限

にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。

- 三 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の発電事業者への貸付けに当たっては、将来の海上風力発電分野の健全な発展に資するとともに、電気料金への転嫁により消費者が不利益を被ることのないよう、適切な貸付料の設定を行うこと。
- 四 発電事業者の経営破綻や資金不足により、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭において事業者が設置する施設や海上の発電施設が放棄されることがないよう、保証金や積立制度の義務付けなど、撤去費用を確保するための効果的な対策の検討及びその具現化を図ること。
- 五 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾が、海上風力発電産業の拠点として、地域振興や雇用の創出などに貢献することが期待されることから、関連産業の集積、人材の育成など、海上風力発電産業からの要請に対応できるよう、港湾管理者を始め、関係地方公共団体及び関係省庁との連携強化に努めること。
- 六 港湾の国際競争力の強化が我が国における産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、効率的かつ集中的に実施するとともに、AI等の最先端技術の活用等によるターミナル運営の生産性向上のための必要な措置を講ずること。
- 七 各地域の港湾が、物流コストやリードタイムの低減等を通じて、産業競争力の強化や雇用と所得の創出に重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化及び活用促進に努めること。
- 八 國際戦略港湾の港湾運営会社への公務員の派遣等に当たっては、当該港湾運営会社からの要請を十分踏まえつつ、国際基幹航路の維持・拡大に資する適切な人材の派遣を行うこと。また、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かれることがないよう、その運用に万全を期すこと。
- 九 國際基幹航路の維持・拡大を図るに当たっては、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ定期船の入港に係る負担軽減により、国際競争力を強化することが重要であることから、国際戦略港湾に入港した場合に係るとん税及び特別とん税について、地方財政に与える影響にも勘案しつつ、その負担軽減に向けた取組を推進すること。

右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(第198回国会閣法第48号)

(衆議院 元. 11. 21可決 参議院 11. 26地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 12. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域住宅団地再生事業の創設

- 1 地域再生計画に記載することができる事項に、地域住宅団地再生区域（自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適當と認められる区域をいう。）において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するもの（以下「地域住宅団地再生事業」という。）に関するものを追加する。
- 2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築物の建築等の許可、介護保険の事業者の指定及び道路運送事業の許可等の手続の特例等を追加する。

二、既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

- 1 地域再生計画に記載することができる事項に、農村地域等移住促進区域（人口の減少により、その活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる農村地域その他の農地等を含む一定の区域であって、当該区域に移住する者を増加させることによりその活力の向上を図ることが必要と認められる区域をいう。）において、当該農村地域等移住促進区域に移住する者に対して当該農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等及び農地等についての権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るためにを行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの（以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業」という。）に関するものを追加する。
- 2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、既存住宅活用農村地域等移住促進事業に対する都市計画法等による処分についての配慮及び農地等の権利移動の許可の手続の特例を追加する。

三、民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

- 1 地域再生計画に記載することができる事項に、地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（公共施設等の整備等（当該地方公共団体の長が管理者となる公共施設等に係るものに限る。）を伴うものに限る。）のうち、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（以下「民間資金等活用公共施設等整備事業」という。）に関するものを追加する。
- 2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他のこの法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(第198回国会閣法第54号)

(衆議院 元. 11. 14可決 参議院 11. 19厚生労働委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器等が安全かつ迅速に提供され、適正に使用される体制を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、製造販売の承認申請に係る医薬品又は医療機器が、先駆的医薬品等、医療上特にその必要性が高いと認められる場合であって、検証的臨床試験の実施が困難である等のときは、臨床試験の試験成績に関する資料の一部の提出を要しないものとすることができます。また、厚生労働大臣は、当該医薬品又は医療機器の製造販売の承認をする場合には、使用の成績に関する調査の実施等の条件を付してするものとし、当該条件を付した承認を受けた者は、その使用の成績に関する資料等を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 二 医薬品、医療機器等に関する虚偽・誇大広告（以下「課徴金対象行為」という。）があるときは、厚生労働大臣は、当該課徴金対象行為者に対し、当該課徴金対象行為に係る医薬品、医療機器等の対価合計額に100分の4.5を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
- 三 厚生労働省に、医薬品等行政評価・監視委員会を置く。
- 四 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対

- し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。
- 五 一定の要件に該当する機能を有する薬局は、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局と称することができる。
- 六 製造販売の承認若しくは認証を受けないで、又は届出をしないで医薬品、医療機器等を輸入しようとする者は、その輸入についての厚生労働大臣の確認を受けなければならない。販売・授与の目的で輸入するおそれがある等の場合には、厚生労働大臣は当該確認をしない。厚生労働省令で定める数量以下のものを自ら使用する目的で輸入する等の場合には、当該確認を受けることを要しない。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二及び五は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 【附帯決議】**(元. 11. 26厚生労働委員会議決)
- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、国民のニーズに応える優れた医薬品・医療機器等をより安全かつ迅速に医療現場に届けるため、医薬品医療機器総合機構の体制について更なる強化を図ること。
- 二、アジア諸国等における革新的医薬品・医療機器等のアクセス向上に向けて、規制調和に向けた環境整備や規制当局間の連携強化を図るとともに、そのために必要な医薬品医療機器総合機構等における体制を整備すること。
- 三、条件付き早期承認制度の対象となる医薬品等の適応疾患について、生命に重大な影響がある疾患（致死的疾患）、病気の進行が不可逆的で日常生活に著しい影響を及ぼす疾患、希少疾病といった、重篤なものや申請時に有効な治療法が確立していないものを中心とすること。
- 四、条件付き早期承認制度により製造販売の承認をした場合は、速やかに有効性・安全性を再確認するために厳格な製造販売後調査等を実施すること。また、承認を受けた医薬品・医療機器の使用に際しては、製造販売後に再確認を必要とするものであることについて、患者に対して適切な情報提供がなされるよう努めること。さらに、承認を受けた医薬品等の評価に係る調査等結果の提出時期については、実施に必要な最低限の症例数を基に定めること。
- 五、添付文書の電子化に当たっては、添付文書の情報が改訂された際に、それが直ちに確實に伝達されるための環境整備を図ること。また、災害等により、停電やサーバーに不具合が発生したような場合の添付文書情報へのアクセスを確保するための方策について検討すること。
- 六、これまで進めてきた医薬分業の成果と課題を踏まえ、患者の多くが医薬分業のメリットを実感できるような取組を進めること。
- 七、製薬企業等からの医薬品等の臨床研究に関する資金提供の情報等の公表について、臨床研究法の趣旨にのっとり、更なる透明性の確保が図られるよう、製薬企業等に対して趣旨の徹底を図ること。
- 八、医薬品等行政評価・監視委員会を厚生労働省に設置することについて、委員会の独立性に疑念を招かないように細心の注意を払うこと。また、委員の利益相反がないよう厳格に運用すること。さらに、委員には、薬害被害者を含めること。
- 九、新たな虚偽・誇大広告に対する課徴金制度についてその抑止効果の評価を行うこと。
- 十、「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」で提言された、責任役員による許可等業者の法令遵守を担保するため、必要な場合に、当該責任役員の変更を命じができるものとする措置について、本法の施行状況を踏まえ引き続き検討すること。
- 十一、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく薬物乱用対策を着実に行うとともに、新たに付与される模造医薬品の流通事案等への対応に適切に対処するため、麻薬取締部における必要な体制を確保すること。
- 右決議する。

本院議員提出法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、歳費法第11条の2第2項及び第11条の4

の規定にかかわらず、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人事費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人事費削減推進本部を設置しようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによてもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人事費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとすることについて定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とする選挙制度を導入しようとするものである。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 元. 11. 28農林水産委員長提出 11. 29本会議可決 衆議院 12. 5可決)

【要旨】

本法律案は、商業捕鯨の再開等捕鯨を取り巻く状況を踏まえ、鯨類の持続的な利用の確保を図るために、鯨類科学調査の定義を改めるとともに、捕鯨業の適切かつ円滑な実施のための措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名

題名を「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改めることとする。

二、定義

1 この法律において「鯨類の持続的な利用」とは、鯨類を適切な水準に維持するようにその保存及び管理を行いながら持続的に利用することをいうこととする。

2 「鯨類科学調査」の定義について、捕獲その他の方法による等の要件を削ることとする。

三、基本原則

鯨類科学調査が、主として捕鯨業を鯨類の持続的な利用が確保されるように実施するために必要な科学的知見を得ることを目指して実施されるとともに、捕鯨業に関する施策が、次に掲げる事項を旨として講じられることとする。

1 捕鯨業が、捕獲可能量（鯨類の持続的な利用のため、鯨類科学調査の結果その他の科学的根拠に基づき、捕獲の対象とする鯨類の種類ごとに1年間に捕獲することができる頭数の最高限度として算出される頭数をいう。）の範囲内で実施されること。

2 捕鯨業が、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき実施されること。

3 捕鯨業を取り巻く状況に鑑み、適切な支援により、捕鯨業が円滑に実施されるようすること。

四、鯨類科学調査の実施体制の整備

鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置に、鯨類科学調査の実施に当たっての捕鯨業者の協力の確保を加えることとする。

五、捕獲可能量の算出等

政府は、鯨類の持続的な利用が確保されるように捕鯨業が実施されるようするため、捕獲可能量の算出、当該捕獲可能量の範囲内で捕鯨業者が1年間に捕獲することができる頭数の設定、これを超える捕獲が行われないことを確保するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

六、捕鯨業の円滑な実施の支援

政府は、捕鯨業の円滑な実施を支援するため、捕鯨業の実施のための船舶及びその乗組員の確保の支援、鯨類の捕獲、解体及び保藏に係る技術の開発及び普及の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

七、妨害行為への対応等のための措置

妨害行為への対応等のための措置の対象に、捕鯨業者等を加えることとする。

八、鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進等

1 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見及び我が国における鯨類の持続的な利用の確保に関する情報の関係する国際機関への提供その他の鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進に努めるものとする。

2 鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣の継承並びに鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解と関心を深めるための措置に、学校給食等における鯨類の利用の促進を加えることとする。

九、鯨類の適正な流通の確保等に関する措置

政府は、法令の規定に違反して捕獲された鯨類の流通を防止するため、捕獲された鯨類の個体の識別のための情報の適正な管理、流通に関する調査その他必要な措置を講ずるものとする。

十、財政上の措置等

政府は、捕鯨業の円滑な実施の支援、鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進その他鯨類の持続的な利用の確保のための施策の実施のため必要な財政上の措置その他措置を講ずるものとする。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 元. 11.7可決 参議院 11.14議院運営委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

- 本法律案の主な内容は次のとおりである。
- 一、国会議員の秘書の給料月額の一部を改定すること。
 - 二、令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
 - 三、令和2年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
 - 四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成31年4月1日から適用し、三については令和2年4月1日から施行すること。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(衆第3号)

(衆議院 元. 11.12可決 参議院 11.13厚生労働委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関する必要な事項及び元患者家族等の名誉回復等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 前文に、国の隔離政策により、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で長年にわたり多くの苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、国会及び政府で取組がなされてこなかったこと等について、国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨を明記する。
- 二 この法律において「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者（らい予防法廃止までの間の国立ハンセン病療養所入所者等）がハンセン病を発病した時かららい予防法廃止までの間に、1又は2のいずれかに該当したことがある者であって、この法律の施行の日において生存しているものをいう。
 - 1 ハンセン病元患者の配偶者（事実婚を含む。）、ハンセン病元患者の一親等の血族、又はハンセン病元患者の一親等の姻族等で当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - 2 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）、又はハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）、姻族等若しくは三親等の血族で当該ハンセン病元患者と同居しているもの
- 三 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。補償金の額は、二の1に該当する者については180万円、二の2に該当する者については130万円とする。
- 四 厚生労働大臣は、補償金の支給の請求を受けたときは、当該請求に係る請求者がハンセン病元患者家族であることを確認することができる場合を除き、当該請求についてハンセン病元患者家族補償金認定審査会の審査を求め、その結果に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行う。なお、補償金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して5年を経過したときは、することができない。
- 五 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置及び補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援等の措置を適切に講ずるものとする。
- 六 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 七 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第4号)

(衆議院 元. 11.12可決 参議院 11.13厚生労働委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設ける等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 前文に、ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない旨を追加する。
- 二 趣旨、基本理念、国及び地方公共団体の責務、関係者の意見の反映のための措置並びに名誉の回復の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を追加する。
- 三 何人も、ハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとする。
- 四 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。
- 五 国は、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 六 国立ハンセン病療養所医師等は、所外診療を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、その正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合又は報酬を得て、行うこととなる場合のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の承認を受けることができることとし、当該承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設けることとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。

行政書士法の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 元. 11.21可決 参議院 11.25総務委員会付託 11.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の目的に国民の権利利益の実現に資することを明記し、社員が一人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるとともに、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記する。

二、社員が一人の行政書士法人の設立等の許容

- 1 行政書士法人を社員一人で設立することができるものとする。
- 2 行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加する。
- 3 社員が一人になったことを行政書士法人の解散事由とする規定を削る。
- 4 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続す

することができるものとする。

三、行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を経過した日から施行する。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 元. 11. 21可決 参議院 11. 25総務委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする

事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合の地区が、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること等の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができることする。この認定の際、当該事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、認定基準の適合の可否を判断するに当たっては、労働者派遣法における労働者派遣事業の許可基準を参照することとする。

二、都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業として、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供するとともに、地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができることとする。

三、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うとともに、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

四、特定地域づくり事業協同組合は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないとする労働者派遣法の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、労働者派遣事業を行えることができることする。また、特定地域づくり事業協同組合は、労働関係法令を遵守し、労働者派遣事業の適正な実施に努めることとするほか、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、法令遵守及び労働者派遣事業の適正な実施のために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(元. 11. 26総務委員会議決)

政府及び地方公共団体は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準等知事が認定するための参考になる定量的基準を定めるなど必要な措置を講ずること。

二、特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を

講ずること。

三、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の明示、時間外労働の制限、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。

四、特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外の人材が採用されるよう、移住や定住支援等必要な各種施策を講ずること。

五、特定地域づくり事業協同組合がその職員を採用するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。

六、特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るために措置が講じられるよう、適切に対処すること。また、事業協同組合の組合員となった事業主が、既に雇用している従業員を解雇して事業協同組合の職員として就労させることのないよう対策を講じること。

七、特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に従事する期間の確保、必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。

八、特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。

九、特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを周知すること。

十、特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多様にわたる可能性があることから、事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十一、特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるよう、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずること。

十二、特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るための措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

十三、特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。また、事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十四、地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければなら

ないこと。

右決議する。

母子保健法の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 元. 11. 26可決 参議院 11. 28厚生労働委員会付託 11. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、市町村が産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うことにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下「産後ケア」という。）を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、次の1から3のいずれかに掲げる事業（以下「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。
 - 1 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（以下「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業
 - 2 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業
 - 3 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業
- 二 市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 三 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第9号)

(衆議院 元. 11. 29可決 参議院 12. 4災害対策特別委員会付託 12. 6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和元年特定災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら令和元年特定災害関連義援金を使用することができるようするため、令和元年特定災害関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 差押えの禁止等
 - 1 令和元年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととする。
 - 2 令和元年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこととする。
- 二 令和元年特定災害関連義援金の定義
この法律において「令和元年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうこととする。
 - 1 令和元年8月26日から同月29日までの間の豪雨による災害
 - 2 令和元年台風第15号、令和元年台風第19号又は令和元年10月24日から同月26日までの間の豪

雨による災害

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和元年特定災害関連支援金についても適用することとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととする。
- 3 差押えの禁止等の対象となる支援金の範囲その他の支援金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(閣條第1号)

(衆議院 元. 11. 19承認 参議院 11. 20外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

2018年（平成30年）9月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国とアメリカ合衆国との間で、貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致したことを受け、2019年（平成31年）4月から両国間で交渉が行われた。その結果、2019年（令和元年）9月の日米首脳会談における日米共同声明において、協定案文について最終合意が確認された。これを受け、同年10月7日にワシントンにおいて、この協定の署名が行われた。

この協定は、前文、本文11箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す2の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に対して自国が有する現行の権利及び義務を確認する。
- 二、協定のいかなる規定も、締約国に対し、締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認められる措置を適用することを妨げることを定めるものと解してはならない。
- 三、各締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、附属書I又は附属書IIの規定に従って、市場アクセスを改善する。なお、附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等並びに両締約国の原産地規則及び原産地手続について定める。

1 我が国の関税及び関税に関連する規定

イ 農林水産品

米（調製品を含む）について関税撤廃・削減等の対象から除外。全ての林産品・水産品の関税を維持。脱脂粉乳・バターなど33品目について関税割当てを設定せず。牛肉について15年かけて段階的に関税を引き下げるとともに、豚肉について従価税を9年かけて段階的に撤廃、従量税を9年かけて段階的に引き下げる（それぞれ輸入急増に対するセーフガードを確保）

ロ 工業品

有税工業品の関税を維持

2 アメリカ合衆国の関税及び関税に関連する規定

イ 農林水産品

牛肉について現行の200トンの日本枠の関税割当てと併せて65,005トンの複数国枠の関税割当てを設定。42品目（醤油、長芋、柿、メロン、切り花、盆栽等）の関税を撤廃・削減

ロ 工業品

自動車及び自動車部品の関税については、関税の撤廃に関して更に交渉する。産業機械、化学品、鉄鋼製品等の関税を撤廃・削減

四、両締約国は、いざれかの締約国の要請の後30日以内に、協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、60日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行う。

五、この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後30日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第2号)

(衆議院 元. 11. 19承認 参議院 11. 20外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

2018年（平成30年）9月の日米首脳会談における日米共同声明を踏まえ、我が国及びアメリカ合衆国は、2019年（平成31年）4月に行われた第1回閣僚協議において、デジタル貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致した。これを受け、両国間で交渉が行われた結果、2019年（令和元年）10月7日にワシントンにおいて、この協定の署名が行われた。

- この協定は、前文、本文22箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、この協定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、電子的手段による貿易に影響を及ぼすものについて適用する。
 - 二、いずれの締約国も、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信に対して関税を課してはならない。
 - 三、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域において創作等されたデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。
 - 四、締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。
 - 五、いずれの締約国も、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。
 - 六、いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。
 - 七、いずれの締約国も、対象金融サービス提供者が当該締約国の領域外において利用等する金融サービスのコンピュータ関連設備において処理される情報等に対し、当該締約国の金融規制当局による迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスを認められる場合には、対象金融サービス提供者に対し、当該締約国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用等することを要求してはならない。
 - 八、各締約国は、オンライン上の商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持する。
 - 九、各締約国は、デジタル貿易の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。
 - 十、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアの一方の締約国の領域における輸入等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転等又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転等を要求してはならない。
 - 十一、いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスによって保存等される情報に関する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならない。
 - 十二、いずれの締約国も、暗号法を使用する情報通信技術産品の製造等の条件として、当該情報通信技術産品の製造者等に対し、暗号法に関する財産的価値を有する情報を当該締約国に移転すること等を要求してはならない。
 - 十三、この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後30日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第198回国会閣承認第3号)

(衆議院 元. 11. 26承認 参議院 12. 2経済産業委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成31年4月9日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成31年4月14日から平成33年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置及び北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から9月28日までの間に使用を決定した金額は1,939億円で、その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費557億円、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費414億円、災害救助等に必要な経費212億円などである。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から3月29日までの間に使用を決定した金額は5億円で、その内訳は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費3億円、訟務費の不足を補うために必要な経費2億円である。

決算その他

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

(衆議院 繼続審査 参議院 元. 12. 2決算委員会付託 繼続審査)

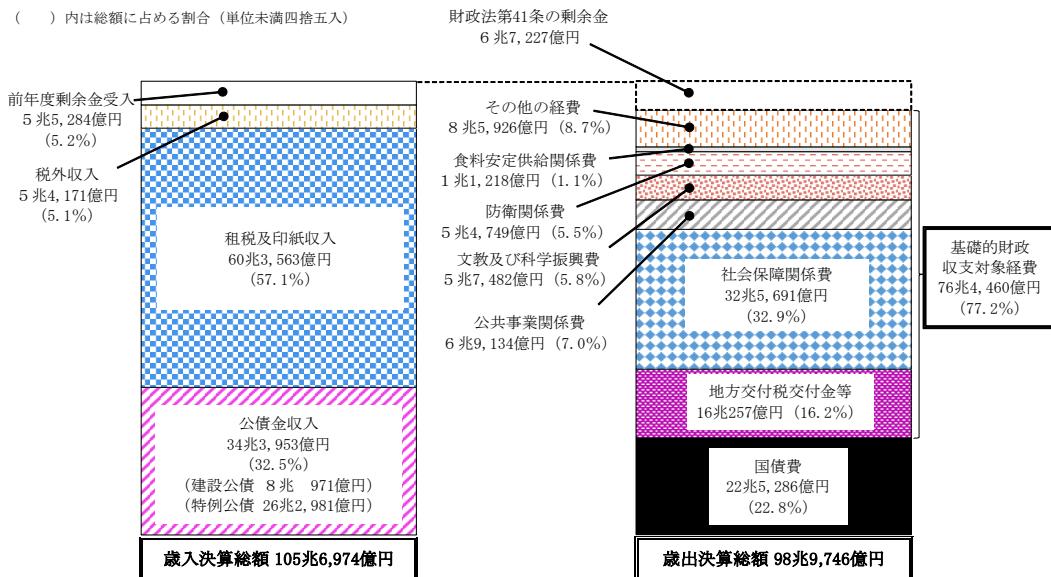
平成三十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は105兆6,974億円、歳出決算額は98兆9,746億円であり、差引き6兆7,227億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、令和元年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆3,283億円である。

平成三十年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は381兆1,771億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は368兆9,360億円である。

平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は78兆2,204億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円であるため、差引き1兆3,227億円の残余を生じた。

平成三十年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,307億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆635億円である。

〈平成三十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(出所) 財務省資料より作成

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 元. 12. 2決算委員会付託 繼続審査)

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書における30年度中の国有財産の差引純増加額は1兆7,697億円、30年度末現在額は108兆5,939億円である。

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 元. 12. 2決算委員会付託 継続審査)

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書における30年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は365億円、30年度末現在額は1兆1,473億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成30年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成30年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,005億円、負債合計は4,268億円、純資産合計は7,736億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,349億円、経常事業支出は7,152億円となっており、経常事業収支差金は197億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。

注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。

注4 「※」は立憲・国民、新緑風会・社民

凡例 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派								
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	元.10.11	— 10.29 内閣	11.6 可決(多)	11.7 可決(多)	— 11.11	11.12	11.14 可決(多) 附帯決議	自民、※、 公明、共産、 沖縄、碧水、 みん、無	11.15 可決(多)	維新、れ新	11.22 51号	19	
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)	元.10.11	— 10.29 内閣	11.6 可決(多)	11.7 可決(多)	— 11.11	11.14 質疑	11.14 可決(多)	11.15 可決(多)	自民、※、 公明、沖縄、 碧水、みん、 無	維新、共産、 れ新	11.22 52号	19	

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派								
行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第6号)	元.11.19	斜線	斜線	11.21 可決(全)	— 11.25	11.26	11.26 質疑	11.26 可決(全)	11.27 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	12.4 61号	41
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(総務委員長提出)(衆第7号)	元.11.19	斜線	斜線	11.21 可決(多)	— 11.25	11.26	11.26 質疑	11.26 可決(多) 附帯決議	11.27 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、碧水、 みん、無	共産、れ新	12.4 64号	42

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会	議決	賛成会派	反対会派				
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)	元.10.11	— 10.24 法務	11.13 可決(多)	11.14 可決(多)	— 11.18	11.19	11.21 質疑	11.21 可決(多)	11.22 可決(多)	自民、※、 公明、共産、 沖縄、碧水、 みん、無	維新、れ新	11.29 58号	20
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	元.10.11	— 10.24 法務	11.13 可決(多)	11.14 可決(多)	— 11.18			11.21 可決(多)	11.22 可決(多)	自民、※、 公明、共産、 沖縄、碧水、 みん、無	維新、れ新	11.29 59号	20
会社法の一部を改正する法律案(閣法第10号)	元.10.18	(11.12) 11.12 法務	11.22 修正(多)	11.26 修正(多)	(11.27) 11.27	11.28	11.28 質疑/參 考人 12.3 質疑	12.3 可決(多)	12.4 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 碧水、みん、 無	共産、沖縄、 れ新	12.11 70号	27
会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第11号)	元.10.18	(11.12) 11.12 法務	11.22 修正(多)	11.26 修正(多)	(11.27) 11.27			12.3 可決(多)	12.4 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 碧水、みん、 無	共産、沖縄、 れ新	12.11 71号	28
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第12号)	元.10.18	— 11.26 法務	11.29 可決(多) 附帯決議	12.3 可決(多)	— 12.9	—	—	繼續審査	—	—	—	—	28

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)	元.10.11	— 10.28 安全保障	11.7 可決(多)	11.8 可決(多)	— 11.12	11.12	11.14 質疑	11.14 可決(多)	11.15 可決(多)	自民、※、 公明、共産、 沖縄、碧水、 みん、無	維新、沖縄、 れ新	11.22 54号	24	
日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求める件(閣条第1号)	元.10.15	(10.24) 10.24 外務	11.15 承認(多)	11.19 承認(多)	(11.20) 11.20	11.21	11.21 質疑 11.26 質疑 11.28 連合審査 会	12.3 承認(多)	12.4 承認(多)	自民、 ※(一部)、 公明、維新、 みん、無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		46	11.28 外交防衛 委員会、農林水 産委員会、経済 産業委員会連 合審査会
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第2号)	元.10.15	(10.24) 10.24 外務	11.15 承認(多)	11.19 承認(多)	(11.20) 11.20		11.28 参考人 12.3 質疑	12.3 承認(多)	12.4 承認(多)	自民、 ※(一部)、 公明、維新、 みん、無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無		46	

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第13号)	元.10.18	— 11.1 財務金融	11.13 可決(全) 附帯決議	11.14 可決(全)	— 11.18	11.19	11.21 質疑 11.21 可決(全) 附帯決議	11.21 可決(全)	11.22 可決(全)	自民、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	11.29 60号	28	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)	元.10.18	(11.7) 11.7 文部科学	11.15 可決(多) 附帯決議	11.19 可決(多)	(11.22) 11.22	11.26 11.28 参考人 12.3 質疑	11.26 質疑 11.28 参考人 12.3 質疑	12.3 可決(多) 附帯決議	12.4 可決(多)	自民、公明、 維新、みん、 無	※、共産、 沖縄、れ新、 碧水、無	12.11 72号	30	

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第3号)	元.11.8			11.12 可決(全)	— 11.13		11.14 可決(全)	11.15 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	11.22 55号	40		
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第4号)	元.11.8			11.12 可決(全)	— 11.13	11.14	—	11.15 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	11.22 56号	41		
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(第198回国会閣法第54号)	31.3.19 (198回)	— 元.10.4 厚生労働	11.13 可決(多) 附帯決議	11.14 可決(多)	— 11.19	11.19	11.21 質疑 11.26 質疑	11.26 可決(多) 附帯決議	11.27 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、碧水、 みん、無	共産、れ新	12.4 63号	34	
母子保健法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第8号)	元.11.22			11.26 可決(全)	— 11.28	11.28	—	11.28 可決(全)	11.29 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、れ新、 碧水、みん、 無	—	12.6 69号	44	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会	趣旨説明	質疑	議決					
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第5号)	元.10.11	— 10.28 農林水産	11.6 可決(多) 附帯決議	11.7 可決(多)	— 11.11	11.12	11.19 可決(多) 附帯決議	質疑	11.19 可決(多) 附帯決議	11.20 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、れ新、 碧水、みん、 無	共産	11.27 57号	20
肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第6号)	元.10.11	— 11.12 農林水産	11.20 可決(全) 附帯決議	11.21 可決(全)	— 11.21	11.21	11.26 可決(全) 附帯決議	質疑	11.26 可決(全) 附帯決議	11.27 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	—	12.4 62号	22
商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(参第16号)	元.11.28	— 12.2 農林水産	12.3 可決(全)	12.5 可決(全)						11.29 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 共産、碧水、 みん、無	れ新	12.11 73号	38

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会	趣旨説明	質疑	議決					
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)	元.10.15	— 11.7 経済産業	11.15 可決(多) 附帯決議	11.19 可決(多)	— 11.20	11.21	11.26 参考人 11.28 質疑		11.28 可決(多) 附帯決議	11.29 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 れ新、碧水、 みん、無	共産	12.6 67号	25
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求める件(第198回国会閣承認第3号)	31.4.16 (198回)	— 元.10.4 経済産業	11.22 承認(全)	11.26 承認(全)	— 12.2	12.3	12.3 質疑		12.3 承認(全)	12.4 承認(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 碧水、みん、 無	—	48	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
港湾法の一部を改正する法律案(閣法第15号)	元.10.18	— 11.7 國土交通	11.13 可決(多) 附帯決議	11.14 可決(多)	— 11.20	11.21	11.28 質疑	11.28 可決(多) 附帯決議	11.29 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 碧水、みん、 無	共産、れ新	12.6 68号	32	

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
					趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書	元.11.19	— 12.9 決算行政	継続審査	(12.2 財務大臣の報告聴取) 12.2	12.2	—	継続審査	—	—			50		
平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書	元.11.19	— 12.9 決算行政	継続審査	— 12.2	12.2	—	継続審査	—	—			50		
平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書	元.11.19	— 12.9 決算行政	継続審査	— 12.2	12.2	—	継続審査	—	—			51		

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会	本会議	議決	賛成会派			
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第2号)	元.11.7			11.7 可決(多)	— 11.14	— —	11.15 可決(多)	11.15 可決(多)	自民、※、 公明、共産、 沖縄、碧水、 みん、無	11.22 53号	40	

災害対策特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会	本会議	議決	賛成会派			
令和元年特定灾害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第9号)	元.11.28			11.29 可決(全)	— 12.4	12.4 —	12.4 可決(全)	12.6 可決(全)	自民、※、 公明、維新、 共産、沖縄、 れ新、碧水、 みん、無	12.13 74号	44	

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院					公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会	本会議	議決	賛成会派			
地域再生法の一部を改正する法律案(第198回国会閣法第48号)	31.3.15 (198回)	— 元.10.4 地方創生	11.19 可決(多) 附帯決議	11.21 可決(多)	— 11.26	11.27 11.29 質疑	11.29 可決(多)	12.2 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、碧水、 みん、無	12.6 66号	33	
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第9号)	元.10.18	— 11.12 地方創生	11.19 可決(多) 附帯決議	11.21 可決(多)	— 11.26		11.29 可決(多)	12.2 可決(多)	自民、※、 公明、維新、 沖縄、れ新、 碧水、みん、 無	12.6 65号	26	

委員会未付託議案

(本院議員提出法律案)

(予備費等承諾を求めるの件)

(NHK決算)

1 本会議審議経過

○令和元年10月4日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	石井 正弘君
総務委員長	秋野 公造君
外交防衛委員長	中川 雅治君
財政金融委員長	中西 健治君
厚生労働委員長	石田 昌宏君
農林水産委員長	堂故 茂君
経済産業委員長	浜野 喜史君
国土交通委員長	羽田 雄一郎君
環境委員長	那谷屋 正義君
国家基本政策委員長	鉢呂 吉雄君
決算委員長	二之湯 智君
行政監視委員長	芝 博一君

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	水落 敏栄君
総務委員長	若松 謙維君
法務委員長	竹谷 とし子君
外交防衛委員長	北村 経夫君
財政金融委員長	中西 祐介君
文教科学委員長	吉川 ゆうみ君
厚生労働委員長	そのだ 修光君
農林水産委員長	江島 潔君
経済産業委員長	磯崎 哲史君
国土交通委員長	田名部 匠代君
環境委員長	牧山 ひろえ君
国家基本政策委員長	真山 勇一君
決算委員長	中川 雅治君
行政監視委員長	川田 龍平君
議院運営委員長	松村 祥史君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策

特別委員会、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る政府開発援助等に関する特別委員会、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る東日本大震災復興特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、

地方創生並びに消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る地方創生及び消費者問題に関する特別委員会を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

調査会設置の件

本件は、議長発議により、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る国際経済・外交に関する調査会、

国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る国民生活・経済に関する調査会、

原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る資源エネルギーに関する調査会を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、調査会委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、江島潔君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、磯崎仁彦君を選任することに決した。

休憩 午前10時13分

再開 午後3時1分

日程第3 会期の件

本件は、全会一致をもって67日間とすることに決した。

日程第4 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時25分

○令和元年10月8日(火)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

長浜博行君、世耕弘成君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時52分

○令和元年10月9日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時34分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、小池晃君、大塚耕平君、石井準一君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職24年に達した前議員小川勝也君を院議をもって表彰することに決した。

散会 午後3時36分

○令和元年11月15日(金)

開会 午後1時1分

議長は、新たに当選した議員浜田聰君、同上田清司君を議院に紹介した。

日程第1 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(衆議院提出)

日程第2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成216、反対18にて可決、日程第4は賛成202、反対31にて可決された。

日程第5 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対19にて可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対18にて可決された。

散会 午後1時18分

○令和元年11月20日(水)

開会 午前10時1分

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、茂木外務大臣から趣旨説明があつた後、中西哲君、那谷屋正義君、矢倉克夫君、浅田均君、紙智子君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 農林水産物及び食品の輸出の促進
に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対13にて可決された。

散会 午前11時58分

○令和元年11月22日(金)

開会 午前10時1分

**公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(趣旨説明)**

本件は、日程に追加し、萩生田文部科学大臣から趣旨説明があった後、こやり隆史君、斎藤嘉隆君、梅村みづほ君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対18にて可決された。

日程第3 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時52分

○令和元年11月27日(水)

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員岡田直樹君、松村祥史君、小西洋之君、小川敏夫君、同予備員中西祐介君、片山大介君、裁判官訴追委員岡田広君、真山勇一君、同予備員石井浩郎君の辞任を許可することに決し

た。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

有村 治子君
野上 浩太郎君
古賀 之士君
鉢呂 吉雄君
矢倉 克夫君
片山 大介君

同予備員

磯崎 仁彦君(第2順位)
森本 真治君(第3順位)
伊藤 孝江君(第4順位)

裁判官訴追委員

石井 準一君
片山 さつき君
佐藤 正久君
古川 俊治君
浜野 喜史君
水岡 俊一君
里見 隆治君

同予備員

高階 恵美子君(第1順位)
伊藤 孝恵君(第3順位)

皇室会議予備議員

関口 昌一君(第1順位)
芝 博一君(第2順位)

皇室経済会議予備議員

世耕 弘成君(第1順位)
那谷屋 正義君(第2順位)

検察官適格審査会委員

西田 昌司君
吉川 沙織君

同予備委員

岩井 茂樹君(西田昌司君)

の予備委員)

浜口 誠君(吉川沙織君
の予備委員)

日本ユネスコ国内委員会委員

斎藤 嘉隆君

国土審議会委員

末松 信介君

松山 政司君

野田 国義君

山本 香苗君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

岡田 広君

武見 敬三君

郡司 彰君

各種委員の順位変更

裁判官訴追委員予備員

宮崎 勝君(第3順位を
第4順位に変更)

会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、森法務大臣から趣旨説明があった後、田村まみ君、柴田巧君、山添拓君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 行政書士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第2 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決、日程第2は賛成219、反対15にて可決された。

日程第3 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(第

198回国会内閣提出、第200回国会衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対15にて可決された。

散会 午前11時24分

○令和元年11月29日(金)

開会 午後2時41分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

食品安全委員会委員に山本茂貴君、国家公安委員会委員に橋本敬子君を任命することに賛成215、反対14にて同意することに決し、

個人情報保護委員会委員長に丹野美絵子君、同委員に大島周平君、証券取引等監視委員会委員に高田さゆり君、浜田康君、電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一君、荒川薰君、小野武美君、三尾美枝子君、小塚莊一郎君、中央更生保護審査会委員に伊藤富士江君、運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、鈴木美緒君、新妻実保子君を任命することに賛成229、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

個人情報保護委員会委員に小川克彦君、加藤久和君を任命することに賛成215、反対14にて同意することに決し、

カジノ管理委員会委員長に北村道夫君、同委員に氏兼裕之君、渡路子君、遠藤典子君、樋口建史君、日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子君を任命することに賛成154、反対75にて同意することに決し、

証券取引等監視委員会委員長に長谷川充弘君、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を任命することに賛成229、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

電波監理審議会委員に日比野隆司君、運輸審議会委員に牧満君、河野康子君を任命することに賛成217、反対12にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に磯山誠二君、水野節子君を任命することに賛成151、反対78にて同意することに決した。

**日程第1 港湾法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対14にて可決された。

日程第2 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

本案は、農林水産委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対2にて可決された。

日程第3 母子保健法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対12にて可決された。

散会 午後3時3分

○令和元年12月2日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件(平成三十年度決算の概要について)

本件は、麻生財務大臣から報告があった後、森屋宏君、吉田忠智君、宮崎勝君、柴田巧君、田村智子君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 地域再生法の一部を改正する法律案(第198回国会内閣提出、第200回国会衆議院送付)

日程第3 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、地方創生及び消費者問題に関

する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成223、反対14にて可決、日程第3は賛成224、反対13にて可決された。

散会 午後3時2分

○令和元年12月4日(水)

開会 午前10時6分

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成161、反対79にて承認することに決した。

日程第3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第198回国会内閣提出、第200回国会衆議院送付)

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第4 会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対17にて可決された。

日程第6 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、賛成159、反対81にて可決された。

散会 午前11時31分

○令和元年12月6日(金)

開会 午前10時6分

日程第1 令和元年特定災害関連支援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもつて採決の結果、賛成241、反対0にて全会一致をもつて可決された。

情報監視審査会の調査及び審査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会长から報告があつた。

散会 午前10時15分

○令和元年12月9日(月)

開会 午後4時31分

日程第1ないし第3の請願

本請願は、厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもつて委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、法務委員会の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第12号)について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもつて決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

一、平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

一、地方創生及び消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

事務総長辞任の件

本件は、郷原悟君の辞任を許可することに決した。

事務総長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は岡村隆司君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後4時36分

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月 日	質 疑 者
元. 10. 4	所信表明演説	安倍内閣総理大臣	10. 8	長浜 博行君(※) 世耕 弘成君(自民)
			10. 9	山口 那津男君(公明) 片山 虎之助君(維新) 小池 晃君(共産) 大塚 耕平君(※) 石井 準一君(自民)

※立憲・国民・新緑風会・社民

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月 日	質 疑 者
元. 12. 2	平成三十年度決算の概要について	麻生財務大臣	同 日	森屋 宏君(自民) 吉田 忠智君(※) 宮崎 勝君(公明) 柴田 巧君(維新) 田村 智子君(共産)

※立憲・国民・新緑風会・社民

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	香港情勢に関する決議案	松沢 成文君 外1名	元. 12. 4		未了		

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（21名）

委員長	水落	敏栄（自民）	今井	絵理子（自民）	岸	真紀子（※）
理事	上月	良祐（自民）	岡田	直樹（自民）	塩村	あやか（※）
理事	柘植	芳文（自民）	岡田	広（自民）	高橋	光男（公明）
理事	杉尾	秀哉（※）	古賀	友一郎（自民）	清水	貴之（維新）
理事	矢田	わか子（※）	山田	太郎（自民）	高木	かおり（維新）
理事	石川	博崇（公明）	山谷	えり子（自民）	市田	忠義（共産）
	石井	準一（自民）	木戸口	英司（※）	田村	智子（共産）

（元. 10. 24 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類36件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、初任給を含む若年層に限り俸給月額を引き上げる理由、人事院勧告制度の在り方、国家公務員の働き方改革、適切な定員管理、人事評価制度の課題等

について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり可決された。なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月24日、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

11月7日、質疑通告漏えい問題、女性に配慮した避難所の環境整備、災害対応等を現場で担う国の機関の定員管理、消費税率引上げに伴う対策の実施状況、女性活躍推進の意義、特定複合観光施設の誘致に向けた地方公共団体の取組状況、令和元年台風第15号、第19号等による被害に対する支援策、東京オリンピック競技大会マラソン競技会場の札幌市への変更、全世代型社会保障改革の意義と方向性、地域経済・景気の現状及び地域経済の活性化方策、下請取引におけるフリーランスの保護、幼児教育・保育の無償化

開始時における食材料費の取扱い、企業主導型保育事業の在り方等の諸問題について質疑を行った。

11月21日、「桜を見る会」の招待者選定プロセス、名簿の管理、予算執行等の問題、「桜を見る会」の招待者への飲食物等

の提供と公職選挙法上の問題、カジノ管理委員会委員長及び委員の人事、被災者生活再建支援法の適用基準の見直し、災害時における情報伝達の在り方等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年10月24日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○令和元年11月7日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 質疑通告漏えい問題に関する件、女性に配慮した避難所の環境整備に関する件、災害対応等を現場で担う国の機関の定員管理に関する件、消費税率引上げに伴う対策の実施状況に関する件、女性活躍推進の意義に関する件、特定複合観光施設の誘致に向けた地方公共団体の取組状況に関する件、令和元年台風第15号、第19号等による被害に対する支援策に関する件、東京オリンピック競技大会マラソン競技会場の札幌市への変更に関する件、全世代型社会保障改革の意義と方向性に関する件、地域経済・景気の現状及び地域経済の活性化方策に関する件、下請取引におけるフリーランスの保護に関する件、幼児教育・保育の無償化開始時における食材料費の取扱いに関する件、企業主導型保育事業の在り方に関する件等について北村内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、橋本国務大臣、武田国務大臣、西村国務大臣、赤羽国務大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、平内閣府副大臣、山本防衛副大臣、今井内閣府大臣政務官、和田国土交通大臣政務官、井上財務大臣政務官、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

行った。

[質疑者]

木戸口英司君（※）、高橋光男君（公明）、清水貴之君（維新）、高木かおり君（維新）、矢田わか子君（※）、塩村あやか君（※）、杉尾秀哉君（※）、上月良祐君（自民）、山田太郎君（自民）、田村智子君（共産）

○令和元年11月12日(火) (第3回)

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
 - 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
- 以上両案について武田国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月14日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
 - 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
 - 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
- 以上両案について武田国務大臣、岡田内閣官房副長官、宮下内閣府副大臣、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

古賀友一郎君（自民）、岸真紀子君（※）、矢田わか子君（※）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、田村智子君（共産）

（閣法第1号）

賛成会派 自民、※、公明、共産

反対会派 維新

（閣法第2号）

賛成会派　自民、※、公明

反対会派　維新、共産

なお、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○令和元年11月21日(木)（第5回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 「桜を見る会」の招待者選定プロセス、名簿の管理、予算執行等に関する件、「桜を見る会」の招待者への飲食物等の提供と公職選挙法上の問題に関する件、カジノ管理委員会委員長及び委員の人事に関する件、被災者生活再建支援法の適用基準の見直しに関する件、災害時における情報伝達の在り方に関する件等について菅内閣官房長官、武田内閣府特命担当大臣、岡田内閣官房副長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

杉尾秀哉君（※）、小西洋之君（※）、木戸口英司君（※）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）

○令和元年12月9日(月)（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第170号外35件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	若松 謙維（公明）	二之湯 智（自民）	舟山 康江（※）
理事	徳茂 雅之（自民）	野上 浩太郎（自民）	吉川 沙織（※）
理事	堀井 巍（自民）	長谷川 岳（自民）	吉田 忠智（※）
理事	江崎 孝（※）	松下 新平（自民）	西田 実仁（公明）
理事	森本 真治（※）	三浦 靖（自民）	片山 虎之助（維新）
理事	山本 博司（公明）	森屋 宏（自民）	柳ヶ瀬 裕文（維新）
	石井 正弘（自民）	山本 順三（自民）	山下 芳生（共産）
	進藤 金日子（自民）	小林 正夫（※）	
	滝波 宏文（自民）	難波 祐二（※）	

（元. 10. 24 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件（いずれも総務委員長提出）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類9件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

行政書士法の一部を改正する法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の目的に国民の権利利益の実現に資することを明記し、社員が一人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるとともに、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定を設けようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴取した後、非行政書士による違法な書類作成代行行為の防止策等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担

い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ろうとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴取した後、地域づくり人材の確保を派遣労働者によるとの妥当性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月24日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣から説明を聴取した。

11月12日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について、地域活性化に当たり人材育成を第一に取り組むことの重要性、日本郵政グループの職場環境の問題点並び

にかんば不正問題の職員及び経営への影響、会計年度任用職員制度の導入への自治体の対応状況と来年度予算での財政措置の必要性、国民がNHK経営委員会へ直接意見を述べることのできる体制を整備する必要性、一連の台風被害における被災自治体への職員の派遣状況及び対口支援方式の活用状況、ふるさと納税に係る国地方係争処理委員会の勧告に対する総務省の対応の妥当性、かんば生命保険の販売における過酷なノルマの強要や行き過ぎた成績主義の実態等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年10月24日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣から説明を聴いた。

○令和元年11月12日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣、橋本厚生労働副大臣、寺田総務副大臣、進藤総務大臣政務官、斎藤総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長石原進君、同協会経営委員会委員長職務代行者森下俊三君、同協会会长上田良一君、同協会専務理事木田幸紀君、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長長門正貢君、同株式会社取締役横山邦男君、同株式会社取締役兼代表執行役上級副社長鈴木康雄君及び同株式会社取締役植平光彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

11月28日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、会計検査院の指摘内容を踏まえた国勢調査の改善への取組、NHK経営委員会の詳細な議事録及び議事運営規則を公開する必要性、マイナンバーカードの利便性向上の必要性と各自治体において申請勧奨を行うことの妥当性、偏在是正措置により生じる財源を地域の課題解決のために活用する必要性、かんば生命保険販売に係る研修会の実態把握の必要性等について質疑を行った。

徳茂雅之君（自民）、難波獎二君（※）、吉田忠智君（※）、森本真治君（※）、山本博司君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、山下芳生君（共産）

○令和元年11月26日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴き、高市総務大臣及び政府参考人に對し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山下芳生君（共産）

（衆第6号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

- 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案（衆第7号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理細田博之君、同中谷元君、同務台俊介君、同木村次郎君、同高井崇志君、同奥野總一郎君及び高市総務大臣に對し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

山下芳生君（共産）

（衆第7号）

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年11月28日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 会計検査院の指摘を踏まえた国勢調査の改善に関する件、日本放送協会経営委員会の議事録及び議事運営規則の公開に関する件、マイナンバーカードの利便性向上の必要性に関する件、偏在是正による財源の地域課題対策への活用に関する件、かんぽ生命保険販売に係る研修会の実態把握の必要性に関する件等について高市総務大臣、加藤農林水産副大臣、佐々木国土交通大臣政務官、中野経済産業大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官、進藤総務大臣政務官、神田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長石原進君、同協会会长上田良一君、同協会専務理事板野裕爾君、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長長門正貢君及び同株式会社取締役横山邦男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（※）、吉川沙織君（※）、江崎孝君（※）、片山虎之助君（維新）、山下芳生君（共産）

○令和元年12月9日（月）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第484号外8件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧（21名）

委員長	竹谷 とし子	(公明)	小野田 紀美	(自民)	真山 勇一	(※)
理事	高橋 克法	(自民)	中川 雅治	(自民)	安江 伸夫	(公明)
理事	元榮 太一郎	(自民)	福岡 資麿	(自民)	山添 拓	(共産)
理事	有田 芳生	(※)	山崎 正昭	(自民)	高良 鉄美	(沖縄)
理事	矢倉 克夫	(公明)	山下 雄平	(自民)	嘉田 由紀子	(碧水)
理事	柴田 巧	(維新)	渡辺 猛之	(自民)	小川 敏夫	(無)
	磯崎 仁彦	(自民)	櫻井 充	(※)	山東 昭子	(無)

(元. 10. 24 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件であり、このうち4件を可決し、1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願8種類46件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行おうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判官・検察官について人事院勧告に従って報酬・俸給を引き上げることの相違性、裁判官・検察官の人的体制と勤務実態、裁判所及び検察庁の支部等の設置状況と国民にとっての司法アクセスの実情等について質疑が行われた。質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって可決された。

会社法の一部を改正する法律案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、

株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講じようとするものである。また、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。なお、衆議院において、両法律案につき、株主提案権等の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ることを内容とする修正が、それぞれ行われた。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、株式会社の社会における役割、株主提案権を制限することの妥当性、社外取締役に求められる資質と設置の義務化の意義、会社補償の必要性等について

質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって可決された。

〔国政調査〕

11月12日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、被告人等の身柄の管理の在り方についての法務大臣の見解、財政力の低い被災自治体に対し東日本大震災時と同様の支援を行う必要性、刑法における性犯罪規定の見直しに向けた検討状況、被災者支援制度に精通した法曹人材の育成に対する法務大臣の所見、クレブトマニア（窃盗症）についての調査研究の必要性等に関する法務大臣の見解、死刑制度の在り方に対する法務大臣の見解、養育費の支払をめぐる現状についての法務大臣及び厚生労働省の見解等が取り上げられた。

11月14日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、ヘイトスピーチ解消法第2条「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義の確認、入管収容施設における長期収容者の死亡事案への対応に

関する法務大臣の見解、法制度整備支援に係る人材の育成と確保のための取組及び法務省の体制強化の必要性、ハンセン病患者等に対する偏見・差別の解消に向けた法務省及び文部科学省の取組、旧姓の通称使用が拡大する状況における民法上の氏の意義、児童虐待を減らすために共同親権制度を導入する必要性についての法務大臣の見解等が取り上げられた。

11月26日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、更生保護制度に関する広報活動におけるSNSやクラウドファンディングの活用、選挙演説中の聴衆への北海道警察の対応、カジノ収益が自治体等に納付されない場合におけるカジノの「公益性」、法テラスにおけるアウトリーチ型支援の運用と課題及びその取組状況、公証人に対する懲戒処分の公表規定を設ける必要性、平成28年改正刑訴法附則で求めた再審請求審における証拠開示についての検討の状況、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた今後の取組等が取り上げられた。

（2）委員会経過

○令和元年10月24日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月7日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○令和元年11月12日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 台風被害に対する法的支援等に関する件、選挙演説中の聴衆への北海道警察の対応に関する件、児童虐待の防止に関する件、再犯防止対策に関する件、法曹人材の育成に関する件、刑法における性犯罪規定の見直しに関する

件、司法外交に関する件、死刑制度に関する件、養育費の支払に関する件等について森法務大臣、義家法務副大臣、宮崎法務大臣政務官、佐々木文部科学大臣政務官、尾身外務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（※）、櫻井充君（※）、安江伸夫君（公明）、矢倉克夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和元年11月14日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- ヘイトスピーチ解消法に関する件、出入国管理制度に関する件、再犯防止対策に関する件、法制度整備支援に関する件、ハンセン病患者等に対する偏見・差別の解消に関する件、選択的夫婦別氏制度に関する件、共同親権制度に関する件等について森法務大臣、佐々木文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小野田紀美君（自民）、真山勇一君（※）、矢倉克夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和元年11月19日(火) (第5回)

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
- 以上両案について森法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月21日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
 - 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
- 以上両案について森法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

山下雄平君（自民）、真山勇一君（※）、安江伸夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

(閣法第3号)

賛成会派 自民、※、公明、共産、沖縄、碧水

反対会派 維新

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）
(閣法第4号)

賛成会派 自民、※、公明、共産、沖縄、碧水

反対会派 維新

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

○令和元年11月26日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 更生保護制度に関する件、選挙演説中の聴衆への北海道警察の対応に関する件、カジノの公益性に関する件、日本司法支援センターに関する件、公証人の任命・監督に関する件、再審請求審における証拠開示に関する件、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する件、共同親権制度に関する件等について森法務大臣、宮崎法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（※）、真山勇一君（※）、安江伸夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和元年11月28日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
 - 会社法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
 - 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
- 以上両案について森法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員日吉雄太君から説明を聴いた後、同串田誠一君、同山尾志桜里君、森法務大臣、宮崎法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

渡辺猛之君（自民）、安江伸夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山添拓君（共産）、櫻井充君（※）、真山勇一君（※）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

- 参考人の出席を求ることを決定した。

- 会社法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
- 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院送付)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院法学政治学研究科教授 藤田友敬君

日本大学法学部教授 大久保拓也君

脱原発・東電株主運動世話人 木村結君

[質疑者]

山下雄平君（自民）、有田芳生君（※）、矢倉克夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和元年12月3日(火)（第9回）

- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 会社法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院送付)

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院送付)

以上両案について森法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

元榮太一郎君（自民）、櫻井充君（※）、真山勇一君（※）、矢倉克夫君（公明）、柴田巧君（維新）、山添拓君（共産）、高良鉄美君（沖縄）、嘉田由紀子君（碧水）

(閣法第10号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、碧水

反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

(閣法第11号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、碧水

反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無（小川敏夫君、山東昭子君）

○令和元年12月9日(月)（第10回）

- 請願第20号外45件を審査した。
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）の継続審査要求書を提

出することを決定した。

- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧（21名）

委員長	北村 経夫	(自民)	佐藤 正久	(自民)	榛葉 賀津也	(※)
理事	宇都 隆史	(自民)	清水 真人	(自民)	白 眞勲	(※)
理事	中西 哲	(自民)	松川 るい	(自民)	福山 哲郎	(※)
理事	羽田 雄一郎	(※)	三浦 靖	(自民)	山口 那津男	(公明)
理事	秋野 公造	(公明)	三宅 伸吾	(自民)	浅田 均	(維新)
理事	井上 哲士	(共産)	山田 宏	(自民)	鈴木 宗男	(維新)
	猪口 邦子	(自民)	小西 洋之	(※)	伊波 洋一	(沖縄)

(元. 10. 29 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件及び内閣提出法律案1件の合計3件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願9種類45件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

日米間の物品・デジタル貿易の促進　日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、物品の貿易につき、関税の撤廃又は削減の方法等を定め、両国間の物品の貿易を促進するものである。デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進することを目的とするものである。委員会においては、両協定締結の意義及び背景、自動車及び自動車部品に対する追加関税等が回避されたとする根拠、自動車及び自動車部品の関税撤廃時期等を明記しなかったこととこれら

を含む経済効果分析等の妥当性、牛肉の関税削減約束に伴うTPP11協定のセーフガード発動基準数量の修正の見通し、米国産農産品についての将来の再協議規定の解釈、農林水産物の生産額への影響試算の妥当性と国内対策の在り方、日米デジタル貿易協定と我が国のプロバイダ責任制限法との関係等について質疑が行われたほか、農林水産委員会及び経済産業委員会との連合審査会、参考人からの意見聴取を行い、討論の後、いずれも多数をもって承認された。

防衛省職員の俸給月額等の改定　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、今回の法改正が自衛隊の人材確保にもたらす効果、自衛官の生活・勤務環境及び諸手当の現状、自衛隊の災害派遣に係る処遇改善の必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

11月7日、米軍機による事故等、中東地域への自衛隊派遣の検討、世界エイズ・結核・マラリア対策基金、北方領土問題、日韓関係、日中関係、陸上自衛隊宮古島駐屯地の整備等について質疑を行った。

11月12日、外務省における文書開示請求への対応、日中関係、サイバー攻撃へ

の対処、国連における核兵器廃絶決議案、陸上自衛隊宮古島駐屯地の整備等について質疑を行った。

12月5日、自衛隊の災害派遣等に関する実情調査のため、陸上自衛隊朝霞駐屯地への視察を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年10月29日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月7日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 米軍機による事故等に関する件、中東地域への自衛隊派遣の検討に関する件、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に関する件、北方領土問題に関する件、日韓関係に関する件、日中関係に関する件、陸上自衛隊宮古島駐屯地の整備に関する件等について茂木外務大臣、河野防衛大臣、橋本厚生労働副大臣、稻津厚生労働副大臣、尾身外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君（※）、小西洋之君（※）、秋野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、松川るい君（自民）、山田宏君（自民）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和元年11月12日(火) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 外務省における文書開示請求への対応に関する件、日中関係に関する件、サイバー攻撃への対処に関する件、国連における核兵器廃絶決議案に関する件、陸上自衛隊宮古島駐屯地の整備に関する件等について茂木外務大臣、河野防衛大臣、宮下内閣府副大臣、佐々木文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

福山哲郎君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

◦防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について河野防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月14日(木) (第4回)

◦政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

◦防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について河野防衛大臣、茂木外務大臣、稻津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

佐藤正久君（自民）、榛葉賀津也君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

(閣法第7号)

賛成会派 自民、※、公明、共産、沖縄
反対会派 維新

○令和元年11月21日(木) (第5回)

◦政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

◦日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（閣法第1号）（衆議院送付）
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第2号）（衆議院送付）
以上両件について茂木外務大臣から趣旨説明

を聴いた後、同大臣、河野防衛大臣、加藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君（自民）、白眞勲君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和元年11月26日(火)（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求める件（閣条第1号）
（衆議院送付）
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第2号）（衆議院送付）
以上両件について茂木外務大臣、河野防衛大臣、中野経済産業大臣政務官、河野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田宏君（自民）、小西洋之君（※）、秋野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

また、両件について農林水産委員会及び経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

また、両件について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○令和元年11月28日(木)

外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求める件（閣条第1号）
（衆議院送付）
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第2号）（衆議院送付）
以上両件について茂木外務大臣、江藤農林水

産大臣、藤川財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳永エリ君（※）、谷合正明君（公明）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○令和元年11月28日(木)（第7回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求める件（閣条第1号）
（衆議院送付）
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第2号）（衆議院送付）
以上両件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

中央学院大学現代教養学部教授 中川淳司君
東京大学大学院農学生命科学研究科教授 鈴木宣弘君
N P O 法人アジア太平洋資料センター（P A R C）共同代表 内田聖子君

[質疑者]

猪口邦子君（自民）、白眞勲君（※）、秋野公造君（公明）、浅田均君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和元年12月3日(火)（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求める件（閣条第1号）
（衆議院送付）
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第2号）（衆議院送付）
以上両件について茂木外務大臣、河野防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

[質疑者]

佐藤正久君（自民）、舟山康江君（※）、秋

野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、井上哲士君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産、沖縄

（閣条第2号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産、沖縄

○令和元年12月9日（月）（第9回）

- 請願第47号外44件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	中西 祐介	(自民)	西田 昌司	(自民)	古賀 之士	(※)
理事	中西 健治	(自民)	林 芳正	(自民)	杉 久武	(公明)
理事	藤末 健三	(自民)	藤川 政人	(自民)	音喜多 駿	(維新)
理事	森 まさこ	(自民)	宮沢 洋一	(自民)	小池 晃	(共産)
理事	那谷屋 正義	(※)	宮島 喜文	(自民)	大門 実紀史	(共産)
理事	熊野 正士	(公明)	大塚 耕平	(※)	浜田 聰	(みん)
	有村 治子	(自民)	勝部 賢志	(※)	渡辺 喜美	(みん)
	大家 敏志	(自民)	川合 孝典	(※)		
	長峯 誠	(自民)	熊谷 裕人	(※)		

(元. 10. 29 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願8種類157件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案は、健全な対内直接投資を一層促進する観点から事前届出免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象を見直す等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、今回の外為法改正の趣旨等に関する外国投資家の懸念を解消する必要性、事前届出免除制度の詳細を定める政令等を早期に示す必要性、中小企業の技術及び人材の海外流出防止策、今回の外為法改正に伴う外国投資家の負担軽減に向けた取組方針、外国投資家の運用実績や投資方針も考慮した事前届出免除制度の適用の必要性、今回の外為法改正と米中の覇権争いとの関係、今回の外為法改正がアクティビスト排除である

との指摘に対する財務大臣の見解等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月7日、コーポレートガバナンス・コードの改訂を通じて賃金引上げに取り組む必要性、台風被害に対する財政支出の現状及び今後求められる財政支援、教育において公的支出の果たしている役割に係る財務大臣の所見、認可特定保険業者に対する今後の規制の在り方、かんぽ生命保険の不適切な保険販売に対する金融庁の見解及び今後の再発防止策、子育て・保育費用を所得税法上の非課税所得とする必要性、損害保険代理店委託契約に関する金融庁の監督状況、金融緩和の下で積極的な財政出動を行う必要性等について質疑を行った。

11月19日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成30年6月19日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、ステーブルコインのリブランに対

する規制上の懸念、2%の物価安定目標の達成に向けた見通し及び日銀が目標として2%を掲げる根拠、金融緩和の限界をめぐる日銀総裁の過去の答弁に対する現時点での見解、消費税率の10%への引き上げによる影響及び今後の見通し、保有国債の満期到来時の現金償還と景気上昇局面での金融市場調節との関係、金融緩和が家計・企業・政府各部門の収支に与える影響、中国人民銀行が発行を計画するデジタル通貨と中国の債務問題の関連性等について質疑を行った。

12月3日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成29年6月

20日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、我が国における民間部門の借入の減少と国債発行残高の増加に対する財務大臣及び日銀総裁の見解、バブル経済崩壊後の政策対応を検証し教訓を活かしていく必要性、金融機関の信用コスト率上昇と中小企業金融円滑化法の期限満了との関係、金融ジェントロジーの考え方に基づいて高齢者が保有する金融資産を活用する方策、地域金融機関におけるデジタル化の推進を金融庁が支援する必要性、今後の消費税率の在り方にに関する財務大臣の見解、財政融資資金をマイナス金利で地方自治体に貸し付けることの是非等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○令和元年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月7日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- マネー・ローンダーリング対策に関する件、災害対策に向けた財政支出に関する件、教育に対する公的支出に関する件、コーポレートガバナンス・コードに関する件、かんぽ生命保険の不適切な保険販売事案に関する件、子育て・保育への助成に対する課税関係に関する件、損害保険代理店委託契約に関する件、金融緩和の下での財政政策に関する件等について麻生国務大臣、遠山財務副大臣、青山文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西健治君（自民）、熊谷裕人君（※）、那谷屋正義君（※）、古賀之士君（※）、熊野

正士君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○令和元年11月19日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、藤川財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行理事池田唯一君及び同銀行理事衛藤公洋君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長峯誠君（自民）、熊谷裕人君（※）、大塚耕平君（※）、熊野正士君（公明）、浅田均君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について

麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月21日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について麻生国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君（自民）、勝部賢志君（※）、川合孝典君（※）、杉久武君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

(閣法第13号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、
みん

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年12月3日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、長期計画に基づく財政出動の必要性に関する件、バブル経済崩壊後の政策対応の検証に関する件、中小企業金融の円滑化に関する件、高齢者の金融資産の活用に関する件、地域金融機関のデジタル化支援に関する件、富裕層向け課税の在り方に関する件、財政融資金の貸付金利に関する件等について麻生国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君（自民）、勝部賢志君（※）、古賀之士君（※）、熊野正士君（公明）、音喜多駿君（維新）、大門実紀史君（共産）、渡辺喜美君（みん）

○令和元年12月9日（月）（第6回）

- 請願第1号外156件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	吉川 ゆうみ	(自民)	加田 裕之	(自民)	佐々木さやか	(公明)
理事	赤池 誠章	(自民)	佐藤 啓	(自民)	高瀬 弘美	(公明)
理事	石井 浩郎	(自民)	三原じゅん子	(自民)	梅村 みづほ	(維新)
理事	こやり 隆史	(自民)	伊藤 孝恵	(※)	松沢 成文	(維新)
理事	水岡 俊一	(※)	石川 大我	(※)	吉良 よし子	(共産)
	上野 通子	(自民)	横沢 高徳	(※)	船後 靖彦	(れ新)
	衛藤 晟一	(自民)	蓮 舶	(※)		(元. 10. 29 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願8種類123件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、1年単位の変形労働時間制の導入が教育職員に与える効果と影響、指針の実効性を担保するための方策、給特法の抜本的見直しの必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月7日、文部科学省創生実行計画の進捗状況及び課題、幼児教育無償化に伴う便乗値上げへの対応や無償化対象外施設への支援の在り方、大学入学共通テストにおける記述式問題の採点に係る課題、学校における働き方改革推進の具体策、がん患者への理解や共生を進めるための

学校におけるがん教育の在り方、東京オリンピックにおけるマラソン及び競歩の競技会場変更の是非、あいちトリエンナーレ2019に対する文化庁の補助金不交付決定が文化芸術に与えた影響、インクルーシブ教育推進に関する文部科学大臣の見解等について質疑を行った。

11月12日、スポーツに関する実情調査のため、日本オリンピックミュージアム及び新国立競技場を視察した。

11月19日、高大接続改革に関する件を議題とし、参考人として、全国高等学校長協会会长萩原聰君、日本私立中学高等学校連合会会长・学校法人富士見丘学園理事長・富士見丘中学高等学校校長吉田晋君、福井県立大学学術教養センター教授木村小夜君及び日本大学文理学部教授紅野謙介君から意見を聴取した後、質疑を行った。

12月5日、高大接続改革に関する件を議題とし、大学入学共通テストにおける記述式問題に係る成績通知方法の在り方、記述式問題における採点途中の正答例追加に伴う採点見直し等の対応、記述式問題の採点を行う民間事業者が事実上独占化する懸念、大学入試センターが学力評

価研究機構に委託する記述式問題採点関連業務の仕様書及び契約書の適切性、記述式問題を中止すべきとの意見に対する文部科学大臣の見解、大学入学共通テストにおける障害のある受験生への合理的

配慮の内容について早急に公表する必要性、大学入試改革以外で英語4技能の向上のために取り得る方策、東京オリンピックまでにゴルフ場利用税を廃止する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年10月29日(火)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月7日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 大学入学共通テストに関する件、文部科学省創生実行計画の進捗状況等に関する件、幼児教育無償化に伴う便乗値上げへの対応に関する件、学校における働き方改革に関する件、学校におけるがん教育の在り方にに関する件、東京オリンピックにおける競技会場の変更に関する件、あいちトリエンナーレ2019に対する文化庁の補助金不交付決定に関する件、インクルーシブ教育の推進に関する件等について萩生田文部科学大臣、上野文部科学副大臣、青山内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤池誠章君(自民)、伊藤孝恵君(※)、蓮舫君(※)、水岡俊一君(※)、高瀬弘美君(公明)、松沢成文君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

○令和元年11月19日(火)(第3回)

- 高大接続改革に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全国高等学校長協会会长 萩原聰君
日本私立中学高等学校連合会会长
学校法人富士見丘学園理事長
富士見丘中学高等学校校長 吉田晋君

福井県立大学学術教養センター教授 木村小夜君

日本大学文理学部教授 紅野謙介君

[質疑者]

佐藤啓君(自民)、伊藤孝恵君(※)、高瀬弘美君(公明)、梅村みづほ君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和元年11月26日(火)(第4回)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について萩生田文部科学大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、亀岡文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

こやり隆史君(自民)、横沢高徳君(※)、勝部賢志君(※)、水岡俊一君(※)、高瀬弘美君(公明)、梅村みづほ君(維新)、吉良よし子君(共産)、船後靖彦君(れ新)

○令和元年11月28日(木)(第5回)

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全日本教職員連盟委員長 郡司隆文君
岐阜県公立高校教諭
筆名「斎藤ひでみ」 西村祐二君
公益社団法人日本PTA全国協議会顧問
中央教育審議会初等中等教育分科会学校に

における働き方改革特別部会前委員 東川勝哉君

　　日本労働組合総連合会事務局長

　　中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会前委員 相原康伸君

〔質疑者〕

　　佐藤啓君（自民）、石川大我君（※）、高瀬弘美君（公明）、梅村みづほ君（維新）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○令和元年12月3日(火)（第6回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**
(閣法第14号) (衆議院送付)について萩生田文部科学大臣、亀岡文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

　　赤池誠章君（自民）、伊藤孝恵君（※）、斎藤嘉隆君（※）、水岡俊一君（※）、梅村みづほ君（維新）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

(閣法第14号)

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 ※、共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和元年12月5日(木)（第7回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 高大接続改革に関する件について萩生田文部科学大臣、亀岡内閣府副大臣、長谷川総務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人大学入試センター理事義本博司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

　　横沢高徳君（※）、伊藤孝恵君（※）、石川大我君（※）、水岡俊一君（※）、松沢成文君（維新）、梅村みづほ君（維新）、吉良よし子君（共産）、船後靖彦君（れ新）

○令和元年12月9日(月)（第8回）

- 請願第123号外122件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧（25名）

委員長	そのだ 修光	(自民)	高階 恵美子	(自民)	芳賀 道也	(※)
理事	石田 昌宏	(自民)	羽生田 俊	(自民)	福島 みづほ	(※)
理事	小川 克巳	(自民)	馬場 成志	(自民)	下野 六太	(公明)
理事	足立 信也	(※)	藤井 基之	(自民)	平木 大作	(公明)
理事	石橋 通宏	(※)	古川 俊治	(自民)	東 徹	(維新)
理事	山本 香苗	(公明)	本田 豊子	(自民)	梅村 聰	(維新)
	片山 さつき	(自民)	川田 龍平	(※)	倉林 明子	(共産)
	自見 はなこ	(自民)	田島 麻衣子	(※)		
	島村 大	(自民)	田村 まみ	(※)		

(元. 10. 29 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出3件（厚生労働委員長3件）の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願23種類275件のうち、3種類77件を採択した。

〔法律案の審査〕

医薬品医療機器 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（第198回国会閣法第54号）は、医薬品、医療機器等が安全かつ迅速に提供され、適正に使用される体制を構築するため、医療上特に必要性が高い医薬品及び医療機器について条件付きで承認申請資料の一部省略を認める仕組みの創設、虚偽・誇大広告による医薬品、医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設、医薬品等行政評価・監視委員会の設置、薬剤師による継続的服薬指導の実施の義務化等の措置を講じようとするものである。委員会においては、医薬品の優先審査制度の意義、地域連携薬局等の機能及び要件、医薬品

等行政評価・監視委員会の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

ハンセン病 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案（衆第3号）は、国の隔離政策により、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等、長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに鑑み、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めようとするものである。また、**ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第4号）は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例

を設ける等、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図ろうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

産後ケア 母子保健法の一部を改正する法律案（衆第8号）は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、市町村が産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うことにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

11月7日、補助金等の申請様式の簡素化など台風等により被災した医療機関に配慮した支援の必要性、十分な予算確保を含めた医師の働き方改革の実行に向けた厚労大臣の所見、全世代型社会保障改革についての厚労大臣の所見、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の賃金格差についての厚労大臣の問題意識、地域医療構想の実現に向けた民間医療機関の診療実績データの公表予定、健康寿命の延伸に係る取組の実態と健康寿命延伸についての厚労大臣の所見、就職氷河期世代支援に当たっての中間支援機能の重要性に対する厚労大臣の認識、厚労省で続く不祥事に対する厚労大臣の認識及び改革の方策、子宮頸がん予防ワクチン接種対

象者に情報提供を行い接種機会を確保する必要性、大規模災害時の医療の一部負担金免除費用等を全額確保する恒常的措置の必要性等について質疑を行った。

11月12日、国立ハンセン病療養所の現状等に関する実情調査のため、国立療養所多磨全生園及び国立ハンセン病資料館を視察した。

11月14日、ハンセン病元患者家族補償金支給法案及びハンセン病問題解決促進法改正案の審査に先立ち、名誉回復と穏やかな人生を送る環境づくりの観点からの元患者家族等への厚労大臣の言葉、ハンセン病問題に対する偏見及び差別の解消に向けた厚労大臣の決意、ハンセン病元患者家族への補償に係る今後のスケジュール、一部の国立ハンセン病療養所で医師の定員が充足していない理由及び厚労省の所見、ハンセン病元患者家族からの補償金の請求を促す仕組みの必要性等について質疑を行った。

11月19日、全世代型社会保障検討会議議事録の作成過程における経団連とのやり取りを11月14日の時点で全て公表しなかった理由、2020年度末までに32万人分の保育の受皿を整備する計画の実現可能性について厚労大臣の自信と見解、公立・公的医療機関の再編について病院名公表への配慮の必要性及び公表の意図、「仕事の世界における暴力及びハラスメント」に関する条約の批准に向けた国内法上の課題等の検討状況、女性への眼鏡着用の禁止等がハラスメントに当たるか否かに関する厚労大臣の見解、後発医薬品の安定供給に係る環境整備の必要性、健康寿命延伸が全世代型社会保障実現の大きな鍵という主張に対する厚労省の認識、独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部の現状、職業紹介事業に係る指針に

おける職業紹介事業者から求職者への金銭等の提供を不適切とする規定の履行状況、教職員への変形労働時間制適用が長時間労働を更に助長する危険性に係る厚労大臣の認識等について質疑を行った。

11月28日、障害を持つひとり親への障害基礎年金と児童扶養手当の併給に関する厚労大臣の見解、国の介護離職対策の現状及び介護離職による収入減へ対応する必要性、公務部門に採用された障害者の定着実態の把握状況及び今後の対応、口腔機能管理と全身の健康との関係の重要性に関する厚労大臣の認識、中小企業における時間外労働の罰則付き上限規制への対応に係る準備状況、技能講習筆記試験を外国人向けに改善する制度的な対応の必要性、診療報酬請求の審査基準統

一化実現の時期、遺伝子パネル検査後の治療の枠組みを検討する必要性、介護保険の自己負担増がサービスを使うことができない者の拡大につながることへの懸念等について質疑を行った。

12月3日、産後ケア事業の人員配置基準の在り方、パワハラ防止指針案のパブリックコメントへの意見を反映させる必要性、年金財政検証を踏まえた令和元年度及び令和2年度の総所得代替率及び純所得代替率、医療的ケア児の主治医から学校医等への情報提供を次期診療報酬改定で評価する必要性、国税庁と日本年金機構がそれぞれ把握している法人数に差が生じている理由、歯科技工士の養成及び確保の必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年10月29日(火)(第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月7日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 台風・豪雨災害対策に関する件、医師の働き方改革の推進に関する件、全世代型社会保障の考え方に関する件、非正規雇用労働者の処遇改善方策に関する件、地域医療構想の実現に向けた課題に関する件、健康寿命延伸のための施策の在り方に関する件、就職氷河期世代に対する支援策に関する件、厚生労働省の組織改革の必要性に関する件、子宮頸がん予防ワクチンに関する情報提供方策に関する件等について加藤国務大臣、橋本厚生労働副大臣、稻津厚生労働副大臣、自見厚生労働大臣政務官、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

羽生田俊君（自民）、島村大君（自民）、石橋通宏君（※）、足立信也君（※）、下野六太君（公明）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、梅村聰君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和元年11月14日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 国立ハンセン病療養所の現状等に関する件について委員から報告を聴いた。
- ハンセン病元患者家族に対する補償に関する件、ハンセン病問題に関する啓発に関する件、ハンセン病療養所における医療・介護体制に関する件等について加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石田昌宏君（自民）、福島みづほ君（※）、山本香苗君（公明）、梅村聰君（維新）、倉林明子君（共産）

- ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長盛山正仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第3号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

（衆第4号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産
反対会派 なし

○令和元年11月19日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 全世代型社会保障検討会議事録の作成過程に関する件、保育の充実に関する件、公立・公的医療機関の再編問題に関する件、職場におけるハラスメント対策に関する件、医薬品行政の課題に関する件、健康寿命延伸のための施策の在り方に関する件、地域医療情報連携ネットワークの在り方に関する件、医療・介護職における職業紹介事業の実態に関する件、教職員への変形労働時間制適用の問題性に関する件等について加藤厚生労働大臣、宮下内閣府副大臣、稻津厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（※）、芳賀道也君（※）、田村まみ君（※）、福島みづほ君（※）、藤井基之君（自民）、下野六太君（公明）、東徹君（維新）、梅村聰君（維新）、倉林明子君（共産）

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（第198回国会閣法第54号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月21日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（第198回国会閣法第54号）（衆議院送

付）について加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田村まみ君（※）、足立信也君（※）、梅村聰君（維新）、平木大作君（公明）、藤井基之君（自民）、本田顕子君（自民）、倉林明子君（共産）

○令和元年11月26日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（第198回国会閣法第54号）（衆議院送付）について加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

福島みづほ君（※）、川田龍平君（※）、東徹君（維新）、平木大作君（公明）、古川俊治君（自民）、倉林明子君（共産）

（第198回国会閣法第54号）

賛成会派 自民、※、公明、維新
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年11月28日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 財政検証等を踏まえた年金の制度設計に関する件、介護離職防止対策に関する件、公務部門における障害者採用後の定着状況に関する件、歯科口腔保健医療の充実に関する件、働き方改革に係る中小企業への支援策に関する件、外国人労働者に対する技能講習の在り方に関する件、審査支払機関改革の推進方策に関する件、遺伝子パネル検査の対象拡大及び治療の枠組み整備に関する件、介護保険、高齢者医療の自己負担の在り方に関する件等について加藤厚生労働大臣、宮崎法務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田島麻衣子君（※）、芳賀道也君（※）、石橋通宏君（※）、島村大君（自民）、平木大作君（公明）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、梅村聰君（維新）、倉林明子君（共

産)

- 母子保健法の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長盛山正仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第8号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

○令和元年12月3日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 産後ケア事業の推進に関する件、職場におけるハラスマント対策に関する件、年金財政検証の在り方に関する件、学校における医療的ケア児への対応の充実に関する件、公的年金保険料の徴収の在り方に関する件、歯科技工士の確保に関する件等について加藤厚生労働大臣、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、福島みづほ君（※）、足立信也君（※）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）

○令和元年12月9日（月）（第9回）

- 請願第121号外76件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第15号外197件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧（21名）

委員長	江島 潔	(自民)	野村 哲郎	(自民)	郡司 彰	(※)
理事	高野 光二郎	(自民)	藤木 真也	(自民)	森 ゆうこ	(※)
理事	堂故 茂	(自民)	宮崎 雅夫	(自民)	河野 義博	(公明)
理事	舞立 昇治	(自民)	山田 修路	(自民)	塩田 博昭	(公明)
理事	徳永 エリ	(※)	山田 俊男	(自民)	谷合 正明	(公明)
理事	宮沢 由佳	(※)	石垣 のりこ	(※)	石井 苗子	(維新)
	岩井 茂樹	(自民)	打越 さく良	(※)	紙 智子	(共産)

(元. 10. 24 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定その他の措置を講じようとするものである。委員会では、農林水産業の生産基盤の強化と輸出の促進、輸出本部が果たす役割、輸出に取り組む事業者への支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

肥料取締法の一部を改正する法律案は、肥料の品質の確保及び肥料生産等に関する規制の合理化を図るため、肥料の原料管理制度を導入するとともに、肥料の配

合に関する規制を見直すほか、肥料の表示基準を整備する等の措置を講じようとするものである。委員会では、原料管理制度の導入に当たり肥料の安全性を担保する必要性、産業副産物を原料とする肥料の利用拡大に向けた取組、肥料の価格動向と価格引下げに向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

11月28日、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、鯨類の持続的な利用を確保するため、捕鯨業が科学的知見、条約等に基づき適切に行われることを明確にするとともに、捕鯨業の円滑な実施に必要な措置を講じようとするものである。

〔国政調査〕

11月7日、食料自給率を農政改革の成果指標とする必要性、地球温暖化等により増加している自然災害への対応に向け

た農林水産大臣の決意、台風第19号による災害査定手続の簡素化に対する農林水産省の考え方、C S F（豚コレラ）発生後の状況判断に対する農林水産大臣の所感、C S F（豚コレラ）の被害を受けた農家が経営再開できるよう豚舎の整備を支援する必要性、C S F（豚コレラ）の終息及びA S F（アフリカ豚コレラ）の国内侵入の防止に向けた農林水産大臣の決意、収入保険及び農業共済への加入促進に向けた農林水産省の取組、間伐の未整備、林地化した農地等による山地災害危険地区的ハザードマップへの反映、国家戦略特区ワーキンググループで議論された真珠養殖事業者に対する負担金徴収に関する指針案の経緯等について質疑を行った。

11月12日、日米貿易協定による農産物の輸入増の想定及び同協定に対する国内対策、日米貿易協定の牛肉セーフガード発動基準数量がT P P協定の範囲内とする説明の妥当性、T P P協定合意時に示された米の既存W T O枠のミニマムアクセスの運用見直しの取扱い、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」における被災果樹農家の代替農地確保に対する支援内容、C S F（豚コレラ）の拡大原因とされる野生イノシシへの対策の現状、水田フル活用のため水田活用の直接支払交付金の交付単価を維持していく必要性、農林水産業の体质強化に向けた今後の方針と具体的な方策等について質疑を行った。

11月21日、C S F（豚コレラ）による国内の豚肉需給及び豚肉価格への影響、

C S F（豚コレラ）に対するこれまでの農林水産省の対応について大臣の所感、これまで講じたC S F（豚コレラ）対策の総費用と新たな対策の内容、薬剤耐性（AMR）対策の進め方及び我が国の知見を生かした国際協力の在り方、野生イノシシの捕獲を担う人材を確保する必要性、養殖ホタテガイの大量へい死の原因究明及び対策等について質疑を行った。

11月28日、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について徳永エリ君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

12月3日、令和元年台風第19号等による農林水産関係被害の状況等に関する実情調査のため、長野県に視察を行った。

12月5日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、産業動物獣医師の偏在問題解決のため国公立大学獣医学部に地域枠入試制度を導入する必要性、輸入牛肉に対する月齢制限の撤廃と日米貿易協定交渉との関係、A S F（アフリカ豚コレラ）対策としての入国カードの記載変更及び今後の改善点、畜産・酪農経営の継承を進めるための地域におけるマッチングや情報提供の取組への支援、豚肉の在庫増加の原因及び国内畜産農家への影響、畜産クラスター事業の規模拡大要件を撤廃する必要性等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

（2）委員会経過

- 令和元年10月24日（木）（第1回）
- 理事の選任及び補欠選任を行った。

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月7日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 食料自給率に関する件、台風等による農林水産関係被害への対策に関する件、家畜伝染病対策に関する件、収入保険及び農業共済に関する件、森林の整備・保全に関する件、国家戦略特別区域制度における農林水産分野の提案に関する件等について江藤農林水産大臣、大塚内閣府副大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

郡司彰君（※）、宮沢由佳君（※）、森ゆうこ君（※）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）、谷合正明君（公明）、塙田博昭君（公明）、山田俊男君（自民）、宮崎雅夫君（自民）

○令和元年11月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 日米貿易協定に関する件、台風等による農林水産関係被害への対策に関する件、家畜伝染病対策に関する件、収入保険及び農業共済に関する件、米政策に関する件、林業の振興施策に関する件等について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮崎雅夫君（自民）、石垣のりこ君（※）、徳永エリ君（※）、塙田博昭君（公明）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月19日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、大塚内閣府副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

堂故茂君（自民）、石垣のりこ君（※）、森ゆうこ君（※）、塙田博昭君（公明）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

(閣法第5号)

賛成会派 自民、※、公明、維新
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年11月21日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- C S F（豚コレラ）対策に関する件、薬剤耐性（AMR）対策に関する件、鳥獣被害対策に関する件、養殖ホタテガイの大量へい死に関する件等について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高野光二郎君（自民）、谷合正明君（公明）、宮沢由佳君（※）、徳永エリ君（※）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

- 肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月26日(火) (第6回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求める件（閣法第1号）（衆議院送付）及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件（閣法第2号）（衆議院送付）について外交防衛委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、大塚内閣府副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山田修路君（自民）、宮沢由佳君（※）、森ゆうこ君（※）、塙田博昭君（公明）、石井苗子君（維新）、紙智子君（共産）

(閣法第6号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年11月28日(木)

外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）
(外交防衛委員会を参照)

○令和元年11月28日(木)（第7回）

○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案の草案について提案者徳永エリ君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○令和元年12月5日(木)（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○畜産物等の価格安定等に関する件について江藤農林水産大臣、大塚内閣府副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

舞立昇治君（自民）、徳永エリ君（※）、森

ゆうこ君（※）、塩田博昭君（公明）、石井

苗子君（維新）、紙智子君（共産）

○畜産物価格等に関する決議を行った。

○令和元年12月9日(月)（第9回）

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営においては、飼養戸数の減少が続いている。一戸当たり飼養頭羽数は増加を続けているものの、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、畜産物の安定供給のためには生産基盤の強化が必要不可欠な状況にある。特に、経営継続の危機にさらされている中小・家族経営を強力に支援するとともに、より多くの若手が就農を目指す魅力ある労働環境を構築することが重要な課題となっている。

また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（EU経済連携協定）が発効し、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）が締結される中、我が国の畜産・酪農の将来に対する懸念と不安を抱く生産者も多い。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和2年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 C S F（豚コレラ）の豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させるとともに、A S F（アフリカ豚コレラ）のアジアにおける感染の拡大を念頭に置き、飼養衛生管理の水準を更に高めるための取組を強力に支援すること。常に、家畜伝染病の脅威を深く認識し、水際検疫徹底を図るとともに、豚等の所有者と行政機関及び関係団体との緊密な連携を確保し、実効ある防疫体制を構築すること。予防的ワクチンを接種した豚等の安全性については、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行うこと。これらの措置を着実に進めるためにも、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ること。
- 二 多発する自然災害による畜産・酪農の被害への支援対策を充実・強化すること。特に、被災した機械・畜舎の再建・修繕・再取得や、停電に伴い発生した乳房炎の治療、家畜の死亡・廃用に伴う新規の家畜導入等の支援を行うこと。
- 三 規模の大小を問わず、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、組織的な生産体制の整備、畜産物の付加価値の向上、良質かつ低廉な飼料等の供給等の取組を通じて、魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、地域性を踏まえた実効性のある施策を実施すること。
- 四 C P T P P、日E U経済連携協定、日米貿易協定が、我が国畜産・酪農経営に与える影響の実情については、統計データ等を常に注視し、分析を行い、これを公表すること。また、新たな国際環境下において、関税削減等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、経営の安定を図ること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。
- 五 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金の単価及び総交付対象数量については、中小・家族経営を含む酪農家の意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- また、期中における一方的な出荷先の変更により集送乳の調整に混乱を来す事例等が発生していることを踏まえ、将来的な酪農家の所得確保や集送乳合理化等の観点から現行制度を十分に検証するとともに、こうした事例が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。
- さらに、近年、ひつ迫している生乳の需給状況について長期的に見通し、酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給の確保が図られるよう、国の主導により各般の取組を一層推進すること。
- 六 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 七 酪農経営を支える酪農ヘルパーについては、その要員の確保や育成、酪農家の傷病時利用に際しての負担軽減、利用組合の組織強化への支援を行うこと。また、酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・A I・I o T等の先端技術の導入、高度な経営アドバイスの提供のためのビッグデータ構築を支援すること。さらに、これらの施策との連携を図りつつ、畜産・酪農への就農を経営ステージに応じてきめ細かく支援する総合的な対策を強力に展開すること。
- また、持続的な畜産・酪農構造の実現を図る観点から、畜産G A Pの指導員等の育成、普及・推進体制を強化すること。
- 八 我が国及び世界での国産畜産物の需要に対応し、畜産・酪農の収益力・生産基盤・競争力を強化するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスター等について、中小・家族経

當にも配慮しつつ、地域の実情に合わせて地域が一体となって行う、収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体化的な家畜導入、バイオガス発電等による家畜排せつ物の有効活用、環境負荷軽減の取組等を強力に支援すること。加えて、外部支援組織の活用、家畜能力の向上、繁殖基盤の強化、乳業工場・食肉処理施設の再編整備、国産ナチュラルチーズ等の競争力強化に向けた取組等を支援するとともに、これらの施策等により食料自給率の向上を図ること。

九 我が国固有の財産である和牛の精液や受精卵については、その流通管理の徹底を図るとともに、遺伝資源の知的財産的価値の保護を強化すること。

十 国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により畜産農家の経営安定を図り、飼料自給率を向上させるため、気象リスク分散等による粗飼料の安定的な収量確保、飼料生産の効率化、放牧、国産濃厚飼料の生産拡大、未利用資源の利用、有機畜産物生産の普及を支援するとともに、飼料生産の基盤整備を推進すること。また、配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、同制度に係る補填財源の確保及び長期借入金の計画的な返済を促すことにより、制度の安定的な運営を図ること。

十一 国産畜産物の輸出に当たっては、統一マークの活用等により、日本ブランドを前面に立てた販売戦略、国産畜産物の強みを活かす調理技術等の普及を行うとともに、世界での国産畜産物需要の増加に対応できる生産基盤を構築すること。

また、輸出先国・地域の衛生条件を満たす食肉処理施設等の整備を促進するとともに、輸出先国・地域の食品安全に関する規制への対応については、政府一体となって、戦略的かつ迅速に進めること。

十二 原発事故に伴う放射性物質に汚染された稲わら、牧草及び牛ふん堆肥等の処理を強力に推進するとともに、永年生牧草地の除染対策、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。
右決議する。

経済産業委員会

委員一覧（21名）

委員長	磯崎 哲史（※）	加田 裕之（自民）	須藤 元気（※）
理事	阿達 雅志（自民）	高橋 はるみ（自民）	竹内 真二（公明）
理事	大野 泰正（自民）	牧野 たかお（自民）	新妻 秀規（公明）
理事	太田 房江（自民）	三木 亨（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	浜野 喜史（※）	宮本 周司（自民）	岩渕 友（共産）
理事	石井 章（維新）	小沼 巧（※）	ながえ 孝子（碧水）
	青山 繁晴（自民）	斎藤 嘉隆（※）	安達 澄（無）

（元. 11. 12 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。また、本委員会付託の請願7種類26件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

デジタルトランスフォーメーションの推進 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要なシステムの運用及び管理に関する指針の策定、その取組状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、企業のデジタル経営改革の推進に向けた認定制度創設の意義及びその運用の在り方、中小企業のデジタル化への更なる支援の必要性、高度IT

人材の育成、確保に向けた取組、情報処理推進機構におけるアーキテクチャ設計の進め方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、2019年4月14日から2021年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づいて国会の承認を求るものである。

委員会においては、これまでの対北朝鮮措置の評価とその実効性強化の必要性、日朝・日韓関係に関する政府の認識等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

〔国政調査〕

11月14日、原子力政策の在り方に関する件、デジタル・プラットフォーマーに係るルール整備に関する件、令和元年台風第15号等による停電被害への対応に関する件、関西電力幹部による金品受領問題に関する件、キャッシュレス推進への取組に関する件、令和元年台風第15号等による被災中小企業等への支援策に関する件、中小企業等の生産性向上に向けた支援に関する件、二輪車産業政策への取組に関する件、消費税の軽減税率導入による中小企業等への影響に関する件、地方創生に資する補助金等の在り方に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年11月12日(火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月14日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 原子力政策の在り方に関する件、デジタル・プラットフォーマーに係るルール整備に関する件、令和元年台風第15号等による停電被害への対応に関する件、関西電力幹部による金品受領問題に関する件、キャッシュレス推進への取組に関する件、令和元年台風第15号等による被災中小企業等への支援策に関する件、中小企業等の生産性向上に向けた支援に関する件、二輪車産業政策への取組に関する件、消費税の軽減税率導入による中小企業等への影響に関する件、地方創生に資する補助金等の在り方に関する件等について梶山国務大臣、上野文部科学副大臣、宮本経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長守谷誠二君に対し質疑を行った。

る件等について質疑を行った。

12月3日、東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する件、韓国向け輸出管理の見直しに関する件、食品関連産業における下請取引の適正化に関する件、海洋生分解性プラスチックの開発・導入普及に関する件、中心市街地活性化政策の取組に関する件、東北電力女川原子力発電所の再稼働に関する件、中小企業の事業承継支援に関する件、農林水産物の高付加価値化・輸出支援に関する件等について質疑を行った。

[質疑者]

阿達雅志君（自民）、浜野喜史君（※）、斎藤嘉隆君（※）、小沼巧君（※）、三浦信祐君（公明）、竹内真二君（公明）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和元年11月21日(木) (第3回)

- 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について梶山経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○令和元年11月26日(火) (第4回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）について外交防衛委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

南山大学理物理学部ソフトウェア工学科教授
青山幹雄君
株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員 藤田哲雄君
一般社団法人情報サービス産業協会副会長
兼専務理事 小脇一朗君

[質疑者]

加田裕之君（自民）、浜野喜史君（※）、新妻秀規君（公明）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和元年11月28日（木）

外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）
(外交防衛委員会を参照)

○令和元年11月28日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 정보 처리의 증진에 관한 법률 일부를 개정하는 법률안 (閣法第8号) (衆議院送付)에 대해 梶山經濟産業大臣, 今井内閣府大臣政務官, 宮本經濟産業大臣政務官, 杉本公正取引委員会委員長 및 政府参考인에 대한 질의를 행하고, 토론 후, 투표로 통과했다.

[質疑者]

高橋はるみ君（自民）、須藤元気君（※）、小沼巧君（※）、新妻秀規君（公明）、石井章君（維新）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

(閣法第8号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、碧水、無（安達澄君）

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年12月3日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課す等の措置を講

じたことについて承認を求めるの件（第198回国会閣承認第3号）(衆議院送付)について梶山經濟産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

小沼巧君（※）、岩渕友君（共産）
(第198回国会閣承認第3号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産、碧水、無（安達澄君）

反対会派 なし

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.

- 東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する件、韓国向け輸出管理の見直しに関する件、食品関連産業における下請取引の適正化に関する件、海洋生分解性プラスチックの開発・導入普及に関する件、中心市街地活性化政策の取組に関する件、東北電力女川原子力発電所の再稼働に関する件、中小企業の事業承継支援に関する件、農林水産物の高付加価値化・輸出支援に関する件等について梶山經濟産業大臣、佐々木国土交通大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に 대해質疑を行った。

[質疑者]

石井章君（維新）、浜野喜史君（※）、須藤元気君（※）、小沼巧君（※）、岩渕友君（共産）、ながえ孝子君（碧水）、安達澄君（無）

○令和元年12月9日（月）（第7回）

- 請願第16号外25件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	田名部 匡代（※）	金子 原二郎（自民）	浜口 誠（※）
理事	朝日 健太郎（自民）	清水 真人（自民）	森屋 隆（※）
理事	酒井 康行（自民）	高橋 はるみ（自民）	里見 隆治（公明）
理事	増子 輝彦（※）	鶴保 康介（自民）	宮崎 勝（公明）
理事	伊藤 孝江（公明）	豊田 俊郎（自民）	室井 邦彦（維新）
理事	武田 良介（共産）	和田 政宗（自民）	木村 英子（れ新）
足立	敏之（自民）	小沢 雅仁（※）	— 欠員 1名 —
青木	一彦（自民）	長浜 博行（※）	
岩本	剛人（自民）	野田 国義（※）	

（元. 10. 24 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、これを可決した。

また、本委員会付託の請願2種類2件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

港湾 法の一部を改正する法律案は、鹿島港（茨城県）における洋上風力発電の導入に係る取組等を視察するとともに、洋上風力発電導入の意義及び課題、発電事業に係る港湾施設の貸付け及び貸付方法の在り方、国際基幹航路の維持又は拡大のための方策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月24日、国土交通行政の諸施策について、赤羽国土交通大臣から説明を聴取した。

11月5日、質疑を行い、令和元年台風第19号による河川の被害状況及び河川整備における事前防災の重要性、台風第19

号襲来時におけるダムの洪水調節の実施状況及び効果、気候変動に対応した治水対策の在り方、被災者の生活と生業の再建に向けた対策の内容、災害対応の担い手である地域の建設産業・自動車運送業等の現況、防災対策を担う国土交通省職員の増員及び大規模な公共事業予算の確保、台風第19号による浸水被害が拡大した原因及び災害時における情報提供の在り方、台風の被災地におけるグループ補助金も含めた中小企業支援策、ライドシェアの導入の是非及びタクシーの通常の運賃改定の早期実施、気象庁の緊急記者会見における手話通訳者の本格導入、災害時における公共交通機関間の運行情報の提供の在り方、台風第19号等で被災した鉄道の復旧・復興、九州新幹線西九州ルートの整備、台風第19号等の被災地における高速道路の無料措置の適用対象の拡大の必要性、トラック運転者の労働環境の改善及びトラック運送業における取引適正化、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し状況と国土交通省の取組、高速道路の通行料金制度の見直しの必要

性、ハザードマップの改定及びマイ・タイムラインの普及促進、水位計や監視カメラの増設も含めた中小河川の治水対策、台風の被災地域における旅館業への支援及び旅行商品等の割引、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー施策の更なる推進、無電柱化の推進、インフラシステムの海外展開におけるトップセールスの実績、バックウォーター現象に対応した治水対策の推進及び排水ポンプ車両数の増強、千曲川の堤防決壊の原因究明の必要性、長野新幹線車両センターで施工された盛り土が千曲川の洪水氾濫に与えた影響、リニア中央新幹線中央アルプストンネルの土砂崩落、災害時における障害者の避難を可能とする合理的配慮を踏まえた避難計画の策定、学校施設におけるバリアフリー化及び体育館への車椅子用トイレの設置の推進、多機能トイレの在り方などの諸問題が取り上げられた。

12月3日、質疑を行い、北海道における高規格幹線道路の重要性及び整備促進のための財源確保、JR北海道の経営改善の取組状況に関する国土交通省の認識、

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しを促進する必要性、償還期間及び想定金利水準の見直しによる高速道路料金引下げの必要性、自動車整備士不足の解消に向けた整備士の待遇改善の取組、令和元年台風第19号で被災した阿武隈急行の復旧及びその支援の在り方、気候変動を踏まえ耐越水化を重視した河川整備の必要性、自動車への車椅子の固定方法標準化に関する調査の現状及び実用化に向けた見解、自動車への衝突被害軽減ブレーキの装備義務化に関する検討状況、リニア中央新幹線静岡工区に係る協議の経緯及び国土交通省としての取組、中部横断自動車道（長坂・八千穂間）の整備計画におけるルート案の策定過程、新幹線利用の際の車椅子利用者に対する車椅子スペース提供の在り方、建築基準法の災害危険区域又は都市再生特別措置法の立地適正化計画の防災対策への活用などの諸問題が取り上げられた。

12月5日、令和元年台風第19号等に係る社会资本の被害状況等の実情調査のため、福島県及び宮城県に視察を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年10月24日(木) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について赤羽国土交通大臣から説明を聴いた。

○令和元年11月5日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 気候変動に対応した治水対策の在り方に関する件、災害時における情報提供の在り方に関する件、令和元年台風第19号等で被災した鉄道の復旧・復興に関する件、九州新幹線西九

州ルートの整備に関する件、トラック運送業における取引適正化に関する件、マイ・タイムラインの普及促進に関する件、無電柱化の推進に関する件、リニア中央新幹線中央アルプストンネルの土砂崩落に関する件、多機能トイレの在り方に関する件等について赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣、石原環境副大臣、松本経済産業副大臣、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立敏之君（自民）、増子輝彦君（※）、長浜博行君（※）、野田国義君（※）、浜口誠

君（※）、宮崎勝君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）

○令和元年11月21日（木）（第3回）

- 港湾法の一部を改正する法律案（閣法第15号）
（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月28日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。

- 港湾法の一部を改正する法律案（閣法第15号）
（衆議院送付）について赤羽国土交通大臣、青木国土交通副大臣及び政府参考人に對し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

朝日健太郎君（自民）、増子輝彦君（※）、小沢雅仁君（※）、森屋隆君（※）、伊藤孝江君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、上田清司君（無）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、無（上田清司君）

反対会派 共産、れ新

なお、附帯決議を行った。

○令和元年12月3日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 高規格幹線道路の整備促進に関する件、高速道路料金の在り方に関する件、令和元年台風第19号で被災した鉄道の復旧に関する件、気候変動に対応した治水対策の在り方に関する件、自動車への衝突被害軽減ブレーキの装備義務化に関する件、リニア中央新幹線静岡工区の事業円滑化に向けた取組に関する件、中部横断自動車道の整備における計画策定過程に関する件、新幹線利用における車椅子利用者への対応に関する件、立地適正化計画等を活用した防災対策に関する件等について赤羽国土交通大臣及び政府参考人に對し質疑を行った。

[質疑者]

岩本剛人君（自民）、浜口誠君（※）、森屋

隆君（※）、小沢雅仁君（※）、里見隆治君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）、木村英子君（れ新）、上田清司君（無）

○令和元年12月9日（月）（第6回）

- 請願第248号外1件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長 牧山 ひろえ（※）	佐藤 信秋（自民）	柳田 稔（※）
理事 滝沢 求（自民）	橋本 聖子（自民）	竹内 真二（公明）
理事 三木 亨（自民）	松村 祥史（自民）	浜田 昌良（公明）
理事 鉢呂 吉雄（※）	松山 政司（自民）	伊藤 岳（共産）
理事 片山 大介（維新）	丸川 珠代（自民）	寺田 静（無）
足立 敏之（自民）	青木 愛（※）	平山 佐知子（無）
尾辻 秀久（自民）	芝 博一（※）	（元. 11. 12 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願2種類14件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月14日、令和元年台風第19号による除染廃棄物の大型土のう袋流出事案への対応状況、米国のパリ協定脱退の正式通告による影響、他府県から海岸に流れ着いた災害廃棄物撤去の責任の所在及び財政支援の在り方、清掃工場の浸水対策を行っていない自治体への財政支援の必要性、令和元年台風第19号等に係る災害廃棄物処理経費に関し補正予算による対応の必要性、プラスチックの焼却処理が気

候変動対策に逆行していることへの懸念、再エネ海域利用法に基づく協議会に環境省が能動的に関与する必要性、東京オリンピック・パラリンピックにおける資源循環の取組に向けた環境大臣の認識等について質疑を行った。

12月5日、災害対応における自衛隊との連携強化策、原子力災害時の自主避難者発生抑制策、海洋プラスチックごみの中で最大の割合を占めるペットボトル対策の在り方、太陽光発電設備に係る環境影響評価法に基づく環境大臣の意見の在り方、厚手のレジ袋を有料化の対象とする必要性、食品業界の3分の1ルール改善のため省庁間で連携する必要性等について質疑を行った。

（2）委員会経過

- 令和元年11月12日（火）（第1回）
 - 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 令和元年11月14日（木）（第2回）
 - 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
 - 令和元年台風第19号により流出した除去土壤

等の大型土のう袋の回収状況等に関する件、令和元年台風第19号等による災害廃棄物処理への支援の在り方に関する件、米国のパリ協定脱退の正式通告による影響等に関する件、洋上風力発電導入に当たっての環境省の役割に関する件、東京オリンピック・パラリンピックにおける資源循環の取組に関する件等

について小泉環境大臣、佐藤環境副大臣、石原内閣府副大臣、・木環境大臣政務官、加藤環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、宮沢由佳君（※）、青木愛君（※）、浜田昌良君（公明）、片山大介君（維新）、伊藤岳君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○令和元年12月5日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 災害廃棄物処理に係る国の支援に関する件、原子力災害対策における防護措置の在り方にに関する件、レジ袋有料化の制度設計に関する件、太陽光発電設備の崩壊事故防止に係る基準強化に関する件、食品ロス削減に向けた取組に関する件等について小泉国務大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木愛君（※）、浜田昌良君（公明）、片山大介君（維新）、伊藤岳君（共産）、寺田静君（無）、平山佐知子君（無）

○令和元年12月9日（月）（第4回）

- 請願第137号外13件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要請書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	真山 勇一（※）	上野 通子（自民）	長浜 博行（※）
理事	岡田 広（自民）	進藤 金日子（自民）	谷合 正明（公明）
理事	野上 浩太郎（自民）	長谷川 岳（自民）	山口 那津男（公明）
理事	芝 博一（※）	藤川 政人（自民）	紙 智子（共産）
理事	片山 虎之助（維新）	宮島 喜文（自民）	木村 英子（れ新）
	青木 一彦（自民）	大塚 耕平（※）	ながえ 孝子（碧水）
	今井 絵理子（自民）	榛葉 賀津也（※）	

（元. 10. 9 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

委員会経過

○令和元年10月9日（水）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	金子	原二郎	(自民)	大野	泰正	(自民)	杉尾	秀哉	(※)
理事	石井	準一	(自民)	太田	房江	(自民)	田村	まみ	(※)
理事	福岡	資麿	(自民)	こやり	隆史	(自民)	徳永	エリ	(※)
理事	三宅	伸吾	(自民)	古賀	友一郎	(自民)	福島	みづほ	(※)
理事	山田	修路	(自民)	佐藤	正久	(自民)	福山	哲郎	(※)
理事	森	ゆうこ	(※)	高野	光二郎	(自民)	矢田	わか子	(※)
理事	蓮	舫	(※)	高橋	はるみ	(自民)	伊藤	孝江	(公明)
理事	浜田	昌良	(公明)	中西	哲	(自民)	里見	隆治	(公明)
理事	浅田	均	(維新)	松川	るい	(自民)	高瀬	弘美	(公明)
理事	山添	拓	(共産)	元榮	太一郎	(自民)	竹谷	とし子	(公明)
	青山	繁晴	(自民)	山田	宏	(自民)	石井	苗子	(維新)
	朝日	健太郎	(自民)	石川	大我	(※)	片山	大介	(維新)
	石井	正弘	(自民)	石橋	通宏	(※)	井上	哲士	(共産)
	小川	克巳	(自民)	古賀	之士	(※)	吉良	よし子	(共産)
	小野田	紀美	(自民)	塩村	あやか	(※)	— 欠員 1名 —		

(元. 10. 15 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

[国政調査]

安倍内閣総理大臣の所信表明演説に対する本会議での各党代表質問の後、10月15日、16日の2日間、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑においては、台風第19号に係る人命救助についての政府の方針、台風第19号被害に関する与党幹部の発言に対する総理の認識、避難指示のタイミング及び指示内容の適切性、既存枠組みにとらわれないきめ細やかで迅速な復旧支援の必要性、避難所のホームレス受入れ拒否問題、キャッシュレス・ポイント還元事業

における公平性確保の必要性、有権者に配付したとされる贈答品のリストについての経済産業大臣の認識、内閣府防災担当職員を増員する必要性、官民ファンドによる投資案件の経営状況及び財務状況、早期の激甚災害指定及び災害復旧事業期間柔軟化の必要性、罹災証明書交付の迅速化に向けた取組、台風第19号による行方不明者の捜索状況、被災者に対するブッシュ型支援充実の重要性、国土強靭化及び経済の好循環実現に向けた公共投資の重要性、災害廃棄物処理に対する国の財政支援充実の必要性、米中関係の変化も踏まえた中国との外交方針、消費税率引き上げの影響と補正予算の編成を含めた経済対策の必要性、床上浸水被害に対し災害救助法を拡大して適用することの必要性、福島第一原子力発電所で発生する汚染浄化後の処理水の安全性、就職氷河期

世代の実態把握の妥当性、待機児童問題改善を目的とした保育所設置基準緩和の必要性、被災者の医療費自己負担分の減免措置の必要性、消費税率引上げに伴う中小・小規模事業者に対する影響等の問題が取り上げられた。

また11月8日、内政・外交の諸問題に関する集中審議が行われた。質疑においては、閣僚の辞任に対する総理の責任、与党議員の公職選挙法違反報道に対する

総理の認識、災害からの復旧に向けた補正予算の編成時期、大学入学共通テストへの英語民間試験導入に係る今後の対応方針、閣僚の辞任及び不適切発言に対する総理の認識、参議院議員定数増に伴う歳費自主返納の状況及び歳費削減の必要性、桜を見る会の招待客数及び国費支出額が年々増加している理由等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和元年10月15日(火)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 令和元年台風第19号の被害状況及びその対応に関する件について安倍内閣総理大臣から報告を聴いた。
- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、武田国務大臣、小泉環境大臣、河野防衛大臣、赤羽国土交通大臣、江藤農林水産大臣、菅原国務大臣、菅内閣官房長官、加藤厚生労働大臣、茂木外務大臣、衛藤国務大臣、北村内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、西村内閣府特命担当大臣、高市総務大臣、萩生田文部科学大臣、竹本内閣府特命担当大臣、田中復興大臣、岡田内閣官房副長官、郷原参議院事務総長、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役上級副社長鈴木康雄君、日本放送協会経営委員会委員長石原進君及び同協会会长上田良一君に対し質疑を行った。

[質疑者]

- 山田修路君(自民)、杉尾秀哉君(※)、浅田均君(維新)、井上哲士君(共産)、森ゆうこ君(※)、矢田わか子君(※)、杉尾秀哉君(※)、福山哲郎君(※)、蓮舫君(※)

○令和元年10月16日(水)(第2回)

- 参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 令和元年台風第19号の被害状況及びその対応に関する件について安倍内閣総理大臣から報告を聴いた。
- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、赤羽国土交通大臣、武田国務大臣、菅原経済産業大臣、加藤厚生労働大臣、江藤農林水産大臣、萩生田文部科学大臣、衛藤内閣府特命担当大臣、西村国務大臣、小泉環境大臣、茂木外務大臣、河野防衛大臣、竹本内閣府特命担当大臣、高市総務大臣、北村内閣府特命担当大臣、麻生財務大臣、稻津厚生労働副大臣、宮本経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

- 増子輝彦君(※)、平木大作君(公明)、片山大介君(維新)、岩渕友君(共産)、松山政司君(自民)、福岡資磨君(自民)、松川るい君(自民)、山本博司君(公明)、平木大作君(公明)、浅田均君(維新)、片山大介君(維新)、石井苗子君(維新)、井上哲士君(共産)、大門実紀史君(共産)

○令和元年11月8日(金)(第3回)

— 集中審議(内政・外交の諸問題) —

- 予算の執行状況に関する調査のうち、内政・

外交の諸問題に関する件について安倍内閣総理大臣、武田国務大臣、萩生田文部科学大臣、高市総務大臣、菅内閣官房長官、江藤農林水産大臣、西村国務大臣、赤羽国土交通大臣、麻生財務大臣、梶山経済産業大臣、加藤厚生労働大臣、北村内閣府特命担当大臣、郷原参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

福山哲郎君（※）、杉尾秀哉君（※）、徳永エリ君（※）、山田修路君（自民）、浜田昌良君（公明）、東徹君（維新）、田村智子君（共産）

○令和元年12月9日(月)（第4回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	中川 雅治（自民）	二之湯 智（自民）	芳賀 道也（※）	
理事	長峯 誠（自民）	藤井 基之（自民）	森屋 隆（※）	
理事	西田 昌司（自民）	舞立 升治（自民）	吉田 忠智（※）	
理事	森屋 宏（自民）	三木 亨（自民）	熊野 正士（公明）	
理事	浜口 誠（※）	宮崎 雅夫（自民）	宮崎 勝（公明）	
理事	三浦 信祐（公明）	山田 俊男（自民）	山本 博司（公明）	
足立	敏之（自民）	小沼 巧（※）	柴田 巧（維新）	
磯崎	仁彦（自民）	勝部 賢志（※）	柳ヶ瀬 裕文（維新）	
岩井	茂樹（自民）	古賀 之士（※）	岩渕 友（共産）	
豊田	俊郎（自民）	那谷屋 正義（※）	武田 良介（共産）	
				（元. 12. 2 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本委員会に付託された案件は、平成三十年度決算外2件（第200回国会提出）であり、いずれも審査継続とした。

〔平成三十年度決算の審査〕

平成三十年度決算外2件は、第200回国会の令和元年11月19日に提出され、12月2日、本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取した。

（2）委員会経過

- 令和元年12月2日（月）（第1回）
 - 理事の補欠選任を行った。
 - 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
 - 平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書
 - 平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書
 - 平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書
 - 以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について森田会計検査院長から説明を聴いた。
- 令和元年12月9日（月）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成三十年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

行政監視委員会

委員一覧（35名）

委員長	川田 龍平	(※)	そのだ 修光	(自民)	田名部 匡代	(※)
理事	島村 大	(自民)	柘植 芳文	(自民)	羽田 雄一郎	(※)
理事	野村 哲郎	(自民)	堂故 茂	(自民)	森屋 隆	(※)
理事	牧野 たかお	(自民)	徳茂 雅之	(自民)	横沢 高徳	(※)
理事	吉川 沙織	(※)	中西 健治	(自民)	杉 久武	(公明)
理事	西田 実仁	(公明)	羽生田 俊	(自民)	高橋 光男	(公明)
理事	梅村 聰	(維新)	藤末 健三	(自民)	竹内 真二	(公明)
阿達	雅志	(自民)	松下 新平	(自民)	矢倉 克夫	(公明)
有村	治子	(自民)	山下 雄平	(自民)	音喜多 駿	(維新)
磯崎	仁彦	(自民)	江崎 孝	(※)	田村 智子	(共産)
猪口	邦子	(自民)	小沢 雅仁	(※)	伊波 洋一	(沖縄)
大野	泰正	(自民)	小林 正夫	(※)		

(元. 11. 25 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本委員会は、「政策評価の現状等に関する件」及び「行政の活動状況に関する件」等について調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求める内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査〕

11月25日、政策評価の現状等に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴いた後、行政の活動状況に関する件について高市総務大臣、菅内閣官房長官、岡田内閣官房副長官、大塚内閣府副大臣、藤川財務副大臣、長谷川総務副大臣、今井内閣府大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官、政府参考人、参議院事務局当局及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

質疑では、就任挨拶において行政評価をテーマの1つとした総務大臣の考え、

政府におけるE B P Mの考え方、総務省における健康寿命に関する各府省の取組の把握状況、H P Vワクチンの国民の理解促進及び接種率向上に向けた検討の必要性と政府の取組、新型インフルエンザワクチンの細胞培養事業の進捗状況と今後の展望、単回使用医療機器の再製造に向けた政府の取組、参議院改革の経緯と行政監視機能強化の必要性、幼保無償化に係る内閣府令の誤りにより地方自治体に生じた影響と実態把握状況、「桜を見る会」に関する意思決定過程の検証に必要な行政文書の管理状況、強制性交等に係る認知件数の考え方及び不受理案件の把握状況、性的マイノリティ等の性被害支援のため政府で研修内容を共有し支援体制を底上げする必要性、ワンストップ支援センターの24時間化の推進の必要性、行政監視機能の強化に関する参議院改革協議会における議論の概要、法律により地方に求められる計画の策定状況の把握、行政評価局調査の実施に際し国と

地方の関係を考慮することへの総務大臣所感、邦人保護のため情報発信の頻度の増加やSNSの活用により周知の工夫を行う必要性、国立公文書館に諸外国並みの機能と人員体制を整える必要性、行政文書についてデジタル化の目標を設定し廃棄せず国立公文書館が管理を行っていく必要性、ジャパンライフの代表取締役会長の平成27年「桜を見る会」への招待の決定者と招待理由、ジャパンライフ会

長の「桜を見る会」受付票の番号が総理大臣の招待区分であることを調査する必要性、「桜を見る会」における総理大臣の招待区分の各年の人数を調査する必要性、最低賃金の地域差を解消し全国一律化を図る必要性、地方公務員の臨時・非常勤職員の実態とその状況改善に向けた取組、会計年度任用職員制度の地方自治体における実施状況をフォローアップする必要性などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○令和元年11月25日(月)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 行政の活動状況に関する件について高市総務大臣、菅内閣官房長官、岡田内閣官房副長官、大塚内閣府副大臣、藤川財務副大臣、長谷川総務副大臣、今井内閣府大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官、政府参考人、参議院事務局当局及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君（自民）、羽生田俊君（自民）、吉川沙織君（※）、田名部匡代君（※）、西田実仁君（公明）、音喜多駿君（維新）、田村智子君（共産）、伊波洋一君（沖縄）

○令和元年12月9日(月)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	松村 祥史	(自民)	岩本 剛人	(自民)	岸 真紀子	(※)
理事	大家 敏志	(自民)	加田 裕之	(自民)	熊谷 裕人	(※)
理事	佐藤 啓	(自民)	河井 あんり	(自民)	宮沢 由佳	(※)
理事	馬場 成志	(自民)	清水 真人	(自民)	森本 真治	(※)
理事	川合 孝典	(※)	本田 頤子	(自民)	塩田 博昭	(公明)
理事	斎藤 嘉隆	(※)	三浦 靖	(自民)	下野 六太	(公明)
理事	平木 大作	(公明)	山田 太郎	(自民)	石井 章	(維新)
理事	東 徹	(維新)	渡辺 猛之	(自民)		
理事	田村 智子	(共産)	木戸口 英司	(※)		

(元. 10. 4 現在)

庶務関係小委員（15名）

小委員長	渡辺 猛之	(自民)	佐藤 啓	(自民)	斎藤 嘉隆	(※)
岩本	剛人	(自民)	馬場 成志	(自民)	塩田 博昭	(公明)
大家	敏志	(自民)	川合 孝典	(※)	平木 大作	(公明)
加田	裕之	(自民)	木戸口 英司	(※)	東 徹	(維新)
河井	あんり	(自民)	岸 真紀子	(※)	田村 智子	(共産)

(元. 10. 4 現在)

図書館運営小委員（15名）

小委員長	宮沢 由佳	(※)	本田 頤子	(自民)	森本 真治	(※)
大家	敏志	(自民)	三浦 靖	(自民)	下野 六太	(公明)
佐藤	啓	(自民)	山田 太郎	(自民)	平木 大作	(公明)
清水	真人	(自民)	川合 孝典	(※)	東 徹	(維新)
馬場	成志	(自民)	斎藤 嘉隆	(※)	田村 智子	(共産)

(元. 10. 4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の1件であり、可決した。

なお、本委員会に付託された請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定するものである。

本法律案は、11月7日に衆議院から提出、14日、本委員会に付託され、15日に多数をもって可決された。

（2）委員会経過

○令和元年10月4日（金）（第1回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣委員長、総務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、決算委員長及び行政監視委員長の辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲・国民、新緑風会・社民5人、公明党3人、日本維新の会及び日本共産党各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲・国民、新緑風会・社民5人、公明党2人、日本維新の会、日本共産党及び沖縄の風各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・国民の声17人、立憲・国民、新緑風会・社民9人、公明党4人、日本維新の会3人、日本共産党2人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声10人、立憲・国民、新緑風会・社民5人、公明党2人、日本維新の会、日本共産党及びみんなの党各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声14人、立憲・国民、新緑風会・社民7人、公明党4人、日本維

新の会及び日本共産党各2人、沖縄の風1人 計30人

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
自由民主党・国民の声11人、立憲・国民、新緑風会・社民7人、公明党3人、日本維新の会2人、日本共産党及びれいわ新選組各1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・国民の声18人、立憲・国民、新緑風会・社民10人、公明党4人、日本維新の会3人、日本共産党及び碧水会各2人、みんなの党1人 計40人

一、国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

国際経済・外交に関する調査会

自由民主党・国民の声12人、立憲・国民、新緑風会・社民7人、公明党3人、日本維新の会、日本共産党及び沖縄の風各1人 計25人

国民生活・経済に関する調査会

自由民主党・国民の声12人、立憲・国民、新緑風会・社民6人、公明党3人、日本維新の会2人、日本共産党及びみんなの党各1人 計25人

資源エネルギーに関する調査会

自由民主党・国民の声11人、立憲・国民、新緑風会・社民6人、公明党3人、日本維新の会及び日本共産党各2人、碧水会1人 計25人

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月8日及び9日

ロ、時 間 自由民主党・国民の声60分、立憲・国民、新緑風会・社民65分、公明党30分、日本維新の会及び日本共産党各20分

ハ、人 数 自由民主党・国民の声及び立憲・国民、新緑風会・社民各2人、公明党、日本維新の会及び日本共産党各1人

- 二、順序 1立憲・国民 新緑風会・社民
2自由民主党・国民の声 3公明党 4日本維新の会 5日本共産党 6立憲・国民 新緑風会・社民 7自由民主党・国民の声
- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。
自由民主党・国民の声7人、立憲・国民 新緑風会・社民4人、公明党2人、日本維新の会及び日本共産党各1人 計15人
なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。
- 一、会期を67日間とすることに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
- 令和元年10月8日(火)(第2回)
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。
- 令和元年10月9日(水)(第3回)
一、国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員小川勝也君を院議をもって表彰することに決定した。
- 一、立憲・国民 新緑風会・社民及びこれから「地域づくり」を考える会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
- 令和元年11月15日(金)(第4回)
一、理事の補欠選任を行った。
- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)を可決した。
(衆第1号)
賛成会派 自民、※、公明、共産
反対会派 維新
- 一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。
- 一、みんなの党及び清友会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決

- 定した。
- 令和元年11月20日(水)(第5回)
一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- イ、時間 自由民主党・国民の声10分、立憲・国民 新緑風会・社民15分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分
ロ、人數 各派1人
ハ、順序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
- 令和元年11月22日(金)(第6回)
一、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
- イ、時間 自由民主党・国民の声10分、立憲・国民 新緑風会・社民15分、日本維新の会及び日本共産党各10分
ロ、人數 各派1人
ハ、順序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
- 令和元年11月27日(水)(第7回)
一、理事の補欠選任を行った。
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。
- 一、国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 一、会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 立憲・国民・新緑風会・社民15分、日本維新の会及び日本共産党各10分
ロ、人 数 各派1人
ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年11月29日(金) (第8回)

一、次の件について大塚内閣府副大臣、平内閣府副大臣、宮下内閣府副大臣、寺田総務副大臣、義家法務副大臣、御法川国土交通副大臣及び佐藤環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ロ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ハ、個人情報保護委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、カジノ管理委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ホ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、電気通信紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ト、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

チ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

リ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ル、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

ヲ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年12月2日(月) (第9回)

一、本会議における平成三十年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声10分、立憲・国民・新緑風会・社民15分、公明党、日本維新の会及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人
ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年12月4日(水) (第10回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年12月6日(金) (第11回)

一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取ることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○令和元年12月9日(月) (第12回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長 室井 邦彦（維新）	松山 政司（自民）	石川 博崇（公明）
理事 尾辻 秀久（自民）	宮崎 雅夫（自民）	市田 忠義（共産）
理事 武見 敬三（自民）	郡司 彰（※）	
高橋 はるみ（自民）	櫻井 充（※）	

（元. 10. 9 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

委員会経過

○令和元年10月9日（水）（第1回）

- 理事を選任した。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	杉 久武（公明）	太田 房江（自民）	小林 正夫（※）
理事	足立 敏之（自民）	加田 裕之（自民）	芳賀 道也（※）
理事	長峯 誠（自民）	河井 あんり（自民）	水岡 俊一（※）
理事	吉川 沙織（※）	野村 哲郎（自民）	宮崎 勝（公明）
理事	矢倉 克夫（公明）	馬場 成志（自民）	室井 邦彦（維新）
	岩本 剛人（自民）	元榮 太一郎（自民）	武田 良介（共産）
	小野田 紀美（自民）	小沼 巧（※）	（元. 10. 4 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（災害対策特別委員長）であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類15件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

災害関連義援金 令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

第199回国会閉会後の10月1日、令和元年台風第15号及び第17号並びに令和元年8月の前線に伴う大雨に係る被害状況等について、武田内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した後、質疑を行い、千葉県における台風第15号被害に対する政府の復旧に向けた取組状況、台風被害により一部損壊した住宅に対する防災・安全交付金の活用による支援見通し、長期停電に伴う農業被害に対する国の支援措置の在り方、被災家屋へのブルーシートの早急な設置完了に向け防災担当大臣のリーダーシップ発揮の必要性、

台風第15号による被害に当たり非常災害対策本部を設置しないと判断した根拠、長期停電に伴う被災家屋の状況等を踏まえた健康支援対策及び心のケアの必要性、災害時における通信設備の停電対策等に対する政府の取組の必要性、倒壊した農業用ハウスの撤去費用への助成措置の必要性、災害時の停電復旧作業に当たっての倒木の除去における自治体と事業者との連携強化策、一部損壊住宅の再建を支援するための恒久的な財政支援制度創設の必要性、住宅被害認定調査の弾力的運用と同施策の自治体への周知徹底の必要性、災害救助法及び被災者生活再建支援法の支援適用となる住家被害基準の見直しなどの諸問題が取り上げられた。

11月13日、令和元年台風第19号及び10月25日からの大雨等による被害状況等について、武田内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

11月20日、質疑を行い、被災自治体・被災農家・中小企業に対する支援措置の在り方、罹災証明書の早期交付に向けた国の支援、河川整備を通じた事前防災の重要性に対する防災担当大臣の認識、被災した建設業者に対する支援措置、令和

元年台風第15号及び第19号における避難行動の状況と災害時の情報提供の在り方、自治体における非常用電源の整備状況及びその広域活用の必要性、災害時の自治体間の人的支援体制の現状把握の必要性、被災者生活再建支援制度における支援金の拡充の必要性、台風第15号による長期停電に対する防災担当大臣の認識、被災障害者福祉施設の事業継続に対する支援措置、被災農家に対する農業用機械に係る修繕・再取得のための支援の必要性、在宅被災者の各種支援策に対する情報提供に係る自治体の取組への支援の必要性、防災教育の推進に向けた政府の取組、行政・ボランティア・N P O等の連携体制の強化に向けた政府の取組、全ての被災者に対するインフルエンザ予防接種の実施の必要性、被災した果樹園・きのこ農場の復旧及び軽トラック等に対する支援の必要性などの諸問題が取り上げられた。

11月27日、令和元年台風第19号等に係る被害状況等の実情調査のため、長野県に委員派遣を行った。

(2) 委員会経過

- 令和元年10月1日(火)(第199回国会閉会後第1回)
 - 理事の補欠選任を行った。
 - 政府参考人の出席を求ることを決定した。
 - 令和元年台風第15号及び第17号並びに令和元年8月の前線に伴う大雨に係る被害状況等に関する件について武田内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
 - 令和元年台風第15号による被害からの復旧・復興に関する件、被災農家に対する支援措置に関する件、令和元年台風第15号に対する政府の初動対応に関する件、被災者支援への防災・安全交付金の活用に関する件、被災者の住宅再建支援に関する件等について武田内閣

12月4日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

同日、質疑を行い、千曲川等における河川管理者の混在の解消に係る国土交通省の見解、令和元年台風第19号に係る広域避難の課題及びその在り方、首都直下地震に備えて都市機能の代替拠点を全国に複数設置する必要性、ボランティア活動に係る支援の充実及び地域の実情に合った実践的な防災教育の推進、被災者生活再建支援金拡充の必要性、被災農家に対する債務負担の軽減策、茨城県内における無堤防区間の残存原因及び今後の対応策、災害廃棄物処理計画の策定促進に向けた取組、危機管理型ハード対策の進捗状況、脆弱性が指摘された堤防の早急な補強及び上流における治水対策の推進、住宅の応急修理と応急仮設住宅の供与の併用を認める必要性、災害時の避難行動に資する情報提供の在り方、被災農家の営農再開に資する災害復旧事業の在り方などの諸問題が取り上げられた。

府特命担当大臣、加藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

豊田俊郎君（自民）、小西洋之君（※）、青木愛君（※）、平木大作君（公明）、音喜多駿君（維新）、武田良介君（共産）

-
- 令和元年10月4日(金)(第1回)
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
 - 令和元年11月13日(水)(第2回)
 - 令和元年台風第19号及び10月25日からの大雨等による被害状況等に関する件について武田内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
 - 令和元年台風第19号等に係る被害状況等の実

情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○令和元年11月20日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 被災自治体及び被災農家に対する支援措置に関する件、気候変動に対応した治水対策に関する件、災害時における情報提供に関する件、地方自治体における非常用電源の整備に関する件、令和元年台風第15号による停電対策に関する件、被災者生活再建支援制度の拡充に関する件、社会福祉施設及び保育園等の災害復旧に関する件等について武田国務大臣、御法川国土交通副大臣、松本経済産業副大臣、平内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君（自民）、足立敏之君（自民）、吉川沙織君（※）、小林正夫君（※）、矢倉克夫君（公明）、宮崎勝君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）

○令和元年12月4日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 広域避難の在り方に関する件、防災教育の推進に関する件、被災農家に対する営農継続支援に関する件、災害廃棄物・堆積土砂等の処理に関する件、災害救助法による住宅の応急修理制度に関する件、災害時の避難行動に資する情報提供に関する件等について武田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

長峯誠君（自民）、加田裕之君（自民）、芳賀道也君（※）、小沼巧君（※）、矢倉克夫君（公明）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）

- 令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長代理原田憲治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第9号）

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

○令和元年12月9日(月) (第5回)

- 請願第342号外14件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○令和元年11月27日(水)

- 令和元年台風第19号等に係る被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

長野県

〔派遣委員〕

杉久武君（公明）、足立敏之君（自民）、長峯誠君（自民）、吉川沙織君（※）、矢倉克夫君（公明）、元榮太一郎君（自民）、小林正夫君（※）、室井邦彦君（維新）、武田良介君（共産）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	小西 洋之（※）	今井 絵理子（自民）	勝部 賢志（※）
理事	猪口 邦子（自民）	岩本 剛人（自民）	徳永 エリ（※）
理事	山田 宏（自民）	高橋 はるみ（自民）	下野 六太（公明）
理事	石橋 通宏（※）	鶴保 庸介（自民）	鈴木 宗男（維新）
理事	秋野 公造（公明）	三宅 伸吾（自民）	紙 智子（共産）
有村	治子（自民）	宮島 喜文（自民）	伊波 洋一（沖縄）
石田	昌宏（自民）	大塚 耕平（※）	（元. 10. 4 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月25日、首里城火災による被害状況等に関する実情調査のため、沖縄県に委

員を派遣した。

12月4日、沖縄及び北方問題に関する諸施策について、衛藤内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）及び茂木外務大臣から発言があったほか、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

（2）委員会経過

○令和元年10月4日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和元年11月20日（水）（第2回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○令和元年12月4日（水）（第3回）

○沖縄及び北方問題に関する諸施策に関する件について衛藤内閣府特命担当大臣及び茂木外務大臣から発言があった。

○派遣委員から報告を聴いた。

○令和元年12月9日（月）（第4回）

○沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○首里城火災による被害状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

沖縄県

〔派遣委員〕

小西洋之君（※）、山田宏君（自民）、石橋通宏君（※）、秋野公造君（公明）、鈴木宗男君（維新）、紙智子君（共産）、高良鉄美君（沖縄）

委員派遣

○令和元年11月25日（月）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	山谷 えり子 (自民)	徳茂 雅之 (自民)	牧山 ひろえ (※)
理事	古賀 友一郎 (自民)	中西 健治 (自民)	森屋 隆 (※)
理事	藤井 基之 (自民)	二之湯 智 (自民)	横沢 高徳 (※)
理事	渡辺 猛之 (自民)	西田 昌司 (自民)	吉田 忠智 (※)
理事	足立 信也 (※)	藤末 健三 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	那谷屋 正義 (※)	舞立 昇治 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	谷合 正明 (公明)	三浦 靖 (自民)	三浦 信祐 (公明)
理事	石井 章 (維新)	森屋 宏 (自民)	片山 大介 (維新)
	石井 正弘 (自民)	山下 雄平 (自民)	柴田 巧 (維新)
	岡田 広 (自民)	石川 大我 (※)	井上 哲士 (共産)
	高野 光二郎 (自民)	浜野 喜史 (※)	山下 芳生 (共産)
	柘植 芳文 (自民)	舟山 康江 (※)	(元. 10. 4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

（2）委員会経過

- 令和元年10月4日(金)（第1回）
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 令和元年12月9日(月)（第2回）
 - 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	丸川 珠代	(自民)	北村 経夫	(自民)	白 眞勲	(※)
理事	青山 繁晴	(自民)	島村 大	(自民)	柳田 稔	(※)
理事	松下 新平	(自民)	武見 敬三	(自民)	石川 博崇	(公明)
理事	有田 芳生	(※)	三原 じゅん子	(自民)	高木 かおり	(維新)
理事	竹内 真二	(公明)	山谷 えり子	(自民)	武田 良介	(共産)
	赤池 誠章	(自民)	打越 さく良	(※)	立花 孝志	(みん)
	江島 潔	(自民)	芳賀 道也	(※)		(元. 10. 4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣は、第200回国会の所信表明演説において、何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、安倍総理自身が、条件を付けずに、金正恩委員長と向き合

い、冷静な分析の上に、あらゆるチャンスを逃すことなく、果断に行動するとの決意を表明した。

12月4日、北朝鮮をめぐる最近の状況について茂木外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について菅国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

（2）委員会経過

- 令和元年10月4日（金）（第1回）
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 令和元年12月4日（水）（第2回）
 - 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について茂木外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について菅国務大臣から説明を聴いた。
- 令和元年12月9日（月）（第3回）
 - 北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	山本 順三	(自民)	大野 泰正	(自民)	古賀 之士	(※)
理事	こやり 隆史	(自民)	高橋 克法	(自民)	田島 麻衣子	(※)
理事	佐藤 正久	(自民)	中西 哲	(自民)	高橋 光男	(公明)
理事	松川 るい	(自民)	藤井 基之	(自民)	竹谷 とし子	(公明)
理事	大塚 耕平	(※)	本田 頤子	(自民)	新妻 秀規	(公明)
理事	難波 煙二	(※)	松山 政司	(自民)	梅村 聰	(維新)
理事	高瀬 弘美	(公明)	山田 太郎	(自民)	清水 貴之	(維新)
朝日	健太郎	(自民)	磯崎 哲史	(※)	井上 哲士	(共産)
岩井	茂樹	(自民)	岸 真紀子	(※)	伊藤 岳	(共産)
小川	克巳	(自民)	熊谷 裕人	(※)	高良 鉄美	(沖縄)
						(元. 10. 4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

（2）委員会経過

- 令和元年10月4日(金)（第1回）
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 令和元年12月9日(月)（第2回）
 - 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（25名）

委員長	佐藤 信秋	(自民)	堀井 巖	(自民)	森本 真治	(※)
理事	徳茂 雅之	(自民)	三原 じゅん子	(自民)	熊野 正士	(公明)
理事	三木 亨	(自民)	宮崎 雅夫	(自民)	安江 伸夫	(公明)
理事	山田 俊男	(自民)	山田 修路	(自民)	松沢 成文	(維新)
理事	伊藤 孝恵	(※)	田村 まみ	(※)	柳ヶ瀬 裕文	(維新)
理事	山本 香苗	(公明)	野田 国義	(※)	大門 実紀史	(共産)
尾辻 秀久	(自民)	羽田 雄一郎	(※)	木村 英子	(れ新)	
太田 房江	(自民)	福島 みづほ	(※)			
藤末 健三	(自民)	宮沢 由佳	(※)			

(元. 10. 4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講じようとするものである。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法の特例措置及び地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法の特例措置を追加しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括し

て議題とし、住宅団地再生の効果的な推進、PF1推進機構に業務の特例を追加する意図、酒類の製造免許の在り方及び今後の課題等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり可決された。

〔国政調査〕

11月13日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成30年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について衛藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

11月20日、まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果及び次期戦略へ向けた課題、東京の成長と地方創生の両立、公益通報者保護制度の見直し、グノム編集技術応用食品に係る表示の在り方、ユニバーサルデザインタクシーの乗車拒否、食品ロスの削減に向けた取組、いわゆる「販売預託商法」による消費者問題、障害者の消費者被害の実態及び相談窓口等における障害者対応等の諸問題について質疑を行った。

12月4日、ジャパンライフ株式会社に

による「桜を見る会」招待状の宣伝利用と消費者被害との関係、ジャパンライフ株式会社に対する消費者庁の対応、公益通報者保護制度の見直し、葬祭サービスに

おける消費者保護、A I 導入によるP I O—N E Tの機能強化、道州制推進の実績と評価等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和元年10月4日(金)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和元年11月13日(水)(第2回)

- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成30年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について衛藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○令和元年11月20日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果及び次期戦略へ向けた課題に関する件、東京の成長と地方創生の両立に関する件、公益通報者保護制度の見直しに関する件、ゲノム編集技術応用食品に係る表示に関する件、ユニバーサルデザインタクシーの乗車拒否に関する件、食品ロスの削減に向けた取組に関する件、いわゆる「販売預託商法」による消費者問題に関する件、障害者の消費者被害の実態及び相談窓口等における障害者対応に関する件等について衛藤内閣府特命担当大臣、北村国務大臣、佐々木国土交通大臣政務官、宮本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

徳茂雅之君(自民)、宮崎雅夫君(自民)、福島みづほ君(※)、伊藤孝恵君(※)、安江伸夫君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、大門実紀史君(共産)、木村英子君(れ新)

○令和元年11月27日(水)(第4回)

- 地域再生法の一部を改正する法律案(第198回国会閣法第48号)(衆議院送付)
- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について北村内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月29日(金)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地域再生法の一部を改正する法律案(第198回国会閣法第48号)(衆議院送付)
- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について北村内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

森本真治君(※)、福島みづほ君(※)、熊野正士君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、大門実紀史君(共産)

(第198回国会閣法第48号)

賛成会派 自民、※、公明、維新
反対会派 共産、れ新

(閣法第9号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、れ新
反対会派 共産

○令和元年12月4日(水)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ジャパンライフ株式会社による「桜を見る会」招待状の宣伝利用と消費者被害との関係に関する件、ジャパンライフ株式会社に対する消費者庁の対応に関する件、公益通報者保護制度の見直しに関する件、葬祭サービスにおける消費者保護に関する件、A I 導入によるP I O—N E Tの機能強化に関する件、道州制推進の実績と評価に関する件等について衛藤内閣府特命担当大臣、北村国務大臣、稻津厚生労働副大臣、橋本厚生労働副大臣、中野経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑

を行った。

[質疑者]

福島みづほ君（※）、伊藤孝恵君（※）、山本香苗君（公明）、熊野正士君（公明）、松沢成文君（維新）、大門実紀史君（共産）

○令和元年12月9日（月）（第7回）

- 地方創生及び消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	青木 愛	(※)	清水 真人	(自民)	増子 輝彦	(※)
理事	石井 浩郎	(自民)	進藤 金日子	(自民)	横沢 高徳	(※)
理事	高階 恵美子	(自民)	堂故 茂	(自民)	塙田 博昭	(公明)
理事	滝沢 求	(自民)	豊田 俊郎	(自民)	横山 信一	(公明)
理事	滝波 宏文	(自民)	羽生田 俊	(自民)	若松 謙維	(公明)
理事	木戸口 英司	(※)	古川 俊治	(自民)	梅村 みづほ	(維新)
理事	杉尾 秀哉	(※)	宮本 周司	(自民)	音喜多 駿	(維新)
理事	浜田 昌良	(公明)	森 まさこ	(自民)	岩渕 友	(共産)
理事	石井 苗子	(維新)	和田 政宗	(自民)	紙 智子	(共産)
	石田 昌宏	(自民)	石垣 のりこ	(※)	嘉田 由紀子	(碧水)
	宇都 隆史	(自民)	江崎 孝	(※)	ながえ 孝子	(碧水)
	片山 さつき	(自民)	小沢 雅仁	(※)	渡辺 喜美	(みん)
	上月 良祐	(自民)	川田 龍平	(※)		
	酒井 庸行	(自民)	須藤 元気	(※)		

(元. 10.4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）審議概観

第200回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月18日、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について、田中復興大臣から発言があった。

11月27日、質疑を行い、これまでの復興庁の取組の総括及び今後10年の取組方針、東日本へのインバウンド誘致に向かた港湾整備及び情報発信の必要性、中間貯蔵施設の用地取得・施設整備の状況及び除去土壤の搬送完了までの取組方針、除去土壤の最終処分や再生利用についての国民の理解の醸成に関する取組、福島県における水揚量の回復及び諸外国の輸入規制撤廃に向けた取組方針、特定復興再生拠点区域における生活基盤の整備方針、地震・津波被災地における地域の実情に応じた復興事業の継続の必要性、三陸鉄道の復旧に係る事業者及び自治体の

負担軽減に資する国の支援の在り方、原子力災害の避難計画の策定が進まない中で原発を再稼働することに対する見解、東日本大震災の教訓の伝承に係る復興大臣の見解及び震災遺構に関する費用負担の在り方、防災復興庁への発展的改組に係る検討状況、除染廃棄物を詰めたフレコンバックの流出及び回収状況並びに再発防止策、地域公共交通確保維持改善事業に係る被災地特例の継続の必要性、避難行動要支援者に係る避難計画作成の義務化に対する復興大臣の見解、被災した子供を含めた県外被災者に対する支援の必要性、日本郵政株式等の売却等による繰入れ予定財源の状況及び令和3年度以降の財源確保対策、令和元年台風第19号との二重被災者に対する支援の在り方、津波被災地における商業施設の整備状況及び支援の具体的な内容、福島第一原発の原子力災害被災地域の子育て世帯に対する具体的な支援策、「復興の火」の展示に

係る準備の進捗状況及び復興庁が告知等を主導していく必要性、福島第一原発の汚染処理水の海洋放出に係る科学的な根拠に基づく対応、台風等による除去土壤流出の再発防止策及び除去土壤・廃棄物保管場所の総点検の必要性、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興

の基本方針において復興施策に5年間の期間を設けることの是非、全ての浸水源を一体化したハザードマップの作成を推進する必要性、事業継続計画（BCP）の策定支援及び地区防災計画の実効性の確保に係る取組などの諸問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○令和元年10月4日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○令和元年11月18日（月）（第2回）

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について田中復興大臣から発言があった。

○令和元年11月27日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求める事を決定した。
- 東日本大震災復興の総合的対策に関する件について田中復興大臣、小泉国務大臣、平内閣府副大臣、横山復興副大臣、和田国土交通大臣政務官、藤木農林水産大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官、門国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、清水真人君（自民）、木戸口英司君（※）、石垣のりこ君（※）、杉尾秀哉君（※）、横沢高徳君（※）、浜田昌良君（公明）、梅村みづほ君（維新）、音喜多駿君（維新）、岩渕友君（共産）、嘉田由紀子君（碧水）

○令和元年12月9日（月）（第4回）

- 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧（25名）

会長	鶴保 康介	(自民)	猪口 邦子	(自民)	木戸口 英司	(※)
理事	小野田 紀美	(自民)	河井 あんり	(自民)	田島 麻衣子	(※)
理事	柘植 芳文	(自民)	中西 健治	(自民)	浜口 誠	(※)
理事	二之湯 智	(自民)	中西 哲	(自民)	牧山 ひろえ	(※)
理事	小林 正夫	(※)	中西 祐介	(自民)	秋野 公造	(公明)
理事	新妻 秀規	(公明)	松川 るい	(自民)	塩田 博昭	(公明)
理事	柳ヶ瀬 裕文	(維新)	吉川 ゆうみ	(自民)	伊波 洋一	(沖縄)
理事	伊藤 岳	(共産)	石川 大我	(※)		
	朝日 健太郎	(自民)	小沼 巧	(※)		

(元. 10. 4 現在)

※ 立憲・国民、新緑風会・社民

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。

今国会においては、理事会で協議を行った結果、3年間の調査テーマを「海を通じて世界とともに生きる日本」とするこ

とを決定し、具体的調査項目として、「海洋資源・エネルギーの確保など海洋の利活用及び開発の在り方」、「海洋環境をめぐる諸課題及び取組の在り方」及び「我が国が海洋立国として国際社会を牽引するための取組と役割」について、調査を行うこととした。

（2）調査会経過

- 令和元年10月4日(金)（第1回）
 - 調査会長を選任した後、理事を選任した。
- 令和元年12月9日(月)（第2回）
 - 調査項目の選定について会長から報告があった。
 - 国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧（25名）

会長	白眞勲	(※)	小川克巳	(自民)	石垣のりこ	(※)
理事	島村大	(自民)	加田裕之	(自民)	磯崎哲史	(※)
理事	豊田俊郎	(自民)	清水真人	(自民)	須藤元気	(※)
理事	羽生田俊	(自民)	自見はなこ	(自民)	下野六太	(公明)
理事	水岡俊一	(※)	高橋克法	(自民)	竹内真二	(公明)
理事	里見隆治	(公明)	堂故茂	(自民)	梅村みづほ	(維新)
理事	高木かおり	(維新)	本田顕子	(自民)	立花孝志	(みん)
理事	岩渕友	(共産)	山田俊男	(自民)		
	足立敏之	(自民)	伊藤孝恵	(※)		

(元. 10.4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。今国会では、調査テーマ等について理事会等で協議を

行った結果、3年間の調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」とし、1年目は「困難を抱える人々の現状」について調査を進めるに決定し、12月9日、その旨を調査会に報告した。

（2）調査会経過

- 令和元年10月4日(金)（第1回）
 - 調査会長を選任した後、理事を選任した。
- 令和元年12月9日(月)（第2回）
 - 調査項目の選定について会長から報告があった。
 - 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧（25名）

会長	宮沢 洋一	(自民)	高階 恵美子	(自民)	浜野 喜史	(※)
理事	阿達 雅志	(自民)	高野 光二郎	(自民)	矢田 わか子	(※)
理事	岩井 茂樹	(自民)	高橋 はるみ	(自民)	杉 久武	(公明)
理事	森屋 宏	(自民)	長峯 誠	(自民)	若松 謙維	(公明)
理事	斎藤 嘉隆	(※)	三浦 靖	(自民)	音喜多 駿	(維新)
理事	平木 大作	(公明)	宮崎 雅夫	(自民)	市田 忠義	(共産)
理事	梅村 聰	(維新)	岸 真紀子	(※)	嘉田 由紀子	(碧水)
理事	山添 拓	(共産)	古賀 之士	(※)		
	こやり 隆史	(自民)	塩村 あやか	(※)		

(元. 10.4 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会の令和元年10月4日に設置された。理事懇談会等で協議を行つ

た結果、3年間の調査テーマを「資源エネルギーの安定供給」とし、1年目は「エネルギーの安定供給」について調査を進めることを決定した。

（2）調査会経過

○令和元年10月4日（金）（第1回）

○調査会長を選任した後、理事を選任した。

○令和元年12月9日（月）（第2回）

○調査項目の選定について会長から報告があった。

○原子力等エネルギー・資源に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	林芳正	(自民)	古賀友一郎	(自民)	長浜博行	(※)
幹事	石井準一	(自民)	上月良祐	(自民)	白眞勲	(※)
幹事	石井正弘	(自民)	佐藤正久	(自民)	福島みづほ	(※)
幹事	磯崎仁彦	(自民)	中曾根弘文	(自民)	福山哲郎	(※)
幹事	西田昌司	(自民)	野上浩太郎	(自民)	森ゆうこ	(※)
幹事	鉢呂吉雄	(※)	古川俊治	(自民)	矢田わか子	(※)
幹事	増子輝彦	(※)	堀井巖	(自民)	伊藤孝江	(公明)
幹事	西田実仁	(公明)	舞立昇治	(自民)	矢倉克夫	(公明)
幹事	松沢成文	(維新)	元榮太一郎	(自民)	安江伸夫	(公明)
幹事	山添拓	(共産)	山下雄平	(自民)	山本香苗	(公明)
赤池誠章	(自民)	山谷えり子	(自民)	浅田均	(維新)	
有村治子	(自民)	打越さく良	(※)	東徹	(維新)	
宇都隆史	(自民)	小西洋之	(※)	吉良よし子	(共産)	
岡田広	(自民)	田村まみ	(※)	山下芳生	(共産)	
片山さつき	(自民)	徳永エリ	(※)	伊波洋一	(沖縄)	
(元. 10. 4 現在)						

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 活動概観

第200回国会において本審査会に付託された議案はなく、付託された請願5種類50件は、いずれも保留とした。

(2) 審査会経過

- 令和元年10月4日(金)(第1回)
 - 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - 会長は会長代理に鉢呂吉雄君を指名した。
- 令和元年12月9日(月)(第2回)
 - 請願第17号外49件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会長 中曾根 弘文（自民）	堀井 巍（自民）	谷合 正明（公明）
磯崎 仁彦（自民）	杉尾 秀哉（※）	清水 貴之（維新）
猪口 邦子（自民）	浜口 誠（※）	（元. 10. 30 現在）

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

（1）活動概観

10月4日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

今国会においては、まず、特定秘密の保護に関する法律第19条により平成30年5月18日及び令和元年6月7日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、衛藤国務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府参考人に質疑を行った。また、本審査会の年次報告書における指摘事項等について、政府参考人から説明を聴き、政府参考人に質疑を行った。さらに、平成30年6月22日及び令和元年6月6日に内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府参考人から説明を聴き、

政府参考人に質疑を行った。

続いて、平成29年末時点ないし平成30年末時点で特定秘密を指定している11行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について全般的な説明を聴いた。

その後、年次報告書（調査及び審査の経過及び結果に関する報告書（対象期間は平成30年12月1日から令和元年8月31日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

10月30日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について、衛藤国務大臣から説明を聴いた。

11月6日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に質疑を行った。また、本審査会の年次報告書における指摘事項等について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に質疑を行った。続いて、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府

参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

11月20日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から全般的な

説明を聴いた。

12月4日、年次報告書を決定し、議長に提出したほか、海外派遣議員から報告を聴いた。同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、12月6日の本会議で会長が報告した。

(2) 審査会経過

○令和元年10月30日(水)(第1回)

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について衛藤国務大臣から説明を聴いた。

○令和元年11月6日(水)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について政府参考人から補足説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて

決定した。

○令和元年11月20日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○令和元年12月4日(水)(第4回)

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する年次報告書を提出することを決定した。
- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。
- 海外派遣議員から報告を聴いた。

(3) 審査会報告要旨

年次報告

【要旨】

本審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものであり、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとなっている。本審査会では、平成29年11月から令和元年6月まで、政府の年次報告（平成29年5月）等を基に、平成28年末時点の特定秘密の指定等について調査を行っており、うち平成30年11月までの調査内容は昨年の年次報告書で取りまとめている。本報告書は、それ以降（平成30年12月1日から令和元年8月31日まで）の調査内容を取りまとめたものであり、12月4日に議長へ提出した。その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

平成28年末時点の特定秘密の指定等に関するこれまでの調査を踏まえ、特定秘密の指定の状況等について、各行政機関から改めて詳細な説明を聴取し、質疑を行った。

また、内閣官房（内閣情報調査室、内閣衛星情報センター）、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する官腰国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

なお、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会及び日本維新の会・希望の党的委員から、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の提示を要求する動議が提出されたところ、討論の後、採決の結果、本動議は否決された。

2 主な指摘事項の概要

以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

ア 本審査会が行政機関に特定秘密の指定の適否を判断するための説明を求めた場合には、説明を求める理由を十分に理解し、的確に説明するなど真摯に対応すること。

イ 本審査会が、行政機関の長に対して特定秘密の提供を求めた場合には、真摯かつ適切に対応するとともに、例外的に、提供の求めに応じられないと判断する場合には、その判断の理由について本審査会の理解が得られるよう、十分かつ明確に説明すること。

ウ 個々の特定秘密の非公知性について本審査会から説明を求められた場合には、その公知・非公知を判断した根拠を十分かつ明確に説明すること。

エ 特定秘密を取り扱う各行政機関において、特定秘密文書中の特定秘密に該当する箇所に、特定秘密である旨の明確な表示を確実に付すこと。

オ 各行政機関が特定秘密の指定の有効期間を設定又は延長する際には、適切であると考えられる最も短い期間を定めるとともに、本審査会や独立公文書管理監が有効期間の説明を求めた場合には、十分な根拠をもって説明できるようにすること。また、独立公文書管理監は、指定の有効期間の適切性について引き続き厳格な検証・監察を行い、その結果を報告すること。

カ 独立公文書管理監の検証・監察において、新たな手法の導入や、分析能力向上を図るために取組などを積極的に行い、実効性を高めるとともに、必要に応じて人的資源の拡充を図るなど、体制を整備すること。また、検証・監察の過程で独立公文書管理監が得た問題意識については、積極的に本審査会と共有すること。

キ 政府全体で、本審査会による行政機関の特定秘密の指定等に関する指摘に対する取組を進め、その結果を逐次本審査会に報告すること。

ク 本審査会の指摘に対する政府の取組については、可能な限り、政府の統一運用基準の見直し等を通じて明確なルール化を図り、各行政機関の統一的な対応が実現するよう努めるとともに、見直し後の運用基準の内容について、本審査会に報告すること。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行わなかつた。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会長	有村 治子	(自民)	世耕 弘成	(自民)	舟山 康江	(※)
幹事	西田 昌司	(自民)	関口 昌一	(自民)	石川 博崇	(公明)
幹事	野上 浩太郎	(自民)	藤井 基之	(自民)	浜田 昌良	(公明)
幹事	那谷屋 正義	(※)	有田 芳生	(※)	石井 苗子	(維新)
	末松 信介	(自民)	榛葉 賀津也	(※)	市田 忠義	(共産)

(元. 10. 9 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

審査会経過

○令和元年10月9日(水)（第2回）

- 幹事の補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、799件（83種類）であり、このうち件数の多かったものは、「公立学校に一年単位の変形労働時間制を導入しないことに関する請願」56件、「所得税法第五十六条の廃止を求めることに関する請願」49件、「筋痛性脳脊髄炎の根治薬と難病指定の研究促進に関する請願」38件、「消費税一〇%撤回を求めることに関する請願」33件、「保険でより良い歯科医療を求めることに関する請願」32件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣36件、総務9件、法務46件、外交防衛45件、財政金融157件、文教科学123件、厚生労働275件、経済産業26件、国土交通2件、環境14件、議院運営1件、災害対策15件、憲法50件であった。

請願者の総数は154万1,809人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、11月26日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の12月2日までと決定された。

12月9日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、厚生労働委員会において77件（3種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「筋痛性脳脊髄炎の根治薬と難病指定の研究促進に関する請願」外76件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は9.6%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は3.6%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備考
委員会等名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	36	0	0	36	0	
総務	9	0	0	9	0	
法務	46	0	0	46	0	
外交防衛	45	0	0	45	0	
財政金融	157	0	0	157	0	
文教科学	123	0	0	123	0	
厚生労働	275	77	0	198	77	
経済産業	26	0	0	26	0	
国土交通	2	0	0	2	0	
環境	14	0	0	14	0	
議院運営	1	0	0	1	0	
災害対策	15	0	0	15	0	
憲法	50	0	0	50	0	
計	799	77	0	722	77	提出総数 799件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

○厚生労働委員会……………77件

筋痛性脳脊髄炎の根治薬と難病指定の研究促進に関する請願（第121号外37件）

保育・学童保育職員の増員、仕事と子育ての両立支援策の拡充等に関する請願（第257号外24件）

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願（第403号外13件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
1	安倍首相による日朝首脳会談構想に関する質問主意書	有田 芳生君	元. 10. 4	元. 10. 9	元. 10. 15	
2	幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問主意書	吉川 沙織君	10. 4	10. 9	10. 15	
3	安倍政権の拉致問題解決に向けた基本方針に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 4	10. 9	10. 15	
4	河野前外相の外遊に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 4	10. 9	10. 15	
5	拉致問題における仮想現実（VR）を利用した啓発活動に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 4	10. 9	10. 15	
6	気候変動のような問題はセクシーでなければならぬという小泉環境大臣の発言に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 4	10. 9	10. 15	
7	文化庁のあいちトリエンナーレへの補助金不交付措置に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 4	10. 9	10. 15	
8	無人機による戦略爆撃に対するわが国の石油備蓄施設の抗堪性に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 4	10. 9	10. 15	
9	国連決議違反の北朝鮮のミサイル発射に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 4	10. 9	10. 15	
10	外国人材の受け入れ・共生のための対応策に関する質問主意書	田島 麻衣子君	10. 4	10. 9	10. 15	
11	二日酔いが病気であるか否かに関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 7	10. 15	10. 18	
12	消費税率のあり方に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 7	10. 15	10. 18	
13	キャッシュレス支払いに関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 7	10. 15	10. 18	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
14	未批准のILOの基本条約（第百五号・第百十一号）の早期批准に関する質問主意書	石橋 通宏君	元. 10. 8	元. 10. 15	元. 10. 18	
15	自律型致死兵器システムに関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 8	10. 15	10. 18	
16	ガーダシル九の承認に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 8	10. 15	10. 18	
17	ストックホルム合意と拉致問題に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 9	10. 15	10. 18	
18	内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する質問主意書	東 徹君	10. 9	10. 15	10. 18	
19	北朝鮮籍と見られる漁船のわが国のEEZ内での違法操業に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 9	10. 15	10. 18	
20	政治資金規正法上の暗号資産の取り扱いに関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 9	10. 15	10. 18	
21	安倍総理の国会における答弁姿勢に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 9	10. 15	10. 18	
22	未成年者の喫煙対策及び受動喫煙対策に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 10	10. 16	10. 25	
23	中距離核戦力（INF）全廃条約の失効に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 10	10. 16	10. 25	
24	大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役職員に関する質問主意書	古賀 之士君	10. 10	10. 16	10. 25	
25	抗菌薬の安定供給に関する質問主意書	古賀 之士君	10. 10	10. 16	10. 25	
26	景気判断の下方修正に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 11	10. 16	10. 25	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
27	安倍首相と日朝首脳会談に関する質問主意書	有田 芳生君	元. 10.15	元. 10.21	元. 10.25	
28	令和元年台風第十九号による災害に対する激甚災害の指定措置の内容に関する質問主意書	小沼 巧君	10. 16	10. 21	10. 25	
29	台風第十九号における災害救助法等の対象拡大および遡及措置に関する質問主意書	小沼 巧君	10. 16	10. 21	10. 25	
30	災害救助法の適用に関する質問主意書	塩村 あやか君	10. 17	10. 23	10. 29	
31	国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方四島に関する質問主意書	鈴木 宗男君	10. 18	10. 23	10. 29	
32	サイバー攻撃に対処するための自律型兵器システムの活用に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 18	10. 23	10. 29	
33	政府における国会議員の質問通告の取り扱いに関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 18	10. 23	10. 29	
34	宇宙空間における自衛権行使に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 18	10. 23	10. 29	
35	幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する再質問主意書	吉川 沙織君	10. 18	10. 23	10. 29	
36	即位礼正殿の儀に合わせて実施された恩赦に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 23	10. 28	11. 1	
37	台風第十九号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 23	10. 28	11. 1	
38	エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 24	10. 30	11. 5	
39	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターにおける高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に係る研究開発に関する質問主意書	徳永 エリ君	10. 25	10. 30	11. 5	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
40	日韓基本条約第三条の解釈に関する質問主意書	熊谷 裕人君	元. 10. 29	元. 11. 5	元. 11. 8	
41	東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流分野の交通需要マネジメントに関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 29	11. 5	11. 8	
42	不発弾処理の費用負担に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 29	11. 5	11. 8	
43	コンセッション事業の特徴と課題に関する質問主意書	吉田 忠智君	10. 29	11. 5	11. 8	
44	アコヤ貝の大量斃死に関する質問主意書	ながえ 孝子君	10. 29	11. 5	11. 8	
45	六ヶ所再処理工場等貯蔵の高レベル廃液の重大事故評価が旧西ドイツ政府の大事故評価と異なること等に関する質問主意書	川田 龍平君	10. 30	11. 6	11. 12	
46	シベリア抑留者の遺骨取り違えの隠ぺい問題に関する質問主意書	鈴木 宗男君	10. 30	11. 6	11. 12	
47	国務大臣等による大規模パーティーの定義に関する質問主意書	熊谷 裕人君	10. 30	11. 6	11. 12	
48	幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する第三回質問主意書	吉川 沙織君	10. 30	11. 6	11. 12	
49	諸外国における水道分野へのコンセッション事業の導入等に関する質問主意書	吉田 忠智君	10. 31	11. 6	11. 12	
50	指定管理者制度、独立行政法人制度等に関する質問主意書	吉田 忠智君	11. 1	11. 11	11. 15	
51	コンセッション事業に関する研修やセミナー等に関する質問主意書	吉田 忠智君	11. 1	11. 11	11. 15	
52	コンセッション事業の推進がもたらす自治行政のあり方の変化に関する質問主意書	吉田 忠智君	11. 7	11. 13	11. 19	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
53	コンセッション事業の導入に伴う労働者の労働条件の変化に関する質問主意書	吉田 忠智君	元. 11. 7	元. 11. 13	元. 11. 19	
54	NHKの受信料の法的取り扱い等に関する質問主意書	浜田 聰君	11. 11	11. 18	11. 22	
55	避難の在り方や避難所等の災害対策に関する質問主意書	塩村 あやか君	11. 12	11. 18	11. 22	
56	安倍政権における桜を見る会に関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 12	11. 18	11. 22	
57	NHKが集金業務を委託する外部業者に関する質問主意書	浜田 聰君	11. 12	11. 18	11. 22	
58	「桜を見る会」の運営の在り方に関する質問主意書	杉尾 秀哉君	11. 13	11. 18	11. 22	
59	気象庁以外の者による洪水等の予報業務に関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 13	11. 18	11. 22	
60	令和二年度の桜を見る会の中止理由に関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 14	11. 20	11. 26	
61	暗号資産による納税に関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 15	11. 20	11. 26	
62	政治資金についての安倍総理の姿勢に関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 15	11. 20	11. 26	
63	福祉事務所に日本放送協会の受信料免除申請書が備えられていることに関する質問主意書	浜田 聰君	11. 15	11. 20	11. 26	
64	政党の発出した桜を見る会の案内文書に関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 19	11. 25	11. 29	
65	放送受信設備のない世帯に対してNHK訪問員が詐欺的手法で放送受信契約を結ばせていることに関する質問主意書	浜田 聰君	11. 20	11. 25	11. 29	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
66	桜を見る会における内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問主意書	熊谷 裕人君	元. 11. 20	元. 11. 25	元. 11. 29	
67	国務大臣のやじに関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 21	11. 27	12. 3	
68	羽田空港の新飛行ルートに関する質問主意書	山添 拓君	11. 21	11. 27	12. 3	
69	衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているNHK訪問員に関する質問主意書	浜田 聰君	11. 21	11. 27	12. 3	
70	愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書	ながえ 孝子君	11. 22	11. 27	12. 3	
71	臨時財政対策債の発行及び償還並びにその在り方に 関する質問主意書	野田 国義君	11. 26	12. 2	12. 6	
72	饗宴の儀での国会議員による不適切な行動の報道に 関する質問主意書	浜田 聰君	11. 27	12. 2	12. 6	
73	林業の担い手育成に関する質問主意書	宮沢 由佳君	11. 27	12. 2	12. 6	
74	桜を見る会にいわゆる反社会的勢力の人物が招待され出席していたことに関する質問主意書	小西 洋之君	11. 27	12. 2	12. 6	
75	桜を見る会における安倍昭恵氏の関与に関する質問主意書	小西 洋之君	11. 27	12. 2	12. 6	
76	桜を見る会の安倍事務所による推薦における安倍総理の関与等に関する質問主意書	小西 洋之君	11. 27	12. 2	12. 6	
77	桜を見る会への安倍事務所の推薦行為及び安倍総理による招待等が公職選挙法の事後買収罪に該当することに関する質問主意書	小西 洋之君	11. 27	12. 2	12. 6	
78	ローマ教皇の核廃絶演説に対する政府の受け止めに 関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 28	12. 4	12. 10	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
79	現在のG S O M I Aの状況に関する質問主意書	熊谷 裕人君	元. 11. 28	元. 12. 4	元. 12. 10	
80	韓国国会議長による微用工問題の解決案に関する質問主意書	熊谷 裕人君	11. 29	12. 4	12. 10	
81	避難の在り方や避難所等の災害対策に関する再質問主意書	塩村 あやか君	11. 29	12. 4	12. 10	
82	反社会的勢力の定義に関する質問主意書	熊谷 裕人君	12. 2	12. 9	12. 13	
83	H P Vワクチン接種の積極的勧奨再開に関する質問主意書	浜田 聰君	12. 2	12. 9	12. 13	
84	外国人の収容および「送還忌避」に関する質問主意書	福島 みづほ君	12. 2	12. 9	12. 13	
85	「米国主催国際海上訓練について」に関する質問主意書	福島 みづほ君	12. 3	12. 9	12. 13	
86	N H Kの委託業者による個人情報漏洩に関する質問主意書	浜田 聰君	12. 3	12. 9	12. 13	
87	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する質問主意書	熊谷 裕人君	12. 3	12. 9	12. 13	
88	核シェルターの普及状況に関する質問主意書	熊谷 裕人君	12. 4	12. 9	12. 17	
89	在日米軍の日本国内での夜間訓練に関する質問主意書	吉田 忠智君	12. 4	12. 9	12. 17	
90	米海軍佐世保基地における拳銃持ち出し事案への対応に関する質問主意書	吉田 忠智君	12. 4	12. 9	12. 17	
91	放送受信設備の有無と放送受信契約との関係に関する質問主意書	浜田 聰君	12. 4	12. 9	12. 17	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
92	内閣総理大臣夫人の法的地位と権限に関する質問主意書	有田 芳生君	元. 12. 4	元. 12. 9	元. 12. 17	
93	内閣官房副長官補室が新たに入手した「慰安婦」関係文書に関する質問主意書	紙 智子君	12. 5	12. 9	12. 17	
94	離婚後の親権のあり方に関する質問主意書	嘉田 由紀子君	12. 5	12. 9	12. 17	
95	東京二〇二〇オリンピック観戦チケットの販売枚数に関する質問主意書	田島 麻衣子君	12. 5	12. 9	12. 17	
96	大嘗祭をはじめとする一連の御即位関連儀式に関する質問主意書	熊谷 裕人君	12. 5	12. 9	12. 17	
97	「プロサバンナ事業」に関する質問主意書	石橋 通宏君	12. 5	12. 9	12. 17	
98	水害ハザードマップの作成及び宅地建物取引における活用に関する質問主意書	嘉田 由紀子君	12. 5	12. 9	12. 17	
99	日本放送協会制作のテレビ番組における喫煙シーンの撮影現場に関する質問主意書	松沢 成文君	12. 5	12. 9	12. 17	
100	公立・公的等四百二十四病院の公表に関する質問主意書	吉田 忠智君	12. 5	12. 9	12. 17	
101	災害時における学校飼育動物、ペットショップの動物等に関する質問主意書	塩村 あやか君	12. 5	12. 9	12. 17	
102	元首相の訃報について中核派による不謹慎な動画が公表されたことに関する質問主意書	浜田 聰君	12. 5	12. 9	12. 17	
103	財政投融資の地方貸付におけるマイナス金利の活用策に関する質問主意書	渡辺 喜美君	12. 6	12. 9	12. 17	
104	国家公務員に支給される移転料と引っ越しの繁忙期に関する質問主意書	田村 智子君	12. 6	12. 9	12. 17	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
105	いわゆる「ふっこう割」に関する質問主意書	芳賀 道也君	元. 12. 6	元. 12. 9	元. 12. 17	
106	歯科診療に用いる金銀パラジウム合金に関する質問主意書	芳賀 道也君	12. 6	12. 9	12. 17	
107	災害時の医療機関の被災状況の把握と復旧・復興のために必要な対策に関する質問主意書	田村 智子君	12. 6	12. 9	12. 17	
108	児童扶養手当受給者のプライバシーに過度に踏み込んだ調査などの是正に関する質問主意書	田村 智子君	12. 6	12. 9	12. 17	
109	学校歯科検診で指摘された歯列・咬合異常を費用負担の心配なく治療できるような保険診療・公費支援の充実に関する質問主意書	田村 智子君	12. 6	12. 9	12. 17	
110	陸上自衛隊オスプレイの暫定配備要請に係る千葉県及び木更津市からの照会に対する防衛省の回答に関する質問主意書	青木 愛君	12. 6	12. 9	12. 17	
111	農地の放射性セシウム濃度調査に関する質問主意書	芳賀 道也君	12. 6	12. 9	12. 17	
112	在日米軍駐留経費負担に関する質問主意書	白 眞勲君	12. 6	12. 9	12. 17	
113	中東地域への自衛隊派遣に関する質問主意書	白 真勲君	12. 6	12. 9	12. 17	
114	日米共同方面隊指揮所演習（ヤマサクラ七七）に関する質問主意書	伊波 洋一君	12. 6	12. 9	12. 17	
115	新漁業法に関する質問主意書	紙 智子君	12. 9	12. 9	12. 20	
116	受信機の設置日が不明な場合のNHKとの受信契約の締結に関する質問主意書	浜田 聰君	12. 9	12. 9	12. 20	
117	アプリ上で行われたグループチャットの公文書管理办法上の扱いに関する質問主意書	熊谷 裕人君	12. 9	12. 9	12. 20	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
118	HIV感染症を減少させるための周知や広報の徹底に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	元. 12. 9	元. 12. 9	元. 12. 20	
119	HIV感染症を減少させるための具体的施策の進行状況に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 9	12. 9	12. 20	
120	衛生管理の不十分な入浴施設等での感染の現状に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 9	12. 9	12. 20	
121	安倍総理の「人種平等」に関する所信表明演説が歴史の曲解及び捏造であることに関する質問主意書	小西 洋之君	12. 9	12. 9	12. 20	
122	七・一閣議決定及び武力行使の新三要件並びに存立危機事態等に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 9	12. 9	12. 20	
123	安倍総理が「憲政の敵」であることに関する質問主意書	小西 洋之君	12. 9	12. 9	12. 20	
124	防衛省及び外務省等による国際兵器展示会の後援行為が憲法の平和主義等に反することに関する質問主意書	小西 洋之君	12. 9	12. 9	12. 20	
125	安倍総理及び昭恵総理夫人の「桜を見る会」における問題に関する質問主意書	小西 洋之君	12. 9	12. 9	12. 20	

(令和元年12月20日現在)

1 国会会期一覧

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第186回 (常会)	26. 1. 24(金)	26. 1. 24(金)	26. 6. 22(日)	150	—	150
第187回 (臨時会)	26. 9. 29(月)	26. 9. 29(月)	26. 11. 21(金) 衆議院解散	63	—	54
第188回 (特別会)	26. 12. 24(水)	26. 12. 26(金)	26. 12. 26(金)	3	—	3
第189回 (常会)	27. 1. 26(月)	27. 1. 26(月)	27. 9. 27(日)	150	95	245
第190回 (常会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3	—	3
第192回 (臨時会)	28. 9. 26(月)	28. 9. 26(月)	28. 12. 17(土)	66	17	83
第193回 (常会)	29. 1. 20(金)	29. 1. 20(金)	29. 6. 18(日)	150	—	150
第194回 (臨時会)	29. 9. 28(木)	—	29. 9. 28(木) 衆議院解散	—	—	1
第195回 (特別会)	29. 11. 1(水)	29. 11. 8(水)	29. 12. 9(土)	39	—	39
第196回 (常会)	30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48
第198回 (常会)	31. 1. 28(月)	31. 1. 28(月)	元. 6. 26(水)	150	—	150
第199回 (臨時会)	元. 8. 1(木)	元. 8. 1(木)	元. 8. 5(月)	5	—	5
第200回 (臨時会)	元. 10. 4(金)	元. 10. 4(金)	元. 12. 9(月)	67	—	67

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2* 28. 5. 2	第1回 (特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第21回	19. 7.29(日)	19. 7.29	25. 7.28	第167回（臨時会）	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7.11(日)	22. 7.26	28. 7.25	第175回（臨時会）	22. 7.30(金)
第23回	25. 7.21(日)	25. 7.29	令和元. 7.28	第184回（臨時会）	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7.10(日)	28. 7.26	4. 7.25	第191回（臨時会）	28. 8. 1(月)
第25回	令和元. 7.21(日)	令和元. 7.29	7. 7.28	第199回（臨時会）	令和元. 8. 1(木)

*任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(令和元年10月31日現在)

第4次安倍第2次改造内閣国務大臣

内閣総理大臣
安倍 晋三（衆・自民）
財務大臣
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（金融）)
麻生 太郎（衆・自民）
総務大臣
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）)
高市 早苗（衆・自民）
法務大臣
森 まさこ（参・自民）
外務大臣
茂木 敏充（衆・自民）
文部科学大臣
萩生田 光一（衆・自民）
厚生労働大臣
加藤 勝信（衆・自民）
農林水産大臣
江藤 拓（衆・自民）
経済産業大臣
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）)
梶山 弘志（衆・自民）
国土交通大臣
赤羽 一嘉（衆・公明）

環境大臣
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（原子力防災）)
小泉 進次郎（衆・自民）
防衛大臣
河野 太郎（衆・自民）
国務大臣（内閣官房長官）
菅 義偉（衆・自民）
国務大臣（復興大臣）
田中 和徳（衆・自民）
国務大臣（国家公安委員会委員長）
(内閣府特命担当大臣（防災）)
武田 良太（衆・自民）
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策）)
衛藤 晟一（参・自民）
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策）)
竹本 直一（衆・自民）
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（経済財政政策）)
西村 康稔（衆・自民）
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（規制改革、地方創生）)
北村 誠吾（衆・自民）
国務大臣
(内閣府特命担当大臣（男女共同参画）)
橋本 聖子（参・自民）

内閣官房副長官

西村 明宏（衆・自民） 岡田 直樹（参・自民） 杉田 和博

副大臣

復興副大臣
菅家 一郎 (衆・自民)
横山 信一 (参・公明)

内閣府副大臣
大塚 拓 (衆・自民)
平 将明 (衆・自民)
宮下 一郎 (衆・自民)

総務副大臣
長谷川 岳 (参・自民)

総務副大臣
内閣府副大臣
寺田 稔 (衆・自民)

法務副大臣
義家 弘介 (衆・自民)

外務副大臣
鈴木 騰祐 (衆・自民)
若宮 健嗣 (衆・自民)

財務副大臣
遠山 清彦 (衆・公明)
藤川 政人 (参・自民)

文部科学副大臣
上野 通子 (参・自民)

文部科学副大臣
内閣府副大臣
亀岡 偉民 (衆・自民)

厚生労働副大臣
稻津 久 (衆・公明)
橋本 岳 (衆・自民)

農林水産副大臣
伊東 良孝 (衆・自民)
加藤 寛治 (衆・自民)

経済産業副大臣
牧原 秀樹 (衆・自民)

経済産業副大臣
内閣府副大臣
松本 洋平 (衆・自民)

国土交通副大臣
青木 一彦 (参・自民)

国土交通副大臣
内閣府副大臣
復興副大臣
御法川 信英 (衆・自民)

環境副大臣
佐藤 ゆかり (衆・自民)

環境副大臣
内閣府副大臣
石原 宏高 (衆・自民)

防衛副大臣
内閣府副大臣
山本ともひろ (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官
神田 憲次 (衆・自民)
今井 絵理子 (参・自民)

内閣府大臣政務官
復興大臣政務官
藤原 崇 (衆・自民)

総務大臣政務官
木村 弥生 (衆・自民)
斎藤 洋明 (衆・自民)

総務大臣政務官
内閣府大臣政務官
進藤 金日子 (参・自民)

法務大臣政務官
宮崎 政久 (衆・自民)

外務大臣政務官
尾身 朝子 (衆・自民)
中谷 真一 (衆・自民)
中山 展宏 (衆・自民)

財務大臣政務官

宮島 喜文 (参・自民)
井上 貴博 (衆・自民)

文部科学大臣政務官
佐々木さやか (参・公明)

文部科学大臣政務官
内閣府大臣政務官
復興大臣政務官
青山 周平 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官
小島 敏文 (衆・自民)
自見 はなこ (参・自民)

農林水産大臣政務官
河野 義博 (参・公明)
藤木 真也 (参・自民)

経済産業大臣政務官
宮本 周司 (参・自民)

経済産業大臣政務官
内閣府大臣政務官
復興大臣政務官

中野 洋昌 (衆・公明)
国土交通大臣政務官
門 博文 (衆・自民)
佐々木 紀 (衆・自民)

国土交通大臣政務官
内閣府大臣政務官
和田 政宗 (参・自民)

環境大臣政務官
八木 哲也 (衆・自民)

環境大臣政務官
内閣府大臣政務官
加藤 鮎子 (衆・自民)

防衛大臣政務官
岩田 和親 (衆・自民)

防衛大臣政務官
内閣府大臣政務官
渡辺 孝一 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁	一宮 なほみ	内閣法制局長官	近藤 正春
公正取引委員会委員長	杉本 和行	原子力規制委員会委員長	更田 豊志
公害等調整委員会委員長	荒井 勉		

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委 員 会 等
平成22年	174 (常 会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常 会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常 会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常 会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常 会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常 会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常 会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常 会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常 会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,507	329	1,178
令和元年	198 (常 会)	3,409	774	2,635
	199 (臨時会)	124	119	5
	200 (臨時会)	1,519	363	1,156

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年 令和 元年	14,829	283,234	55,172	160,834	50,495	14,644	2,089	190
	13,279	249,000	45,088	149,977	41,325	9,643	2,967	61

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
令和元年の数は、第200回国会終了日(12月9日)現在。

6 参議院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,024	860	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度	94,435	1,351	1,183	135	33
令和元年度	4月	1,631	28	9	18
	5月	5,202	86	41	44
	6月	10,427	123	103	19
	7月	4,082	53	43	5
	8月	441	14	3	1
	9月	4,701	62	55	6
	10月	7,424	111	107	2
	11月	14,375	194	190	2
(年度途中計)		48,283	671	551	97
					23

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第141回 I P U会議出席 (元. 8. 29 議長決定)	セルビア	元. 10. 13 ～10. 19	藤末 健三君(自民) 矢倉 克夫君(公明)	元. 12. 9 議院運営委員会 に報告書を提出
第39回日本・E U議員会議 出席 (元. 11. 11 議長決定)	フランス ドイツ	元. 11. 26 ～11. 30	羽生田 俊君(自民) 小野田 紀美君(自民) 野田 国義君(※)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定
気候変動枠組条約第25回締 約国会議 (C O P 25) の際 の議員会議 (元. 10. 28 議長決定)	スペイン	元. 12. 9 ～12. 13	豊田 俊郎君(自民) 芳賀 道也君(※)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
英国上院の招待による同国 公式訪問及び各国の政治経 済事情等視察 (元. 8. 19 議長決定)	英国 ポルトガル	元. 9. 2 ～ 9. 11	(議院運営委員長) 末松 信介君(自民) 足立 敏之君(自民) 大家 敏志君(自民) 馬場 成志君(自民) 斎藤 嘉隆君(立憲) 白 真勲君(立憲) 里見 隆治君(公明) 櫻井 充君(民主) 田村 智子君(共産)	元. 12. 9 議院運営委員会 に報告書を提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
アメリカ合衆国及びカナダにおける政府が保有する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等観察 (元. 8. 22 議長決定)	アメリカ合衆国 カナダ	元. 9. 16 ～ 9. 21	中曾根 弘文君(自民) 猪口 邦子君(自民) 江島 潔君(自民) 堀井 巍君(自民) 杉尾 秀哉君(立憲) 谷合 正明君(公明) 浜口 誠君(民主) 清水 貴之君(維新)	元. 12. 9 議院運営委員会 に報告書を提出

※立憲・国民・新緑風会・社民

8 我が国で開催された国際会議

会議名	第6回G20国会議長会議		
開催地	東京		
期間	令和元年11月4日		
出席議員	日本国参議院議長 日本国参議院副議長	山東 昭子君 小川 敏夫君	I P U(列国議会同盟)議長 ガブリエラ・クエバス・バロン君 アルゼンチン共和国上院議長代理 フェデリコ・ピネド君 アルゼンチン共和国下院第二副議長 ルイス・アルフォンソ・ペトリ君 オーストラリア連邦上院議長 スコット・ライアン君 オーストラリア連邦下院議長 トニー・スマス君 カナダ上院議長 中華人民共和国 全国人民代表大会常務委員会副委員長 万鄂湘君 欧州議会副議長 ペドロ・シルヴァ・ペレイラ君 フランス共和国上院副議長 フィリップ・ダリエ君 フランス共和国国民議会副議長 レティシア・サン=ポール君

インド下院議長	オーム・ビルラ君
インドネシア共和国国会議長	ブアン・マハラニ君
イタリア共和国上院副議長	イニヤツィオ・ベニート・マリア・ラ＝ルッサ君
イタリア共和国下院副議長	マリア・ロザリア・カルファーニャ君
メキシコ合衆国上院議員	ナンシー・デ・ラ・シェラ君
メキシコ合衆国下院議長	ラウラ・アンヘリカ・ロハス・エルナンデス君
大韓民国国会議長	文喜相君
ロシア連邦連邦院国際問題委員長	コンスタンチン・イオシフォヴィチ・コサチョフ君
ロシア連邦国家院第一副議長	アレクサンドル・ドミトリエヴィッチ・ジューコフ君
サウジアラビア王国諮問評議会議長	アブドッラー・アール＝シャイフ君
南アフリカ共和国国民議会議長	タンディ・モディセ君
トルコ共和国大国民議会議長	ムスタファ・シェントプ君
アメリカ合衆国下院退役軍人委員長	マーク・タカノ君

オランダ王国上院議長

ヤン・アントニー・ブライン君

オランダ王国下院第一副議長

オッキエ・テレヘン君

9 国会に対する報告等（元. 8. 6～12. 9）

第199回国会閉会後から第200回国会中、法律等に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
令和元年	
8. 7(水)	○一般職の職員の給与についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告
8(木)	○破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
30(金)	○平成30年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告
9. 3(火)	○平成30年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○平成30年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
6(金)	○平成30年度における予算使用の状況(平成30年度出納整理期間を含む。)の報告 ○令和元年度第1・四半期における予算使用の状況の報告 ○令和元年度第1・四半期における国庫の状況の報告
20(金)	○平成30年度公正取引委員会年次報告書
10. 1(火)	○「平成30年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告
8(火)	○令和元年8月1日から同年10月3日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
11. 12(火)	○シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告 ○シナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告 ○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
19(火)	○平成30年度国の債権の現在額総報告 ○平成30年度物品増減及び現在額総報告 ○国立研究開発法人科学技術振興機構平成30年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○国立研究開発法人科学技術振興機構平成30年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○独立行政法人日本学術振興会平成30年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○独立行政法人日本スポーツ振興センター平成30年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構平成30年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する経済産業大臣の意見
22(金)	○東日本大震災からの復興の状況に関する報告
26(火)	○国と地方の協議の場(令和元年度第2回)における協議の概要に関する報告書
29(金)	○「平成30年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告
12. 3(火)	○日本放送協会平成30年度業務報告書及びこれに付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

- | | |
|------|--|
| 4(水) | ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「福島再生加速化交付金事業等の実施状況について」の報告 |
| 6(金) | ○ 令和元年度第2・四半期における予算使用の状況の報告
○ 令和元年度第2・四半期における国庫の状況の報告 |

10 国会関係日誌 (元.8.6~12.9)

年月日	事 項
【第199回国会(臨時会)閉会後】	
令和元年	
8. 6(火)	○ 広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式、山東議長出席
8(木)	○ 安武洋子元参議院議員逝去
9(金)	○ 長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典、山東議長出席
15(木)	○ 全国戦没者追悼式、山東議長出席
17(土)	○ 谷林正昭元参議院議員逝去
23(金)	○ 安倍総理、フランス訪問(G7ビアリッツ・サミット出席、～27日)
25(日)	○ 埼玉県知事選、大野元裕氏当選
28(水)	○ 第7回アフリカ開発会議(～30日)
9. 4(水)	○ 安倍総理、ロシア訪問(第5回東方経済フォーラム出席、～6日)
8(日)	○ 岩手県知事選、達増拓也氏4選
11(水)	○ 第4次安倍第2次改造内閣発足
12(木)	○ 宮川典子衆議院議員逝去
19(木)	○ 打越さく良参議院議員、立憲民主党・民友会・希望の会へ入会
23(月)	○ 安倍総理、米国、ベルギー訪問(第74回国連総会及び欧州連結性フォーラム出席、～28日)
27(金)	○ 臨時会召集を閣議決定
30(月)	○ 参・「立憲民主党・民友会・希望の会」解散 ○ 参・「国民民主党・新緑風会」解散 ○ 足立信也参議院議員外60名、「立憲・国民・新緑風会・社民」を結成 ○ 衆・「国民民主党・無所属クラブ」解散 ○ 衆・「社会保障を立て直す国民会議」解散 ○ 衆・「社会民主党・市民連合」解散 ○ 衆・「立憲民主党・無所属フォーラム」、「立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム」に会派名変更 ○ 青山大人衆議院議員外49名、「立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム」へ入会
10. 1(火)	○ 参・災害対策特別委(令和元年台風第15号及び第17号並びに令和元年8月の前線に伴う大雨に係る被害状況等について報告聴取、令和元年台風第15号による被害からの復旧・復興等について質疑) ○ 衆・災害対策特別委(災害対策について質疑、令和元年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む。)による災害の被害を踏まえた災害に強い国づくりの推進に関する決議) ○ 衆議院南関東選挙区、出畑実氏繰上補充當選(宮川典子衆議院議員の死去による)、自由民主党・無所属の会へ入会
【第200回国会(臨時会)】	
4(金)	○ 参・本会議(12常任委員長辞任、15常任委員長選挙、7特別委員会設置、3調査会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、会期の件、所信表明演説) ○ 衆・本会議(会期の件、11常任委員長辞任、17常任委員長選挙、情報監視審査会委員辞任・選挙、9特別委員会設置、所信表明演説) ○ 開会式 ○ 参・憲法審査会(会長選任) ○ 衆・憲法審査会(会長選任)
7(月)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)

8(火)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目)
9(水)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 参・政治倫理審査会
10(木)	○ 衆・予算委 ○ 立花孝志参議院議員、公職選挙法第90条により退職 ○ 参・「みんなの党」解消(退職により所属議員が1名となったため)
11(金)	○ 衆・予算委
13(日)	○ 長谷百合子元衆議院議員逝去
15(火)	○ 参・予算委
16(水)	○ 参・予算委
20(日)	○ 高鳥修元衆議院議員(元経済企画庁長官)逝去
23(水)	○ 浜田聰氏繰上補充当選(立花孝志参議院議員退職による) ○ 浜田聰参議院議員、渡辺喜美参議院議員、「みんなの党」結成
24(木)	○ 衆・本会議(日米貿易協定、日米デジタル貿易協定趣旨説明・質疑) ○ 衆・情報監視審査会
25(金)	○ 北川昌典元衆議院議員逝去
26(土)	○ 吉田博美元参議院議員逝去
27(日)	○ 参議院議員補欠選挙、埼玉県選挙区で上田清司氏当選
29(火)	○ 衆・情報監視審査会
30(水)	○ 参・情報監視審査会
11. 3(日)	○ 安倍総理、タイ訪問(ASEAN関連首脳会議出席、～5日)
4(月)	○ 第6回G20国会議長会議
5(火)	○ 衆・情報監視審査会 ○ 安田範元衆議院議員逝去
6(水)	○ 参・情報監視審査会 ○ 衆・予算委(集中審議「国政全般」) ○ 添田増太郎元参議院議員逝去 ○ 北口博元衆議院議員逝去
7(木)	○ 衆・本会議(教職員給与特措法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・憲法審査会(衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団の調査の概要について説明聴取、意見聴取、自由討議) ○ 衆・情報監視審査会
8(金)	○ 衆・本会議 ○ 参・予算委(集中審議「内政・外交の諸問題」)
12(火)	○ 衆・本会議(会社法案、会社法整備法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・情報監視審査会
14(木)	○ 衆・本会議 ○ 衆・憲法審査会(衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団の調査の概要について自由討議) ○ 阪上善秀元衆議院議員逝去
15(金)	○ 参・本会議
18(月)	○ 白川勝彦元衆議院議員(元自治相兼国家公安委員長)逝去
19(火)	○ 衆・本会議(日米貿易協定承認、日米デジタル貿易協定承認、教職員給与特措法案可決)

20(水)	○ 参・本会議(日米貿易協定、日米デジタル貿易協定趣旨説明・質疑) ○ 参・情報監視審査会
21(木)	○ 衆・本会議 ○ 衆・情報監視審査会
22(金)	○ 参・本会議(教職員給与特措法案趣旨説明・質疑)
24(日)	○ 高知県知事選、浜田省司氏当選
26(火)	○ 衆・本会議(会社法案修正議決、会社法整備法案修正議決)
27(水)	○ 参・本会議(会社法案、会社法整備法案趣旨説明・質疑)
28(木)	○ 参・外交防衛委、農林水産委、経済産業委連合審査会(日米貿易協定、日米デジタル貿易協定質疑) ○ 衆・憲法審査会(衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団の調査報告を踏まえて自由討議)
29(金)	○ 参・本会議 ○ 衆・本会議 ○ 中曾根康弘元衆議院議員(元首相)逝去
12. 2(月)	○ 参・本会議(平成三十年度決算の概要報告・質疑) ○ 参・決算委(平成三十年度決算概要説明)
3(火)	○ 衆・本会議 ○ 参・法務委(会社法案可決、会社法整備法案可決) ○ 参・外交防衛委(日米貿易協定承認、日米デジタル貿易協定承認) ○ 参・文教科学委(教職員給与特措法案可決)
4(水)	○ 参・本会議(日米貿易協定承認、日米デジタル貿易協定承認、会社法案可決、会社法整備法案可決、教職員給与特措法案可決) ○ 参・情報監視審査会(年次報告書提出)
5(木)	○ 衆・本会議
6(金)	○ 参・本会議(情報監視審査会の調査及び審査の報告)
9(月)	○ 参・本会議(事務総長辞任・選挙) ○ 衆・本会議 ○ 衆・情報監視審査会 ○ 石橋政嗣元衆議院議員逝去 ○ 第200回国会閉会